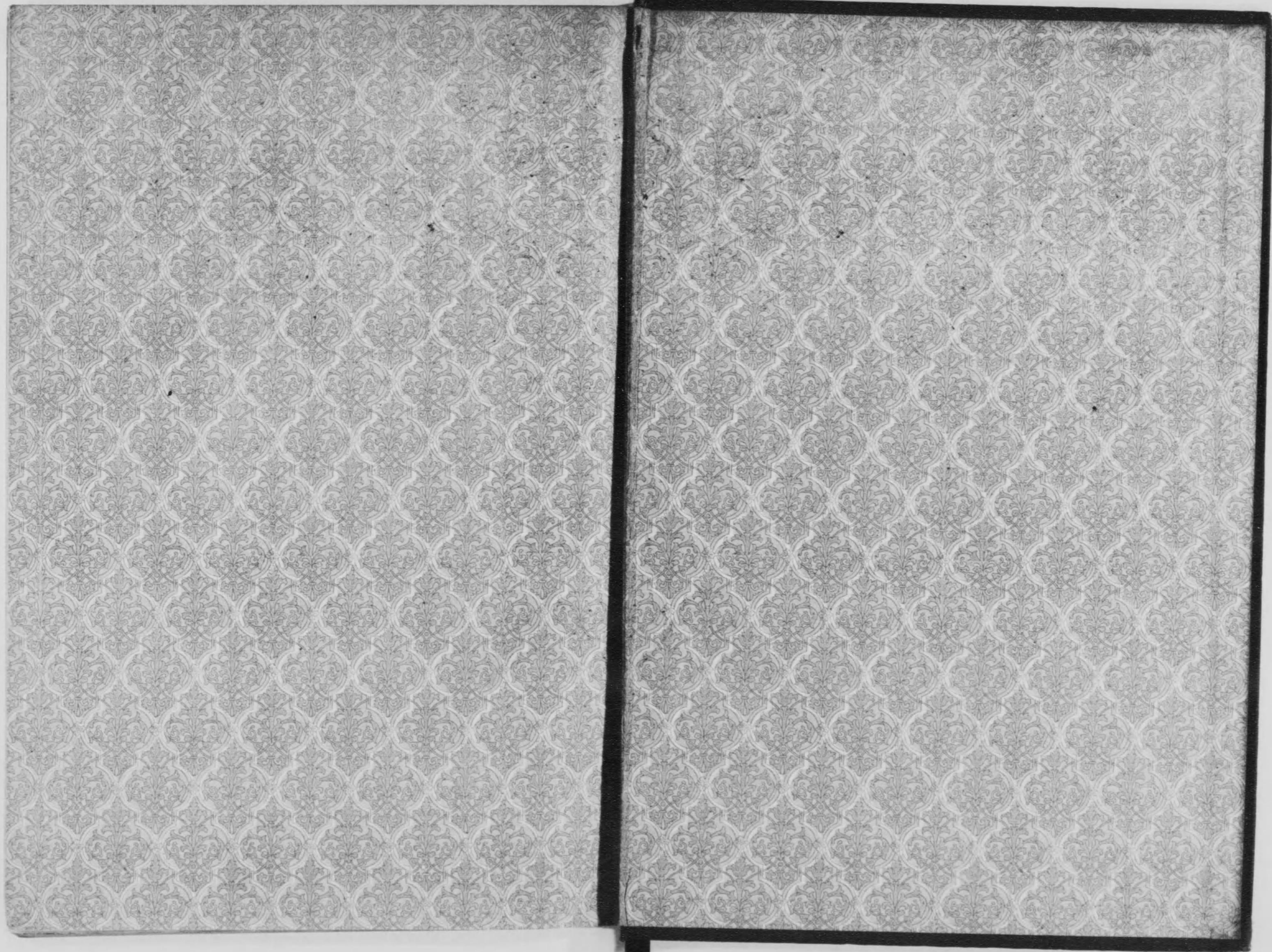


始





263.6-37

大塚良治著



小學歷史教授法精論

東京目黒書店發兌

大正
6. 6. 26
内交

序言

日本歴史教授法が國家てふ至大至高の權威に育まれて生れ
出でざるを慊らず思ふ。

今や帝國主義の思潮は有らゆる宗教哲學を超越して世界の
各國を風靡し、科學の進歩と交通機關の發達と相俟つて、國際的
競争日に激烈となれり。現時大戦争の如何に大規模にして酸
鼻なるかを思ふ人は、必ず、戦後國際權衡の一大變化と我が國家
的危機とに心を寒からしめざるを得ざるべし。此の時に當り
て國民教育の中軸となり根幹となりて献替の眞心を國民に鼓
吹砥礪せしむるもの、わが日本歴史科を措きて他に之を求め得
るなし。

然り而して日本歴史科教授の現状果して如何。その至大の任務を遂行するに十分なる確信と實力とを具へたる乎。彼の頑鈍卑淺なる因襲的教法より離脱して、清新潑瀾なる國家的信仰の洗禮を受けたる乎。時代進轉の大時機に起りつゝある世界の動搖と疾呼とに對して策應すべき準備と籌計とを有する乎。否。々。吾人の見る所を以てすれば、我が日本歴史教授は尙長夜の酣睡より覺めず、因襲と姑息とに終始し居らずんばあらず。豈、浩歎すべからずや。

吾人淺學菲才なりと雖も、曩に乏を天下の訓導に承けて日本歴史科を擔當し、その教授の學理と實際とに刻苦研鑽すること年あり、一度、細目體小學日本歴史解説を著して所信を世に問ひ、幸に江湖の賛同を博するを得たり。後再び學窓に歸りて、日夜、

國學の碩學に親炙し政治法制經濟外交に關する理論と歴史とを攻究し、統ぶるに國家の本質を以てし、靜に時勢の推移を觀察して、私に自ら憂憤禁ずる能はず、乃ち筐底に舊稿を探り、改刪數次、故を溫ね新を採り、時勢の要求と日常の實用とを參酌して以て本書を成すに至れり。吾人は、固より、本書を以て、日本歴史教授法の完璧なりと僭するものにあらず。唯、本書によりて、吾人の親愛なる國民教育者が、時代の急呼に覺醒し國家的信仰の根本に立ち歸りて、奮勃たる國運の隆興に會し有力清新の教法を採るの覺悟と勇氣とを發生し來らば、即ち吾人の望足る也。

大正六年四月

著 者 識

小學歷史教授法精論

目次

第一章	日本歴史科の要旨	一
第一節	純正史學と普通教育に於ける歴史科との異同並に關係	一
第一項	總説	一
第二項	純正史學の本分	四
第三項	普通教育に於ける日本歴史科の任務	六
第二節	日本歴史科の重要な所以	八
第一項	史譚愛好の本性	九
第二項	歴史科の必要及び效果	一〇
第三節	國家の要求と教授者の態度	一二
第一項	歴史の形式と内容並に日本歴史科の要旨	一二

目

次

一

第一項	教授者の態度	一四
第二項	日本歴史科と實證物	一七
第三項	日本歴史科と實證物	一七
第四項	日本歴史科と調育との關係	一八
第四節	要旨結論	二一

第二章 教材の選擇及び排列

第一節	選擇すべき教材の種別	二四
第一項	總說	二四
第二項	建國の體制	二四
第三項	皇統の無窮	二五
第四項	歷代天皇の盛業	二八
第五項	忠良賢哲の事蹟	三一
第六項	國民の武勇	三三
第七項	文化の由來	三六
第八項	外國との關係	四〇
第九項	教材結論	四三
第二節	教材排列の諸法及び其の得失	四八

第一項	總說	五〇
第二項	年代的逆進法	五一
第三項	年代的順進法	五三
第四項	區分的漸進法	五三
第五項	圓周的擴張法	五四
第六項	結合體	五五
第七項	編年誌	五六
第八項	紀事本末誌	五六
第九項	傳記誌	五七
第十項	彙類誌	五七
第十一項	開化史誌	五九
第十二項	混合誌	六〇

第三節 歴史教材と他學科との關係

第一項	總說	六一
第二項	修身科との關係	六一
第三項	國語科との關係	六二
第四項	地理科及び唱歌科との關係	六六

第三章 教授の方法

第一節 教授目的

- 第一項 總說……………六九
- 第二項 歷史教授と記憶……………六九
- 第三項 兩目的の合和……………七〇
- 第四項 歷史教授と推究……………七三

第二節 歷史教授の基礎並に歴史科に入る時の實際的取扱

- 第一項 歷史教授の基礎に關する從來の主張……………七七
- 第一目 總說……………七七
- 第二目 郷土科による場合……………七八
- 第三目 郷土科なき場合……………八〇
- 第四目 結論……………八〇
- 第二項 歴史科基礎觀念に關する吾人の主張……………八一
- 第一目 日本歴史科の要求する知解の範圍及びその程度……………八一
- 第二目 基礎觀念上準備可能の程度……………八三
- 第三目 歷史教授開始の基礎教授……………八三
- 第四目 結論……………八四

第三項 歷史教授最初の實際的取扱程度……………八五

第三節 歷史教授の一般形式……………八七

- 第一項 教授段階……………八七
- 第一目 總說……………八七
- 第二目 豫備段總論……………八八
- 第三目 歷史教授の豫備段……………九二
- 第四目 提示段總論……………九九
- 第五目 歷史教授の提示段……………一〇九
- 第六目 整理段總論……………一一二
- 第七目 歷史教授の整理段……………一一五
- 第二項 歷史教授の諸形式及教案例……………一一九
- 第一目 講演體附教案例……………一二九
- 第二目 教科書讀講體附教案例……………一二二
- 第三目 折衷體附教案例……………一三七
- 第四目 問答體附教案例……………一五九
- 第五目 筆記體……………一七二
- 第六目 自修體……………一七四

第四章 歴史教授上の重要問題

第一節 國體と立憲思想の根本義	一七八
第二節 歴史教授の設備について	一八六
第三節 年代について	一九〇
第四節 史論抽出について	一九七
第五節 歴史教案作製について	二〇二
第六節 歴史教授の説話について	二二三
第七節 歴史科の筆記について	二四三
第八節 歴史教授の板書について	二五二
第九節 歴史科の複式教授について	二六二
第十節 高等科の日本歴史教授について	二六四
第十一節 女兒學級の日本歴史教授について	二六九
第十二節 歴史科の豫習復習について	二七六

目次終

小學歴史教授法精論

大塚良治著



第一章 日本歴史科の要旨

第一節 純正史學と普通教育に於ける日本歴史科との異同並に關係

第一項 總説

科學の一部門たる史學の研究と、普通教育の一教科たる日本歴史科の教授とは、等しく歴史そのものを對象とすれども、本來の職分は根本的に相異なれり。

史學は歴史の本質を論じ、歴史そのものを研究組成するものにして、其の研究方

第一章 日本歴史科の要旨

第一節 純正史學と普通教育に於ける日本歴史科との異同並に關係

法と目的とは純然たる學術上の問題なり。學術に國境なく政策なし。國家の是認或は要求によりて、國家の歴史を攻究組成するに際しても、その研究の方法と目的とに對して國境的顧慮と政策的婆心とを挾むの要毫もあるなし。否、若し之を挾まば却つて史學の本領を没却するに至る。

之に反して日本歴史科の教授は徹頭徹尾國境的にして政策的なり。勿論その教法は世界の長を探り新を參考するの要少からずと雖も、その目的と内容の範圍程度とは全然國家の意思に従つて決定せらるべきなり。國家は自ら時勢に鑑み國體に基き、その至高至大なる權力によりてその公明中正と信する目的及び適切なる範圍程度を國民に指令し之を遵守せしめざるべからず。

人若し日本歴史科の教授に對する國家の制限抑壓を見て、史學研究の自由に干渉するものとなさば、そは大なる誤謬なり。學術研究の自由を尊重するは日進月歩の世界に立ちて泰西先進國と比肩し之を凌駕して、國際競争の勇者たるを期する上に於て特に緊要の事に屬す。然れども史學の研究に自由を認むる以上は、日本歴史科の教授にも放任を認むべしとなすは、最も甚しき誤謬ならずんばあらず。

抑々國家興廢の岐るゝ所は國際的競争力の強大なると微弱なるとに因る、國際的競争力の強大を期せんと欲せば、須くまづ國民に剛健なる團結心と純美なる犠牲的精神とを涵養鼓吹せざるべからず、則ち第一に國民的信念を強く且深く會得し感銘せしめざるべからず。則ち國家はその絶大なる權力とその卓越せる歴史の權威を藉りて、國民に對して飽くまで國家的信仰を強ひ、常に國民をして其の信仰中に生活し行動せしむるやう教導し警告し陶冶せざるべからず。斯くの如くして始めて現時の激烈なる世界的競争場裡に立ちて漸く國家の生存を維持し發達を企圖することを得るなり。

國際的競争が如何に激烈なるかは這回の歐洲大戰に徴して世界各國民が十二分に知了したる所、戦前に於て數次平和會議の開催あり、仲裁裁判所の設置あり、武備制限の提唱あり、一方に於て帝國主義の思潮と軍國主義の施設とが刻々世界の人心に浸潤して、武力血戦を暗示し居たるにも拘らず、世界は尙文明の力を恃みて、平和の繼續を夢みつゝありき。噫、慨かはいかな彼の皮相なる文明の力！憐れむべきかな彼の卑淺なる實證的科學の光！それ等の將來したる結果は唯世界的

大修羅場の阿鼻叫喚のみ。

此の時に當りて國家がその國民の教育上飽くまで國情を顧慮し政策を勵行して、以て國際的競争力の保持増大を圖るは當然且必然の處置たり。殊に我が國や金甌無缺世界無二の尊嚴なる國體を存し、畏くも天祖の神威によりて成立せるもの、古來國家的信仰は國民性の眞髓となれる所なるに於てをや。即ち日本歴史科の教授に嚴密なる制限を加ふるは毫も怪しむ所にあらず。

以上説明したる如く、史學研究の自由と日本歴史科教授の制限とは、その根本に於て性質を異にせるものなるに拘らず、一般に從來の實情を見るに、多くは誤解し混同して、或は國家の權力を無視して放漫なる教授をなし、或は全然國家の意思を揣らず、不當の取扱をなして自ら省みざる者少からず。誠に憂歎すべきことといふべし。

第二項 純正史學の本分

語に曰く「物の成る、成るの日に成るに非ず、其の因や遠し。物の敗るる、亦然り」と。社會萬般の事象は遠因あり、近因あり、始め微々たる勢力が時の懷に在りて醗酵せ

られ、幾多繽紛錯雜纏綿縱横の伏線を經來つて、而して後始めて鬱勃として眼前に展開暴露す。されば極めて偶然突發の如き事象も其の起因を原ね關聯を究むるに當つてや、牽引連絡遠く意想の外にあること珍しからざるは人の能く知る所なり。

歴史學者は、正確なる史料に基づき、過去の事實を表裏より穿鑿探究して錯綜暗黒の事蹟を解説し、其の有りの儘を明かにし、些の斟酌虚飾を加へず、複雑錯綜せる因果の關係をして掌を指すが如くに闡明決剔するを務とす。世人が見て以て偉人傑士となし忠臣烈婦となす人にして、研究の結果惡念亂行あるを知らば有る儘を擧ぐべし。世人が見て以て暴臣賊子逆徒小人となす輩にして、探索の結果美事善行あるを知らば有る儘を存すべし。世人の見て以て快人物となし快事象となすものにして、正確なる史料の據るべきなくば、時に存疑となし時に抹殺を敢へてなすとも憚らず。斯くの如きは歴史學者の眞正なる職分にして、純正史學の主眼なり。世の俗眼俗耳は或は其の大膽に驚き、或は其の突飛を難じ、果ては金甌無缺の國史に對し強ひて異説を立て、瑕瑾を作る非違者なりと誹謗せんも未だ知るべ

からず。然れども純正史學の研究は世俗の非難譏謗を意に介することなく飾らず隠さず偏らず阿らず事實有りのまゝを明かにせば足れり。ただ慎む所は斯かる研究を一般世俗に向つて不注意に發表すべからざるに、あるのみ。則ち純正史學の執る所は容易の業にあらずと雖も其の要旨とする所はしかく簡單なり。今その任務を約言すれば左の如し。

- 一、研究の根據とする古文書、古記録、遺物、遺蹟等の探求。
 - 二、各根據物の研究上の價値の判定。
 - 三、事實の探索解明。
 - 四、事實の有機的説明(因果關係の闡明)。
 - 五、事實説明に對する價値の判定。
- 等之なり。

第三項 普通教育に於ける日本歴史科の任務

普通教育は圓滿忠實なる大日本帝國臣民を作るを根本の目的とし、圓滿忠實なる國民の有すべき一資格を形づくらしむる爲に日本歴史科を置けり。則ち普通

教育に於ける日本歴史科は史學研究にあらず、史學研究の方途を授くるにあらず、即ち歴史家を養成するものにあらず、従つて其の要旨とする所も自ら彼の純正史學の研究と異なり、種々の制限を受けざるべからず。等しく過去の事實なりとも國民的生活をなすに知り居らざるべからざるあり、知りても益なきあり、知りて却つて害なきを保せざるものあり。圓滿忠實なる國民たらしむべき年少子弟を教育するに當り、純正史學の見地に立ち、有らゆる過去の事實を捉へ來りて事實なるが故に同價値なりとして授けなば、其の結果や奈何、正邪善惡の判斷力極めて弱く、毅然として立つべき理想を有せざる彼等小國民は、必ずや徒に昏迷錯亂其の適歸する所を知らざるに至るべく、遂には横逆其の惡を覺らず、邪曲其の非を辨へざるに至らんも測られざるべし。若し斯くの如くば日本歴史科は遂に百害ありて一利なきものとならん。故に普通教育に於ける日本歴史科の要旨は常に國民的生活の基礎の上に確立せらるべきものにして、事實の取捨選擇上、純正史學と甚だ差違あるは亦已むを得ざる所なり。則ち國民が、口碑傳説のまゝに、等しく認めて忠節人臣の龜鑑となせる者にして、縦し隠れたる非行發見せらるるとも、其の非行に

して國民的生活に大なる支障なきものならば敢へて其を兒童の面前に開陳するを須むざるべく、歴史家が正確なる史料の徴すべきなきを根據として事實か否かを疑ふ事蹟なりとも、其の傳説にして國民的心情の涵養陶冶に大なる貢獻ありと認め、且國民一般がその傳説の事實なるを信ぜば採りて以て正確なる事實の如くに授くるとも何の妨げかこれあらん。

然るに世人は勿論、教壇上の人にして、前二者の區別を認めず、或は歴史家の研究に對して分別もなく加ふる非難の俗論に雷同する者あり、或は教室に日本歴史を授くるに際し、己が多識を誇りがに不謹慎なる放談を試みて心私に快とする者あり、或は歴史を嗜めるさまに純正史學の見地を愛し、普通教育に於ける日本歴史科が爲政者の都合によりて真正なる事實を隱蔽削除せらるるに憚らざるもの無きを保せず。是等は皆共に先づ深く自ら反省して二者の區別を明かにし、普通教育に於ける歴史教授の立場を正しく了解すべきなり。

第二節 日本歴史科の重要な所以

第一項 史譚愛好の本性

凡そ洋の東西時の古今を問はず、人類は祖先の爲せる過去の事實を知らんことを欲して止まざる通性を有す。これ人類が他の動物に卓絶したる記憶力と言語力と及びその自負とに基き、神靈英雄に對する敬虔崇拝信仰を伴へるが爲なり。古事記は稗田阿禮が口誦せるを太安麻呂が筆記したるものにして、其の成るや元明天皇の和銅五年紀元一千三百七十二年に當る。試に思へ、一千四百年間、口授又口授、誦又誦、彼の長き章句を語りつぎ言ひつぎ來れる事實を。過去の事相なればこそ之を成し得たれ。若し他の諸科ならんに安んぞ能く此の永き年月この長き章句を口傳し來るを得んや。此の一事は以て人類が寧ろ本能的に歴史を好愛するを證すべく、一は以て其の本能が我が國民性たる崇祖の大精神と一致して歴史に對する好愛心を一層強からしめたるを知るべし。由來東亞の人は推しなべて歴史を好愛する社會的民族的慣性を有す。而して我國や上に萬世一系の天皇を戴き、下に忠實賢良の臣民を養ひ、正氣常に磅礴、事あれば勇武比なく、事無ければ和順を盡し、時ありては忠烈鬼神を泣かしめ、時ありては節義懦夫を起たしむ

故に一度その史譚を緝かんか、之を誦して傳ふるもの泣き、聽きて習ふもの亦泣き、人をして感激奮起、或は自ら其の間に親しく周旋せざるを憾み、或は自己の行爲、古人に恥ぢざらんことを戒しめ、痛快腕を扼し奮慨皆を裂かしめずんば止まざる也。我國民が古來本能的に史譚を好み、能く千四百年の口授を経て光輝ある國史の成跡を萬年に傳ふるを得るもの豈偶然ならんや。日本歴史科が國民的教科として重視せらるる理由亦實に此に存するを知るべし。

第二項 歴史科の必要及び效果

彼の求知心に富みたる小兒が父母兄弟を執へて發する質問を聞け。必ずや彼は

コレハ何ヨリ出來シカ、何處ニテ出來シカ、誰ガ造リシカ、何時作リシカ、何故ニ作リシカ、如何ニシテ作リシカ。

と疊みかけ、其の物の過去につき知らんことを欲して焦慮するを見るべし。

吾人が日常眼に視、耳に聽き、手に觸るる四圍の事物につきて、眞に知らんと欲せば、須く其の過去に於ける状態に對して疑問を起し、時を遡りて其の起源より究めざ

るべからず。宗教にまれ、法律にまれ、文學にまれ、工藝にまれ、其の現状を知悉了解せんにはそれ等の過去の事相に遡りて攻究せざるべからず。斯かる意味に於て、現代の年少子弟に現時の國家社會を知悉了解せしめんにはまづ其の過去の事歴について授け、現時の情勢の由來する所を明かにし、將來の推斷應策に資せしむるを要す。吾人が日本國民として十分に報効の誠を捧げんと欲せば、建國以降の事歴を知りて、斯の尊嚴なる國體に對する信仰を固め、その擁護と發揚とに勵精努力せざるべからず。彼の好愛あり、此の必要あり、依つて以て日本歴史科の位置愈々高まり愈々堅しと謂ふべし。

歴史科は由來博識的學科の隨一に處り、吾人の人格完成の效果を有す。彼の所謂日常生活に必須なる知識よりいふ時は、修身國語算術の諸科とは自ら別箇の方面を有し、之等を根幹とすれば歴史科は花葉なり、之等を必需品とすれば歴史科は趣味なり。眞に人類をして萬物の靈長たらしめんと欲せば宜しく趣味の涵養とその向上とを圖るべし。歴史そのものが既に趣味の色彩を多量に帶び、歴史の愛好は趣味の基本をなせるのみならず、歴史を通して文學美術の趣味を養ふべく、政

治經濟外交の趣味を解すべく、國家の隆替世相の變遷の趣味を味ふべく、國民性の眞價民族運動の本義に對する趣味を知るべく、國家の本質とその組成とに關する趣味を領會することを得べし。趣味は直に感情に融合し意志活動に影響して、茲に優雅にして濃厚高尚にして堅實なる人性を打成し來る。歴史科の効果は一方に於て國民教育上の大任を盡すと同時に、一方に於て人性陶冶上の重責を果すにあり。斯くて國民としては能く國家を理解し國家を信仰して忠實勇武の蒼生オホキミカガツとなり、人類としては能く人性を長養し人格を完成して圓滿具足の善人となるべし。これ日本歴史科の重要な所以なり。

第三節 國家の要求と教授者の態度

第一項 歴史の形式と内容並に日本歴史科の要旨

以上述べたるが如く、日本歴史科によりて、世界に比無き尊嚴なる國體の眞髓を了知せしめ、之が起源變遷發達の徑路を明瞭にし、文化の由來及び其の進歩を知らしめ、以て國家組織の眞狀と併せて現時國運隆盛の因由を知らしめば、現代の國民

として始めて、眞に大日本帝國に對する正しき見解と熱き信仰とを有するに至らん。然れども單に過去の事歴のみ知りて、吾人の祖先がそれ等の事歴に對して常に忠君愛國の至情と和衷協同の精神とを以て處理し來り、皇統の連綿を慶し、歴代天皇の仁慈に浴し、國民たるの義務を盡すに如何に敢爲忠勤なりしがを知るにあらずんば、否知りても胸中の琴線に觸れ、共鳴し感動すること無くば、恰かも機關の構造のみを知らしめて其の活用に及ばざると等しかるべし。斯くては我國の現狀を知りても其れに對して如何に處し如何に盡すべきかの方策を發見工夫し得ざらん。是に由りて之を観るに、日本歴史科に於ては二大觀察點あるを知るべし。即ち其の一は遺物遺跡、記録、碑、言語等の史料、普通教育に於ては主としてこれ等を取捨選擇して學者が編纂したる教科書に基づきて過去の社會の表面に現れたる事象の變遷に關する觀察、知識なり、其の二は社會の裏面を流れて、それ等の事象を捲き起したる國民の信仰、思想、意志、感情に關する觀察、感得なり。故に過去の事實を明かならしめんと欲せば、須く此の兩見點より觀察して明快なる解答を與へざるべからず。前者表面的現象は則ち歴史の形式を構成するものにして後者國

民の思想感情等は則ち歴史の内容を充填するものなり。從來歴史を解して單に形式的方面の記述傳達に止るものとなすもの少からざりしと雖も其の妥當ならざるは明白にして、内容的方面の觀察ありて始めて歴史の真相を明かならしむるを得べきものなり。

然り而して國家が普通教育に於ける日本歴史科に對して要求する所を小學校令施行規則によりて推測するに、その第五條の規定に曰く

日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

と。其の國體の大要を知らしむるは之によりて以て歴史の形式的方面の主張を達せしめんことを欲し、國民たるの志操を養ふは之によりて以て歴史の内容的方面の主張を達せしめんと欲する所以なり。而して其の國體の大要を知らしめん爲に採用すべき過去の事蹟は、前節に述べたる普通教育の見地に立ちて取捨すべきこと言を俟たず。

第二項 教授者の態度

右の規定に於て日本歴史科の主なる要旨が國體の大要を授くる事にして、その

國民たるの志操を養成するは寧ろ從たる任務なる事勿論なれども、實際教授者の態度より見ればその間自ら相反せる考察を要するものあり。人若し國體の大要を知らしむるに於て、何年何の事起り何年何某死すと言へるが如く、連絡なく、推考なく、探求なく、情味なく、お役目故に形式的に史實を傳ふるを事とせば或は容易ならん。然れども斯くの如きは無意義なる教授、活用なき學習なり。畢竟兒童にありては高價なる徒勞を買はしめらるゝに過ぎず。教師にありては其の識見の凡下なるを表白するのみ。

熟々考ふるに、歴史教授者は、如何にして國體の大要を知らしむべきかを思念する前に、まづ如何にして國民たるの志操を養ふべきかに就いて大いなる顧慮を費さざるべからず。歴史教授者が不知不識の間にたゞ死せる知識を傳ふるを以て能事了れりとなすは罪皆第二の要旨即ち國民たる志操を養ふことを豫め思はざりしに由らずんばあらず。如何にして國民たるの志操を養ふべきか、これを養ふためには如何なる範圍程度方法を以て國體の大要を授くべきか、一の史實を傳へんと欲す、如何なる程度方法により如何なる思考推究を要求して以て國民たる志

取扱の價値なしとするものなり。小學教育に於て遺物古記録を歴史教授に使用するとは好まじき事に屬すと雖も、その事實の調査研究の方法を教ふる爲になされざるべからずとの説には吾人賛成する能はず。吾人は前節に述べたる如く、普通教育の歴史は歴史家を養成するにあらずして、史家によりて研究闡明せられたる事實中國家が普通教育の本旨より打算して選擇したるものにつきて、系統的に記述せられたる書物によるを至當と信する者なり。兒童は遺物古記録を見て、それ等が史學研究上否史實取扱上内外兩方面より如何なる價値を有するかを考ふる要なく、それによりて史的情味を誘起し、その残されたる時代を追懐する、端緒を開き得る力の萌芽を認め得ば可なり。例へば一個の兜を觀て、直ちにそれが使用せられたる時代を追懐する料となり、それが今日まで經來れる期間を通じて、國民の思想技術の進歩、世態人情の變遷に對して概括的に漠然と史的情味を喚起せしめ得ば十分なり。小學校に於てそれより高き程度の取扱を望むは却つて遺物古記録の價値を損するものならずや。

第四項 日本歴史科と訓育との關係

又第二の要旨(國民たる志操の養成)あるが爲に日本歴史科が修身科と關聯すること甚だ親密にして、訓育上重要な地位を占めつつあるは明かなり。依つて今聊か日本歴史科と訓育との關係を見ん。

近時科學の進歩と共に情操に基づける訓育漸くその難きを加へ來れるは疑ふべからざる所なり。科學はあらゆる因縁起源を尋ねて隠れたる事實を分明ならしむるを唯一の目的となすがため、一事を見ては形式的に何が故にと疑ひ、一物をとりにては實證的に何物ぞと究めんことに力む。此の風潮は遂に小學教育に感染し、教師得意となりて理屈を説けば、兒童好奇心を挑發せしめられて何事にも理屈を求む。これ科學萬能理性無上の如くに思ひ込みて、吾人人類の狭き經驗界のみを唯一の根據となし、別に強くして廣大無邊なる情意信念の世界あるを顧慮せざる罪なりと雖、此の風潮の害蓋し輕視すべからざるものあり。今日修身科の訓話が兒童の腦裡に深く刻み込まれず、従つて訓育の實の擧らざるもの比々皆然るは其の因多々あるべしと雖も、情操の薰陶に當りて忌はしき理屈教授に陥れるに因由する所多きを認めざる能はず。人が何故に博愛なるべきかを問ふ勿れ。人た

るが故に博愛なるべきなり。國民が何故に忠貞なるべきかを問ふ勿れ、國民たるが故に忠貞なるべきなり。小學校に於ける情操陶冶に理屈は禁物なり。教師たるもの胸中に高鳴りするわが潔き情操と強き信念との諧調を直ちに兒童の腦裡に印刻せしめざるべからず。

翻つて本邦の近状を見るに皮相の文明に迷亂して、人の子たる操持を壞り、根柢ある國民的確信を失ひ、或は國體と政體とを混同して立憲政治の本義を没却し、或は個人主義に趨り、利己即道德と誤想し、殊に信仰心の萎靡する事日に甚しきを加へんとす。人にして人たるの信念を缺かば大事に際して無恥卑怯を振舞ひ、國民として國家の大事を解せず、解するとも浮薄なる知解に過ぎず、欣躍して難に赴くの信念志操を有せざるべきは諸國の歴史に徴して明かなる所なり。此點より考ふれば現時の日本は國民的信念の上に頗る患ふべき傾向を現し來れる者の如く、情操教育の萎靡は延いて國家的大危機に關聯すといふべし。然り而して其弊を救ふは唯理屈拔の薰陶あるのみ。信仰に理屈なく信念に理屈なし。我國の如く尊嚴なる國體を傳へ、特異なる君臣關係を保てるものにおいて、は君主國家に對す

る義務心は國民の第一に具ふべき信條にして、忠勇節義の思想は正に國民的信仰として深く同胞の腦裡に根ざされざるべからず。斯かる信仰の養成は主として修身科と歴史科との任務にして、其涵養陶冶には理屈を要せず、祖先を崇び祖國を愛する自然の心情を驅つて、熾烈なる愛國心と化せしめば足れり。豈他あらんや。而して其の之をなすに當りては、教授に權威あらしむるを要す。歴史科の教授は國家の權威と歴史の權威とによりて權威を添ふ。斯の二つの權威を辨へずして歴史教授の壇上に立つは小兒が村正の名刀を弄ぶが如くに有害無益なり。教師は此の二つの權威を以て國民的信仰を理屈なしに注入、象せざるべからず。國家に對する信仰は理屈を挟む餘地なからしむるまでに深刻に感銘的に壓へつけて注入して可なり。換言すれば教師自身が體得しつゝある信仰を吐露披瀝して、直ちに兒童の心情に注入し、之を類化せしめざるべからず。

第四節 要旨結論

之を要するに日本歴史科の要旨は、普通教育の見地に立ちて選擇せられたる材

料により國體の概要を知らしめて以て形式的方面の知解を授け、流れて止まざる國民の信仰・思想・意志・感情を解剖指摘して以て内容的方面の眞價を知らしめ、二者をして歴史の權威を以て國民的志操の養成の上に調和一致せしむるにあり。

吾人は曩に推究し探索して思想感情の潮流を明かならしめんことを要求し、後に亦注入的・押壓的教授を要求せり。これ一見自家撞着を來せるが如しと雖も、吾人の要求する注入的・押壓的教授は、國家の最も根本なる基礎に對するものにして、謂はば理屈を超越したる範圍に進め入れんことを欲し、推究的・思索的方面はその範圍の圏線に到達せしむる徑路なり。即ち探究的・實證的方法によりて其の圏線に到達せしめば、信仰的方法を以て押壓的に該範圍内に導き入れんことを欲するものにして、其の間毫も矛盾を見ざるなり。皇室の御事に關する傳説の如き斯の範圍の一例にして、片言隻句の推理も思索も加へしむべきものにあらず。其の他歴代天皇の御行跡に對する是非の批判の如き最も避けざるべからず。

以上の如くして意を要旨の貫徹に致さば、それによりて自然に社會的・人事的見識を養ひ、國家的事相の偶然ならざるを知ると同時に、敬虔・崇拜・感謝・同情・犠牲等の

性情を振興せしめて高尚なる人類的心情を陶冶し得依りて以て社會的理法の一部を了解し得べし。斯くの如きは本來の要旨に比して餘りに高き要求にして國家の規定中、明文を以て示されざること勿論なれども、教授者は決して度外する能はざる事項なり。但し兒童の知識境遇に應じて自然に推考し得べき範圍に止むること當然なりとす。

終に臨み小學校に於ける歴史科を特に日本歴史科と規定して何故に外國歴史を拒みたるかについて考ふるに、世界には革命を以て天意より出でたる自然の事歴となし、篡奪を以て避くべからざる政變と見る國あり。侵略を事として大國をなせる所あり。主權を人民に移して君主なき國あり。其の國體種々に分れ居りて、單一純粹の國家をなし、金甌無缺の歴史を傳へ、尊嚴絶倫の國體を有する日本國民の甚だ解釋に苦しむもの尠しとせず。世界は廣し、理性發達し國民的信念の完成せる成年者にして往々正邪曲直の判斷に惑ふが如き君臣關係あり。然るを況んや未だ國史にすら通ぜず判斷力乏しき兒童に於てをや。而も強ひて外國歴史を授けんか、兒童の頭腦は忽ち動亂擾雜し百弊を生ぜんこと火を賭るが如し。こ

れ外國歴史を除きたる所以なり。既に外國歴史を除けば他は國史なり。國史すらその國體の大要を授くるに止めたり。然らば國體の大要を授けんには如何なる材料によるべきか、乞ふ之を第二章に見よ。

第二章 教材の選擇及び排列

第一節 選擇すべき教材の種別

第一項 總説

小學校令施行規則第五條に曰ふ。

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制皇統ノ無窮歷代天皇ノ盛業忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇文化ノ由來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ル迄ノ事歴ヲ知ラシムベシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ趣旨ヲ擴メテ稍々詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムベシ

と。之によりて見るに日本歴史科の教材は之を七項に別たれあるを知るべし。

第二項 建國の體制

世界を見るに侵略を以て國を成せるあり、篡奪を以て國を統べたるあり、革命幾度か發して王朝屢々變ずるが如きは各國の歴史に於て殆ど普通に現るる所なり。殊に隣國支那は朝に北種を主と仰ぎ夕に南族を君と迎へて憚らず。その史を繙きて王統の慘憺たる末路を見、舊朝の忠臣、新朝の逆賊として悲壯の最期を遂ぐるを知る毎に未だ曾て眼を蔽ひ心を傷ましめざるもの幾何かある。其の他の諸邦に於ても能く千年の永きを紹ぎて現王朝の尊嚴と光輝とを認めしめ得るものあるを聞かざるなり。然るに我國や古往今來三千載、内革命の慘なく、外夷狄の侮を受けず、金甌無缺の國體を傳へ、古きを尋ぬるに隨つて愈々益々其の光輝と尊嚴とを加へ來る。而して其の最も著しきは建國の體制なり。即ち我が國體の光輝と尊嚴とは擧げて建國の體制に其の根源を發せざるなく、建國の體制を知らずして我が國體を解せん、と欲すとも豈得べけんや。建國の體制は實に國光の發源地にして、日本國民が之を知ると否とは國民的自覺の強弱に尤も大なる關係を有すべし。

く、日本歴史科の教材として第一に擧ぐべきものたるは言を俟たざるなり。建國の體制中、皇祖天照大神の神勅と三種の神器とは双壁連珠とも稱へつべき國家の大寶にして、神勅ありて建國の意義全く、神器ありて建國の實證明かなり。然り而して世には瓊瓊杵尊を以て始めて我國を治め給へりとなすものあれど、それは誤れるものなり。元來建國の體制を説かば伊弉諾尊伊弉冉尊が大八洲國を生成し給へる御事蹟よりせざるべからず。二神天照大神月讀命素戔鳴尊を生み奉るに至つて慶び給ふこと限りなく、天照大神に高天原を授けて之を治めしめ給ひ、並に豐葦原瑞穗國をも附し給ひぬ。是に於て豐葦原瑞穗國は始めて正當確實なる治者を仰ぐに至れり。天照大神は斯くして我が大日本帝國の統治者として最初に數へ奉るべき御方なり。其の瓊瓊杵尊を降し給へるは、親しく瑞穗國に就きて治めしめ、以て統治の實を擧げんとの深き大御心に外ならず。大神既に統治者とならせ給ひ更に此の大御心の爲に天孫を此の土に降し給ふ。これ我等が數千年の下大神の神威を仰ぎ神徳を謝して悉さざるなき所以にして、天孫に賜へる神勅と神器とが永劫磨すべからざる意義と光輝とを存する所以なり。而して小學

校に於て伊弉諾尊伊弉冉尊の二神を説かざるは、天祖の神勅と神器とを以て遺憾なく建國の體制を知了せしめ得べく、天祖以前宏遠の史實までを授くるの要なきを認めたる結果に外ならずと雖も、吾人は頗る之を遺憾とするものなり。

建國の體制に關する事實を擧げたる後特に注意すべきは君臣の分瞭然嚴乎として、遠く神代即ち建國の當初に定まると同時に、二者は本家分家の形となりて君は民の父母として臨み、民は君の赤子として事へ、其の間些の混雜錯亂を許さざる事なり。我國は國土ありて直ちに君あり、君ありて民之に従ふ。彼の外國史に普通なる國土ありて民あり、民の間より君出てて之を統べ、或は他より侵入し來りて之を領する者と全く其の趣を異にす。而も我國は決して侵略をなさず。人民には或は神別として神代の諸神の後あり、或は皇別として皇室より分れたるあり、或は蕃別として外國より歸化したるものの子孫あり。この外逸早く天皇の御徳を慕ひて之に従ひ奉れる種族あれど之等は互に婚姻往來し、天皇の萬民を視給ふこと等しく至仁至慈にして其の間何等の差違もなければこれ等は何時しか其の血統に於てその性格に於て同化結合して純然たる大和民族となり、皆皇別と選ばず、皇室

は人民の總本家と見奉るを得べく、忠なる所必ず孝なり、孝なる所必ず忠にして、忠孝二ならず、斯くして君臣の分明かなると同時に、その關係極めて親密にして、殆ど理想的國家組織を有すといふとも過言にあらず。これ建國の體制より併せ考ふべきことなり。

第二項 皇統の無窮

明治廿二年二月十一日發布せられたる帝國憲法の第一條に曰く、

「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」

と。之れ我が過去の歴史に於て然りし所にして未來に於て亦當に然らざるべからざるを示し給へるものなり。國有りて以來萬世一系の君主を仰ぎ、皇統連綿として絶えざるもの我が國を措きて又地球上求むるに由なく我が國が世界に冠絶せる所以の一茲に存す。之れ亦日本國民の深く了解し居らざるべからざる事勿論なり。然り而してこは偶然に得られたるものにあらず。彼の天祖の神勅に「寶祚ノ隆天壤ト窮リ無カルベシ」と宣らせ給ふ。一語炳として天地を貫くと言ふべく、爾來我が君臣深く神意を體

して其の保全に鞠躬盡瘁し、日夜神勅を傷けざらんことを之れ畏る。上下三千載時汚隆あり、機遲速あり、皇室式微して一見天燈油將に盡きんとし、皇光影淡く長夜之より闇からんとするの觀なき能はざりしこと無きにしもあらざりしかど、國民の腦裡深く神勅の刻み込めるありて、當時皇統の斷續に關して疑懼の念さへ懷けるものあるを聞かざりき。

之を思ふに、我が國には、臣下として本心より天位を覬覦せし者出でたることなし。僧道鏡は如何。彼は時代を知らざる没分曉漢世の寵遇豪華に眩惑せられて、愆念一時に勃發して前後の考も無く大それたる企をなせる者、理性全然麻痺して救ふべからざる痴漢と化し了せるなり。而も之を辯護的に評せんか、奈良時代を通じて政治上の難問題たりし皇位繼承による騒亂を未然に防がんとする誤れる愛國的計畫に出でたる點あるを否む能はず。平將門は如何。勇ありて學なく、情動きて矯むるを知らず、人情にすら通ぜざる無賴の徒にして寧ろ稚氣に富める者なり、彼の叛は謂はば餓鬼大將の竹馬戦争を女性化したる朝臣が大げさに騒ぎたるまでなり、將門も朝臣も天氣の加減に逆上したる者と一般論するに足らざるな

り。斯くの如く見る時、我等の祖先が數千年來、一心一體となりて皇位を保護し、臣下の分を全うし來れるは、我等の感銘に堪へざる所、國史を學ぶもの深く之に鑑みて自ら守る所を明知すべきなり。

皇統の連綿は皇嗣の決定を以て第一要件となさざるべからず。和氣清麻呂が奏上せる「天日嗣は必ず皇緒を立てよ」の語は我が國神代以來の法を述べたるものにして、皇嗣決定の主旨永久渝ることなし。時に女帝立ち給ひ、時に御兄弟相及ぼし給へる事ありしと雖も、それは一時止むを得ざる機宜に出でたる一變態にして、我が國家の常法にあらず。今や皇室典範の制定せらるるあり、皇嗣の事此の大典に明記せられて亦疑を挾むの餘地なきに至れり。洵に慶せざるべからず。

我が紀元年數に對する疑義に就いて學者の間に議論あれど、普通教育には關係なし。又神代に於ける年代の不明を難ずるもの往々これありと雖も、そは不心得千萬の事なり。神代に於ける年代不明は我が國家創建の愈々宏遠なるを窺ふべき事象にして、我が國が世界の最舊國と誇り得る所以も茲に存し居るを知らずや。之を要するにわが皇統の無窮は、上神意の尊嚴に出で、下萬民の忠誠によりて全

きを得るもの、現時世界の文明漸く進み、交通機關の發達と共に四海比隣、國際間の往來競争愈々激甚たらんとす。國民たるもの深く祖先の爲せる所を學び、能く内に一心協力の忠を致し、外に汚辱を受くるを禦ぎ、わが皇統が神意のまに、天壤と共に無窮ならんを希ひ、身命を惜しまず、努めて怠らざるべきなり。

第四項 歴代天皇の盛業

古のふみ見るたびに思ふかな

おのが治むる國はいかにと

明治天皇の御製を拜しまつるもの誰か 陛下が我等の爲に如何に叡慮をなやまし給ひしかに想到して、轉た感佩に堪へざるものあらん。然り而して、古の書果して何事をか傳ふる。曰く歴代 天皇の仁慈にましまし、民を憐み給ひ、常に國威國光の發揚と國土國民の寧樂とに宸襟を悩ませられ、或は池溝を穿ちて農事を奨め給ひ、或は寒夜に御衣を退けて民の困苦を推し給ひ、時に或は御躬親ら矢を負ひ、弓を執らせて四夷を征し給ひ、時に或は遠く使を海外に派して文化の將來を圖らせ給ふ等、書として其の盛業を載せまつらざるなく、文として四方の民鴻恩至慈に

霑浴して、塔に安んじ生を樂しめるを傳へざるなし。

歴代 天皇の盛業を書に傳ふるまゝ、眼を過るに從つて擧げ來らば殆ど其の數を知らざらんとす。我等の祖先此の滋露に浴し我等亦生を此の昭代に享くるを得て 天皇陛下の至渥至大の御仁恵に浴しつつあるの幸福を思へば、我等が何の故に忠節を君に致し誠欺を國に捧げざるべからざるかの理自ら分明たらん。日本歴史科が不知不識の間に此の理を授けて忠君愛國の念慮を堅うするを得るは愉快の至りと謂ふべし。

而して歴代 天皇の御盛業と共に忘るべからざるは歴代 皇后の御仁恵のいと深き事なり。雄略天皇の皇后幡梭媛の如き、聖武天皇の皇后光明皇后の如き、淳和天皇の皇后正子内親王の如き其の例に乏しからず。

日本書紀によれば 雄略天皇暴虐甚だしく、時人遂に大惡天皇と申し奉るに至れる旨を記し、武烈天皇紀には殘忍讀むに堪へざる實例を載せたり。されば世俗の人直ちに之を信じて語り傳へ、歴史教授上迷惑多からしめつゝあり。然れども學者の調査によれば、これ實に其の眞にあらず、前者は御氣性の勇武を誇大した

る誤記にして、後者は全然外國史の混入に過ぎざるなり。其の他僧玄昉を寵し給へる文武天皇夫人宮子娘聖武天皇皇后光明子、僧道鏡を寵し給へる 稱徳天皇の如き、其の御素行に就いて兎角の世論あれど、之等は實證なき事にして、全く世人の邪推なり。併しながら一旦世俗に眞として傳へられたる以上歴史教授に際し、その史實に對する態度を明かになし置く必要あり。乃ち教材選擇に當りて取捨を嚴にし之等曖昧無稽知りて甲斐なきものは一切之を排除して可なり。

第五項 忠良賢哲の事蹟

我等臣民の祖先にして後世神として祀られ、明治天皇大御心を以て陞せて、別格官幣社に列せられたるもの少からず。例へば

藤原鎌足—談山神社(大和)

和氣清麻呂—護王神社(山城)

藤原秀卿—唐澤山神社(下野)

楠木正成—湊川神社(攝津)

新田義貞—藤島神社(越前)

北畠親房顯家——阿倍野神社(攝津)
藤原師賢——小御門神社(下總)
名和長年——名和神社(伯耆)
菊池武時——菊池神社(肥後)
楠木正行——四條畷神社(河内)
結城宗廣——結城神社(伊勢)
毛利元就——豊榮神社(周防)
上杉謙信——上杉神社(羽前)
織田信長——建勳神社(山城)
豊臣秀吉——豊國神社(山城)
前田利家——尾山神社(加賀)
徳川家康——東照宮(下野・駿河)
徳川光圀齊昭——常磐神社(常陸)
三條實萬——梨木神社(山城)

島津齊彬——照國神社(薩摩)

幕末以來國事に没したる烈士——靖國神社(武藏)

等あり。菅原道真は特に官幣中社として祀られつつあり。死後贈官位の恩典にあづかりしものは、天武天皇の御時以來その例甚だ多く、明治時代のみにも實に一千人を超ゆるの盛を見る。その中正一位を贈られたるものには和氣清麻呂、北畠親房、楠木正成、新田義貞、豊臣秀吉、毛利元就、徳川光圀、近衛忠熙、三條實萬、岩倉具視、徳川齊昭、島津齊彬、毛利敬親の諸人あり。從一位を贈られたるものには北條時宗、菊池武時、中山愛親、山内豊信、池田慶徳、大久保利通、木戸孝允の諸人あり。これ等の光榮に浴するを得たるか。これ亦國史に於て忽にし難き所、省令に特に忠良賢哲の事蹟の一項を擧げて是等忠良賢哲が殉國報君の事蹟を知らしめて、我等の祖先が示せる輔翼の忠誠を解し、功業の勞苦を思はしめて、我等子孫をして遺風の顯彰に對する重大なる責務を感ぜしめ、實行の目標となさしめんとする亦宜ならずとせんや。

忠といひ良といひ賢といひ哲といふ、其の國家の爲に盡したる時と務と相同じからず。邦家の變時に生れ一族を擧げて肝腦を碎き國難に走りて騷亂を鎮め、以て國家を磐石の安きに置きたるあり。學を好み業を勵み研鑽多年、直ちに我が文物の進歩に與りて全力を致したるあり。高德善行四海の表となり、世人を導き四隣を化して人道の權化と仰がれたるあり。意を國利民福に注ぎ思を殖産興業に凝らして名を一世に馳せたるあり。その國家に盡したる道一ならずと雖も、大益を國家に與へたる所以は則ち一なり。是等の事蹟は後世人心を鼓舞砥礪せしむること多し。宜しく修身科と相待ち、我等の模範として永く其の遺烈を欽仰せしむべきものなり。

第六項 國民の武勇

神武天皇紀伊より大和に入り長髓彦を討ち給ふ時歌ひ給はく
 みつみつし くめのこらが かきもとに うゑしはじかみ ぐちひびく
 われはわすれじ うちてしやまん

と。一首拜し終りて三千年後天皇の御威武天を衝き、從ひまつる久米部の子等が

敢前邁進勇猛當るものなきを想ひて心臓の鼓動俄に高まるを覺ゆ。爾來我が國民が世々武勇を以て君に事へ、内には國內の統一を圖り、外には夷敵の輕侮を禦ぎたるもの、その氣宇早く既に此の時に顯然たり。

紀元一千八百五十二年源頼朝幕府を鎌倉に開きてより武士の階級嚴として立ち、國民の武勇は愈々發輝せられて所謂武士道といひ大和魂と稱せらるるに至れり。然れども武士道は鎌倉時代の創造にはあらず。彼の咲く花の匂ふが如しと歌はれたる奈良の盛時、風俗日に文弱淫靡、士氣月に頽敗柔懦なるに於ても尙よく海行かば水漬く屍 山行かば草むす屍 大君のへにこそ死なめ 願みはせじ。

の意氣を示して死を鴻毛の輕きに比し、義を泰山の重きに譬へたり。則ち武士道といひ大和魂といふ神代の昔より傳へて、事あれば炳乎として光輝を放ち、事無ければ温乎として和順を保てり。鎌倉時代は唯之を武士修養の玉條として恩義を重んじ廉恥を尙び名を惜しみて死を怖れざる氣風を獎順促進せしめたるなり。斯くてわが武勇の精神は愈々向上發展し來り、沈毅の大勇を選びて血氣の小勇を

斥け、大敵たりとも怖れず、小敵たりとも侮らず、而も徒に強がるのみにあらずして、剛中優美の本領を失はず、常に正義に與して不義貪濫を排し、物のあはれを解して恩惠を施すを忘れず。名將は恩威並び行はるるを要し、怒れば猛獸も懾服し、笑めば赤子膝にまつはるの風、丰を具ふるを要せり。花も實もある士の語、蓋し味ひ盡きざるものなからんや。

今や明治を過ぎて大正の昭代に會し、四民平等となり、鐵をも斷つべき腰間の秋水は深く、篋底に納められ、農村の子弟召されて國家の干城となる。もと武士に特に尙ばれたる武士道は、國民全般の崇信歸依を要すると、なれり。而して能く之を實に行ひ得たるか否かは、彼の日清日露の大役に於て十二分に試験せられたり。日清の役あるや、世界の人思へらく、支那老いたりと雖も尙大帝國として永く覇を東亞の天地に稱するもの、何ぞ一小島帝國の能く敵するを得んやと。日露の役あるや、彼等又思へらく、露國はその領土の大と人民の衆と兵革の強と常に歐洲列強の間に稱せられ居る所、曾ては獅子王の強猛奈翁の驍勇すら施すに由なき國なり。日本の民新興の銳氣勃々たるものありとも、國の小を奈何、民の寡を奈何。蟻螂に

して龍車を碎くの時ありとも、恐くは日本にして露國を屈するの時無けん。而して兩役の結果を見るに及んで、彼等は日本が大捷を博せる所以の理解に苦しむ。借問す、世界の人も我等に三千年の武勇の歴史あるを知らざりしか、噫。

近時世界の諸國は愈々接觸し、帝國主義軍國主義の大發展となり、國民の武勇益々其の要を見る。國民皆兵たる以上、國民皆武勇の精神を要す。日本歴史科に國民の武勇の一項を設けて、武勇が我が國民的氣性の一部にして、我等の祖先が能く其の眞髓を存したる所以を知らしめ、以て現代以後の必要に應じて、此の精神の涵養發達を策する所以亦明かなり。

人ありて言ふ、武勇がしかく國民的氣性として常に衰ふる無きの盛を傳へ來れるものならば、殊更に之を強説して殺伐の氣風を増長せしむる虞を懐かしむる要なきにあらずやと。惟ふに論者の如く、武勇の精神の鼓吹を以て、殺伐の氣風を増長せしむるものと思惟するは、武勇の眞諦を解せざる者なり。而して武勇の精神も時ありて文弱輕佻の時代思潮にけをされて、萎靡衰退したる事實あるが故に、絶えず刺激し磨礪せずんば、外國史に見る如き時代の弊風に感染して、脆弱怯懦の國

民と化_レ了せんも未だ知るべからず。否、現時わが國民の日に文弱に流れて國家的氣魄を銷磨しつゝあるは識者の悉く長歎する所、武勇の精神の砥礪は一日の懈怠を許さざるの状況にあるなり。

第七項 文化の由來

神功皇后三韓を征して内附の國となし給ふや、支那の文物三韓を経て河水の決するが如くに入り來れり。應神雄略の兩天皇は南支那に人を送りて織縫の工女を求め給ひ、欽明天皇の御代に至りて佛像經論の献上を見き。之より印度的色彩を帶べる文明の輸入始まり、推古天皇の朝には支那隋の政府と直接の交通を遂げ、奈良時代に及んで諸文化燦然として花の如くに輝き、今尙顧みて驚嘆に値する諸種の製作を殘せり。泰西の新文明は室町時代の末より漸く觸接漸來の機會を得しが、未だ十分ならざるに徳川家光の鎖國政策に一蹟して大頓挫を來し、徳川吉宗に至りて再び頭を擡げ、明治維新後滔々大潮流を起して上下に瀾漫せり。思ふに茲に至る我國上下三千載、外國の文化を受けたること甚だ大なり。而も輸入文化の爲に禍ひされて國の危かりしこと殆どなく、一の文化を輸入する毎に國民

的精神勃然として發し、之を併呑し、同化して、全く日本流のものたらしめずんば止まず。漢學然り、佛敎然り、西洋文明亦然り。今日本に在る漢學は日本の漢學と化し、佛敎は日本の佛敎と變じ、西洋の文化は日本の西洋文化となりて、各々其の本國のものと同じからず。我が國民性の試練を受けて新に鍛へ直したるものとなりて存しつゝあり。

昔者孔子強を説いて、金革を衽とし、死だも厭はず、北方の強なり。」と謂へり。支那の歴史によれば、匈奴、女真、契丹、滿洲族等の未開民族、北方の荒野に住して屢々支那の北邊に寇し、死を厭はざるの勇を以て漢族を襲へり。襲ひて遂に之を逐ひ之を征し、國を中夏文飾雅麗の城中に建てしものも少からず。金遼元清等は其の著しきものなり。斯くて其の王臣相率ゐて中夏に移り住むや、燦然たる文物に眩惑心醉して沈湎耽溺、日夜榮耀の快樂を趨ひ、忽ち強の本領を失ひて柔懦爲すなきの君民と化し、多くは數十年にして滅亡の悲運に遭へり、清朝はその最も永きものなるも猶且三百年を保たざりき。

我國や、民の強、孔子の所謂「北方の強」に比して毫も遜色あるを見ず。而も文化を

迎ふる毎に自己腹中のものと化して謬らず、本領之が爲に愈々固く、人文之が爲に愈々全きを致せり。等しく所謂北方の強を以てして、一は忽ち滅び一は益々興る。その因由する所果して如何。日本歴史科に於て我が文化の由來する所を明かにして祖先の遺風を今後に傳ふべきは殊に大切なる事項たるべし。

惟ふに外來の文化を攝取し、同化せんには、それに相應せる基礎と準備となかるべからず。我に堅き基礎あり、而して文化を外に求めば樓閣堂塔意に従つて築くを得べく、築きたる樓塔の爲に地盤潰裂の醜を露はすなし。我に深き準備あり、而して文化を茲に招かば加除斟酌意のままに作すを得べく、作したる加除の爲に施設咀嚼の患を醸すなし。斯くして外來の文化を利用して、長きを獎め短きを補ひ、世を安んじ生を樂しましむるを得るなり。是に由りて之を觀れば支那北方の蠻族は此の基礎と準備とを缺ける爲に國忽ち滅し、我が國は此の基礎と準備とを有する爲に國愈々興るを知るべし。而して、我が國の準備とは何ぞ。曰く高天原以來我が國固有の文化之なり。誰か外國文化の渡來以前我が國に文化無しと謂ふ者ぞ。農桑機械の事より建築鍛鑄の技に至るまで、早く高天原の頃より開け家を

建てて住み、物を火きて食したり。三韓服屬後支那の文物を攝取し利用し得たるもの、一に此の固有の文化漸く進み來れるあるに因るのみ。印度文化の渡來、西洋文明の移植又共に我に十分なる準備的文化ありて、而る後に攝取利用し得たるなり。則ち知る明治の文明は之を遠くしては上古の文化之を近くしては江戸時代後期の文運に其の準備を置けるものなることを。然らば所謂基礎とは何ぞ。曰く殆ど先天的に國民性の一部をなせる強き同化力之なり。漢學來れば漢學を同化し、佛敎來れば佛敎を同化す。漢學の爲に國粹を壞ることなく、佛敎の爲に民性を傷ふことなし。西洋文明を迎ふるに當りても亦然り、彼の長を取り短に溺れず、取捨選擇を誤らずして常に之を利用して國粹民性の涵養と助長とにつとめつつあるなり。昔の人は此の有様を指して和魂漢才といへり。漢才は進んで求めざるべからず、されど以て和魂を銷磨せしむべからず。これ我等が祖先の遺風にして、傳へて今後永久に我が國文化の由來を示し、外來文化に對する國民の態度を堅うすべきなり。

第八項 外國との關係

平安時代の初期に修訂せられたる新撰姓氏錄によれば、當時京都及び五畿内の氏族一千百八十二氏を數へ内百八十二氏は朝鮮人の血統にて百七十九氏は漢人の後裔なり。以て我等の祖先が朝鮮支那と如何に密接の交際をなし、歸化人の包容に寛大なりしかを察し得て餘ありといふべし。

朝鮮との交通は神代より始まりたる事にして、其の因縁を尋ねれば外國と謂はんよりも寧ろ本家分家と見るべく、太古素戔鳴命韓土に往來し、其の御子五十猛命彼の地に住して國を成し給へるが如き、神武天皇の皇兄稻米命が新羅に入りて王となり給へりとの傳説の如き、漢書魏書等明かに朝鮮半島の南部に我が領地ありしを載せあるが如き、五十猛命を始め我が國の所々に韓神と稱して祭祀し居るもの多きが如き一としてその例證たらざるはなし。崇神天皇の御代、任那より求援の使を上せしも古き關係を思ひ出したる結果と想像し得べく、神功皇后の三韓征伐は一旦廢れたる日韓關係を古の如く回復せられたるものと了解して可ならん。古來幾千年、文物年と共に渡來し、歸化の人袂を連ねて至るの有様なりしが、天智天皇の御代に至りて三韓は我が國より離れ、支那の手に頼る事となり、全く外國

の如き觀を呈し、彼我共に太古の關係をさへ忘るゝやうになれり。されど我に歸化せし人々の子孫は社會上概ね高き地位を保ちて我が文藝の進歩に獻替する所多かりき。古くは神功皇后の御母、近くは桓武天皇の御母が同じく歸化韓人の家より出て給ひしが如き、殊に著しき例なり。

支那政府と直接に交際を開始したるは、推古天皇の朝なり。然れども應神天皇以後朝鮮を経て來り歸化する漢族漸く多く、支那政府には交渉なくして支那に使を派したる事あり、又日本の豪族が私に款を支那政府に送りしものもあり、兩國間の往來は遠く推古天皇以前に開かれ居たるものなり。遣唐使の派遣は、宇多天皇の御時に廢せられ鎌倉時代には元寇の事ありしが、室町幕府に及びて彼我が國交再び頻繁となり、徳川時代を通じて來航絶えざりき。

之を要するに外國に對する我が國是は常に開國進取なりき。徳川家光に至りて鎖國の嚴制を布きたるは、一に切支丹宗の野望が邦家を危うするを憂ひたる一時の機宜に外ならず。始め西洋人が我が國に來るや、古來の國是を其のままに開國し貿易し何等忌憚するなく畏怖するなかりき。鎖國は實に一時の策なり。決

して永久に行ひ得るものにあらず。恰も一個人が社會に對して到底孤立を續行し得ざると同じく、外寇を避くる爲に國を鎖すことありとも、四圍の情態は刻々に迫りて復舊の如く港灣を開放せざるべからざるに至るや必せり。我等が祖先が早く此の道理を解して開國進取の國是をとりたるは實に一大達見といふべく、明治文明の由來又遠しと謂ふべし。然り徳川氏の鎖國政策は明治維新に遺憾なく打破せられたり。然れども僅々二百年の鎖國が早くも民心の局度を偏小ならしめて鎖港攘夷を此上なき國是と誤解し、海濤を恐れて郷國に跼蹐するを欲せしめたるを思へば、鎖國が止むを得ざるに出で且我國を利したる點ありとは云へ、祖先の意志と反せしを遺憾とせずんばあらず。

泰西諸國の十九世紀に於ける科學の進歩は二十世紀に及んで愈々其の度を加へ、應用益々巧妙に効果日に増大す。殊に交通機關の進歩改善の如き目を驚かすものあり、飛行機の如き、歐洲の戰場に於ては支那上海より東京までの距離を一回も下降せず二十四時間を費して一氣に飛翔すといふ。斯くて遠しとのみ思へる國も容易に往來するを得、世界各國比隣の如く嘗ては東海に偏在したる一小島帝

國日本が、其の興隆も衰頹も世界の氣勢に殆ど何等の關與を有せざりしに、今や世界的雄飛の活舞臺に躍り出でて、一舉手直ちに萬國の視聽を集め、一投足忽ち世界の神經を振撼せしむるに至りて、外國との關係愈々複雑し、國民各般の處措慎重を要する事となれり。見よ韓國は併合せられて、分家は又も本家に合體したりと雖も、西の方支那は近く大革命起りて數千年來の親朋尙寧日を得ず、東の方太平洋上四千七百哩の波濤も無線電信を以て一瞬間に通信を交換し得べく、九個日に突破する船舶現はれて米國との交渉に新生面を開展し來る。加之武器の精銳を競ひ、外交の機敏を争ふの風刻々に激しくなり増さりつゝあり。加ふるに這回世界の大戰に參加し聯合軍の一偉力となり、太平洋印度洋の靜謐は擧げてわが國旗によつて保障せらるゝの盛運を來し我が國の地位高まると共に負荷重ること昔日の比にあらず。此の時に當りて徒に滄海の一粟を無上の天國と夢み、偏小なる局度を棄てず頑迷世界の氣勢に通ぜず、遂に機宜を失ふ如き事あらば、我等又何を以てか上祖先に見え下子孫に對せんや。爾今、日本歴史科に於て外國との關係を授けて祖法の眞意を解せしめ、現代國民の覺悟を奮起せしむるの急務なる智者を俟つ

て、而る後に知るを要せざるなり。

第九項 教材結論

右七項は日本歴史科の教材として規定せられたる大要なれども、之を以て教材の種別全部を盡せりとなすべからず。或は上古執政の争權より中古藤原氏の専横に及び、更に院宣の政に遷りたる等、政治的變遷(政體的方面)を述べて前數項の遠近因果の關係を明かにすべき根本的筋道となすが如き、或は莊園の流行、僧兵の跋扈等社會的變遷(世相的方面)を説きて一時代の横的情勢の探索に宛つるが如き、或は天慶の亂皇室の式微等一時的事變を載するが如き、皆前七項に含まれざれども我が國史の概要を授くる上に於て省略し得ざる重要事項たるを失はず。

又右七項の各種別に相當する事項なりとも悉くを擧げて日本歴史科の教材となすこと能はず。普通教育の一課程としての日本歴史科の見地によりて取捨選擇をなすべきこと肝要なり。壬申の亂の如きは其の一例にして、單に皇室内の一騒動に過ぎず、國體にも政治にも影響するなきを以て授けずして可なり、否授けて却つて誤解を招かんも未だ知るべからざるを以て全く之を省略するに如かず。

其の他蘇我入鹿の無道を知らずしては大化改新の直接原因を知るに由なく、道鏡の不軌を話さずしては和氣清麻呂の忠烈を味はしむること能はず、北條義時の不臣を明かにせずんば足利尊氏の叛逆に照應せしめ難し。斯かる事は通常之を採らざるを本體とし、萬止むを得ずして採りたるものなるが故に其の取扱に注意を要す。則ち普通教育に於ける歴史は他に甚だしく影響を與へざる限り、社會の暗黒面を避け、不忠不信の事實は之を略するを要す。

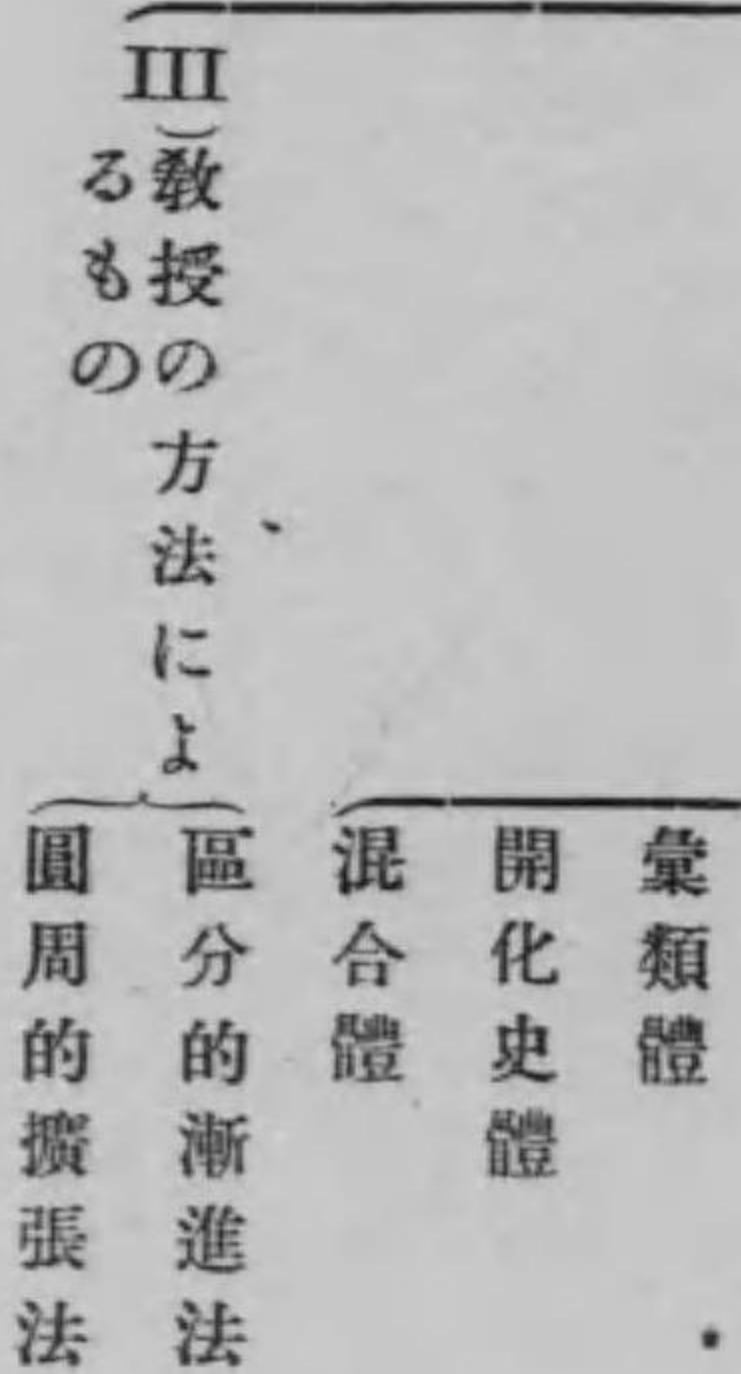
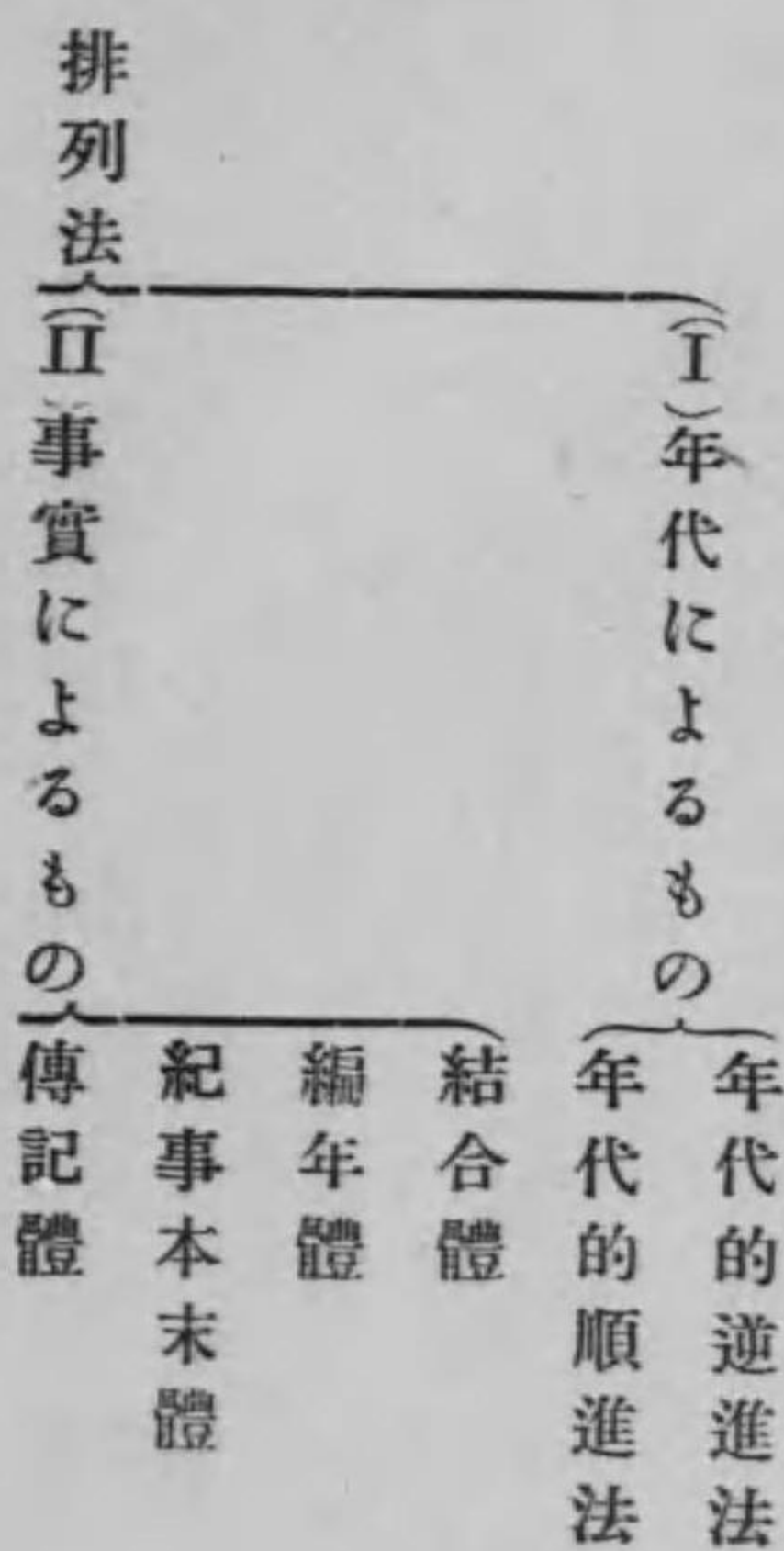
然り而して更に注意すべきは、同一事項内の史實たりとも、現時に近き部分の述説は成るべく詳細に涉るべく、現代を遠ざかるに従ひて漸次簡略の度を加ふべき事これなり。明治二十七八年戰役の原因と經過と結末と前九年の役又は後三年の役に於けるそれ等を同一の程度を以て取扱をなすが如きは策の得たるものにあらず。即ち教材の繁簡は現代に關係せる部分の大小、兒童の直接に感觸し得る部分の大小等に標準を置きて定むべきなり。かの神代建國の事は逸焉として年數を知るに由なけれども我が國體の説述に缺くべからず、現代のあらゆる國家的活動は一に建國の精神に基づけるものにして、その關係する所極めて深大なれ

ば外國に於ける建國の如くに簡略になす能はざるなり。

第二節 教材排列の諸法及び其の得失

第一項 總說

排列法に年代によるものと事實によるものとあり。年代によるものに年代的逆進法あり、同順進法あり事實によるものに結合體あり、編年體あり、紀事本末體あり、傳記體あり、彙類體あり、開化史體あり、混合體あり、而して之等の教授方法上に區分的漸進法あり、圓周的擴張法あり。皆それ〴〵得失あるを免れず。



第二項 年代的逆進法

眞先に現代史を授けて後近世史に逆進し、次いで中古史、上古史等に及ぶものなり。現代史は兒童が日常觸接する四圍の諸事象に直接關係を有し、兒童今後の生活に最も緊密なる關係を有するものなれば、まづ之に就いて詳説し、解明して而る後に其の關聯事項を尋ねて前代の事情に及び、更に前々代に遡り、漸次簡略の度を加へ、現代に關係あるものの變遷起原を授けんことを主眼とするものにして、その現代を了知せしむる點に力を用ひたる所に、其の長所を見るなり。こは現獨逸皇帝の大いに奨勵し給へる排列法にして、獨逸にては盛に行はれ居るものなりといふ。されどこの方法を以て我が國史の叙説に用ふるは不自然の感なき能はず。

我が國は太古より皇統連綿終始國家の根本的組織制度に些の變改を見ず。清冽の水深山に湧きて滔々大瀛に注げるが如し。其の間に奔湍なく濁流を入れず、潜んで影を失ふなく、分れて本の涸るることなし。獨逸の如きは然らず、現今の組織は普佛戰爭(一八七〇—一八七一)以後に成れるものにして、五十年前の組織とは全然同じからず、霸權は永く塊地利の握れる所なりき。更に廻れば佛蘭西と合一して大帝國をなし居たるものにして、更に古くは未だ蠻風を脱せざるゲルマン種族の酋長國が所々に存在し居たるなり。羅馬に征服せられたることあり、他種族の侵略を蒙りしことあり。一時代を廻る毎に主權の所在遷移し、社會百般の制度隨ひて變動す。謂はば舞臺は同じくとも幕毎に主人公の異なる劇を演じたるなり。而して現代史は日常生活と關聯緊密なれば興趣從つて起り、現國民性の陶冶統一上直接効果を擧げ得るものなれども、上古史は殆ど是等と關聯を有せざるを以て極めて簡略にて可なり。これ逆進法の唱導せらるる所以にして、諸他の國々亦之に則るとも、させる不自然を來すことなかるべし。唯我が國は何等逆進法の要を見ざるなり。

第三項 年代的順進法

時の流に従ひて過去より現在に進むものにして、歴史教材の排列中、最も自然にして且普遍のものなり。此の法によれば兒童心意の發達に一致して、太古草昧百事簡易を極めたる時代より漸次開明進歩の跡を追ひつつ複雑繁瑣なる現代文化の由來を明かにするを得るが上に、不知不識我が國體の優秀なるを感得せしむるに甚だ好都合なり。

今、年代的順進法を採用すとも、實際の教授に當りて猶考ふべきことあり。數年に涉りて教授する場合に於て、始めより各年に時代を配當し詳細に叙述して完結せしむる法と、始めはまづ簡單に太古より現代までの大要を叙述し會得せしめ、更に再び太古に歸りて前よりは詳細に叙述し行きて現代に至る法とあり。前者を區分的漸進法といひ、後者を圓周的擴張法といふ。

第四項 區分的漸進法

此の法によれば未だ歴史の如何なるものなるか、國史に於て果して如何なる位置關係を有する時代なるかを等々解せざるに、直ちに詳細の叙述に入るを以て兒童

の學習類化容易ならず。但し事件の詳述は説話を活躍せしむべき一要素なれば、興味を惹起することあるは勿論なれど、其の興味は頗る斷片的にして系統なきものなり。又兒童は進歩著しきものなれば、數年前の詳細の適度を以て數年後の詳細の度とするは適當ならず。數年後の適度を豫想して數年前に其の程度の説述をなすは徒に兒童を勞せしめて而も効乏しきに終り易し。これ又この法の弱點たり。斯かれば普通教育には施し易からざれども、講習の目的によりては、便益多き事あり。

第五項 圓周的擴張法

此の法は一先づ上古より現代まで通じて簡單に授け、更に再び上古より詳細に始むるを以て、印象を強め記憶に便なり。加ふるに兒童の發達に應じて繁簡を斟酌することを得るが故に、教師にとりても便利にして兒童にとりても都合宜し。普通教育に於ては、最も利益ある自然的方法たるべし。我が國の現制にありては、年代的順進法を採用すると同時に圓周的擴張法を採用し、尋常科に於てまづ簡略に通史を授け、高等科にては稍々詳細に再び通史を授けつつあり。但し尋常科の

み又は高等科のみを見る時は二箇年又は三箇年に涉りて通史を一過せしむるものなるを以て區分的漸進法と見るを得。これ時間の制限あり、教材の多寡あり、且二箇年の知識の差大ならざる爲に採りたる機宜の策たり、皆共に策の得たるものと謂ふべし。

第六項 結合體

事實に基づく排列法中の一法にして、教材の排列を専ら他の教科と結合せしめて鹽梅せんと試むるものなり。地理科と結合せしむるを通常とす。例へば地理科に於て京都市を授くれば、それに結合して平安時代史を授け、奈良市を授くれば直ちに奈良時代史を説くが如し。其の他或は國語科と結合せしめんと企て、或は世界科といふを打立てて其の中に加へんとするもあり。獨逸に於ては此の法を主張し實行し居る有力なる學者もある程なり。一見頗る興味多く、氣の利きたる方法なりと雖も、爲に歴史科の本旨を没却して斷片的史談と區別し難きに至らん弊なきを保せず。歴史科には歴史科本來の要旨あり。獨特の方法により他教科より獨立して教材の配當を行はずんば要旨を貫徹し難きこと道理の見易き所、本

排列法には俄に賛成する能はざるなり。

第七項 編年體

國初より現時に至るまでの史實を年代順に列記し行くものなり。紀元何年何々の事起り何々の件終り何某生れ何某死す等因果の關係を求めずして同時同年にありし事を細大漏らさず並記しあるにより謂はば年表の體裁なり。故に此の法は一小時代の横的(平面的)諸關係を探るに便利なると同時に一事件一人物に就いて其の特斷なる或る時期を知るに好都合なり。然れども全然機械的編纂なるを以て興趣索然人をして通讀に堪へざらしむるものあり。讀みて因果の關係を知るなく大勢の向ふ所を達觀し得るなきものなれば普通教育に於ては参考以外に採る能はざる法なり。國定日本歴史教科書の附録中尋常科の御歴代表は最も簡單なる編年體と見るを得べく高等科の年表は其の稍々詳細に涉れるものなり共に學習の参考として採用せられたるものにして以て本文となすこと能はざるを知るべし。

第八項 紀事本末體

編年體に反して何處までも因果の關係によりて記述し行く法なり。則ち一事件毎に其の起因より説きて經過を叙し更に結果に及び行く者にして細々しく年次に拘泥せざるのみならず同時代に起りたる重要な事項と雖も今叙しつつある事實の中心と關係なきものは掲げず。故に此の法のみを以て編纂せば一事件の縦的關係を究むるには頗る重寶なるものなり。されど一時代の氣勢に通じ難く一事項毎に數年又は數十年を遡りては研究を起さざるべからざるを以て年代の混亂を來し細密なる注意を怠る時は前後を顛倒して自ら真相を釋明し得ざるに至る。されば一旦時代觀念を作りたる後に此の法を採らば時代的混亂を防ぎ得ると同時に一事件の達觀に便するを以て効果を收め易し。これ國定教科書に於ては尋常科に於て僅に之を採用し高等科に於て多く加味したる所以なり。尋常科教科書中歐羅巴人渡來の條の如き尊王論の項の如きは其の例にして高等科は章毎に其の例あり。

第九項 傳記體

一時代を代表するに足るべき人物を選びて其の成長發展に従ひ其の人物を中

心として其の時代の事蹟を記述し大勢の推移を知らしむるをいふ。こは事實を述ぶるに時と離ることなく因果の關係を明かにするの利あり。且比較的具體的個人的なるを以て説話に活氣を帯び兒童の心意に親しみ易く其の發達の程度に適應して了解せしむるを得べく事實をまとむるに宜しく徳育上にも裨益少からず。小學校用歴史書の編纂法に最も恰當のものなれども各時代毎に斯かる人物を得るに難くよし一二の人物を得とも以て有らゆる事蹟變遷を附説包括すること頗る困難なるを免れず。之に加ふるに人物を中心とする結果一事蹟の本末には好都合なれども開化史的方面の取扱ひ疎略に流るる弊あり。さはれ初學者には最も入り易く知らしめ易き法なるを以つて國定教科書は尋常科に於て務めて之を採用し其の足らざる所を紀事本末體にて補ひ居れり。

第十項 彙類體

全歴史上の事實を或る要點によりて彙集分類する法なり。宗教的生活は如何國民經濟的生活は如何美術は如何等各項に屬する事實を類別的に系統的に縷説し以て全般に涉らんとするものなり。こは排列法中紀事本末體を一層進め頗る

進歩せるものにして補習科又は高等の學校等に於て始めて採用し得るものなり。

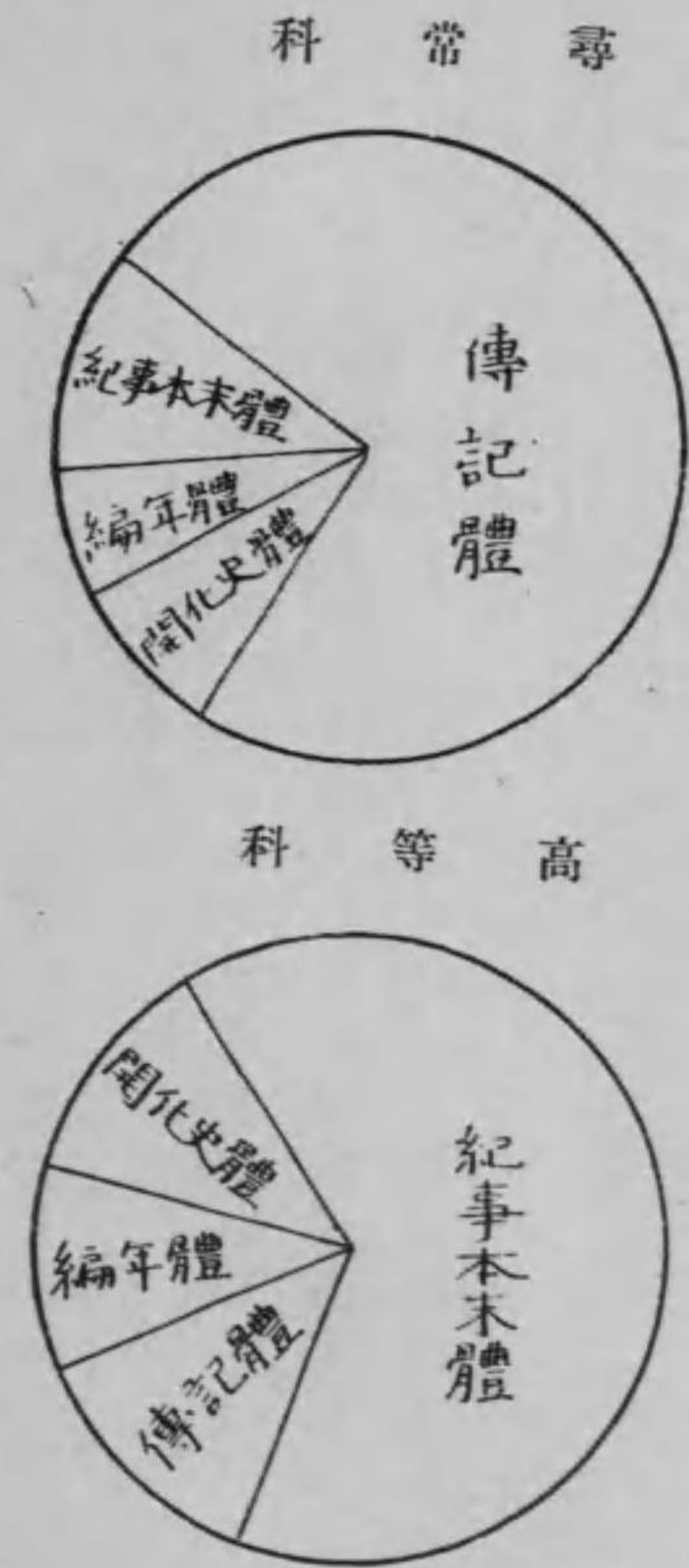
第十一項 開化史體

歴史を國民的、人文的情態即ち開化史的發達に基づきて個々の時代に分割し其の各時代毎に一全體として政治、宗教、文學、美術、工藝、風俗等を解説し行く法なり。この法は斯く單に分割するのみならず分割して解説したることを基礎として相互の全體に對する内部的關係をも十分に理解せしめよつて以て各時代人文の進歩變遷の跡を明かならしむるを旨とす。則ち國初より現時迄を太古上古中古近古近世現代等の大時代に別ち更に各大時代を幾つかの小時代に別ち其の一小時代毎に社會各般の状態を觀察探究し其の時代が前時代より受けたる各般の影響及び其の時代が次の時代と聯絡する諸關係を研究して各時代相互の内部的關係を明かにし其の變遷進歩の逕路を知らしむるものなれば歴史として誠に抜け目なき排列法なり。されば此の法は國家の全般に及べる文明の進歩發達を知らしむるには頗る適當なれども小學校の教科書全部に之を採用して編纂すること能はず。何となれば一時代の社會全般に涉るは既に難事たり徒に浩瀚のものとな

らしめて要點の捕捉に苦しまざるべからず。且諸般の事項は眼中輕重厚薄を置かずして叙説し行くを本體となすを以て普通教育の本旨に副はざる所あるを免れざるなり。然れども全然この法を無視して歴史を編み、國家的社會的變遷の大勢を窺はしめんと欲すとも得べからざるを以て適當なる程度に於て採用せずんばあらざるなり。

第十二項 混合體

以上の諸法は各々一長一短あるを以て各一法のみを以てしては満足なる歴史を編纂すること能はず。適當に之を配合混入するを要す。況んや普通教育に用ふる教科書に於てをや。我が



國定歴史教科書を

見るに、尋常科に於ては一に傳記體に則り紀事本末體と開化史體とを加味して本文をなし、編年體を以て附録を爲し、高等科に於ては紀事本末體を主とし開化史體を從とし、之に傳記體を加へて本文を爲し、編年體を以て附録中の年表を爲しつゝあり。今之を簡單に圖解すれば大凡右の如し。
これ混合體とも稱すべきものにして、普通教育に於て最も當を得たるものと謂はざるべからず。

第三節 歴史教材と他學科との關係

第一項 總說

修身教科書、國語讀本等を繙く時は少からざる史實が材料として採用せられ居るを知る。これ切實なる史實によりて有効なる教材を得ると同時に、歴史科學習に對する不足を補ひ得て兩々相輔益するものなり。

現行法規によれば日本歴史科は尋常第五學年より始め、一週僅々一時間半の課程なるを以て極めて簡單なる國史の筋道を授くるに止り、其の理解に必要缺くべ

からざるものを除くの外は、たとひ興趣多き史譚たりとも之を附説せんこと容易の業にあらず。さればとて國民教育上切實なる史實を全然看過し去るに忍びざるべし。又第五學年以前に於て史的材料に關して何等兒童に觸接せしむる所無くば、常に歴史に對する臆氣なる理解を作る能はざるのみならず、延いて傳説を嗜む先天的通性に悖戻し之を萎靡せしむる虞あるべし。故に第五學年以前に於ては勿論、その以後に於ても、歴史的材料にして他教科中に採用し得べきものは、機會ある毎に採用して前述の遺憾を薄らぐるに力むることを要す。諸學科の中斯かる機會を最も多く有するものは勿論、前述の修身科と國語科なりと雖も地理科唱歌科の如きも亦關聯甚だ密接なり。

第二項 修身科との關係

日本歴史科が修身科と密接に關係し居るは、其の要旨上明かなる所第一章第三節第四項參照にして従つて歴史材料を修身科に提供し居ること、亦少からず。今

それを時代順に名稱を掲ぐれば左の如し。

皇太神宮(卷六)

大日本帝國(卷五)

上古時代

上毛野形名(卷六)

奈良時代

和氣清麻呂(卷三)

和氣廣虫(卷六)

平安時代

源義家(卷四)

藤原行成(卷五)

鎌倉時代

河野通有(卷五)

吉野時代

楠木正成(卷五)

楠木正行(卷六)

織豊時代

豐臣秀吉(卷四)

加藤清正(卷五)

木村重成(卷三)

毛利元成(室)(卷三)

江戸時代

- 中江藤樹(卷五)
- 徳川光圀(卷三)
- 後光明天皇(卷四)
- 荻生徂徠(卷四)
- 松平定信(卷四五)
- 渡邊登(卷三)
- 高田屋嘉兵衛(卷六)

現代

- 明治天皇(卷四)
- 靖國神社(卷四)
- キグチコヘイ(卷一)
- 天皇陛下(卷一二)

- 春日局(卷三)
- 貝原益軒(同上)
- 伊藤東涯(卷四)
- 新井白石(卷五)
- 上杉鷹山(卷五)
- 伊能忠敬(卷六)

- 昭憲皇太后(卷五)
- 谷村計介(卷四)
- 閉塞隊(卷二)
- 皇后陛下(卷三)

- 榮えゆく御代(卷六)
- 能久親王(卷四)
- 日露役と國民(卷六)

第三項 國語科との關係

國語讀本に史的材料を加へたるは、史實習得の愉快を伴ひつつ、文字文章の知識を授け得ると同時に歴史科學習上の補ひとなりて、頗る有益なる所、現行教科書には多くの材料を載せたり。

惟ふに國語讀本は最も通俗にして、而も最も精選せられたる國民讀本ならざるべからず。此の意味に於て歴史教科書は國語讀本の一部と見るを得べし。たゞ歴史教授と國語教授とは自らこの要旨を異にする所多きを以て同一の教科書たらしむるを得ざるのみ。その國語讀本中に多くの史料を採りたるは最も當を得たるものといふべし。否、吾人は未だその足らざるを憾まんとす。

歴史教科書の讀解に關しては主として國語の力によらざるべからず。若し兒童の國語力不足するときは教師が如何に苦心すとも歴史教授の成績を擧ぐることは能はず。この點についても兩科の關係は頗る密接なるものあり。然るに現行歴史教科書は國語讀本に比して程度高しとの嘆聲は國內到る處に於て公然唱へられつゝあり。その原因は主として國語教授の無力無策によるが如しと雖も、歴史教科書にも無理あるは疑を容れざる所なり。教科書の改訂はさることながら、

教授者はまづ國語教授の改善に全力を注ぎて歴史教授の効果をより大ならしむべきなり。

今、左に時代順に國語讀本中の史料を列記せん。

上古時代

あまのいはと(卷五)

皇太神宮(卷八)

參宮日誌の一節(卷八)

草薙劔(卷九)

神武天皇(卷五)

大阪(卷六)

日本一ノモノ(卷十)

大和巡リ(卷十)

藤原鎌足(卷八)

奈良時代

ナラノ大ブツ(卷四)

平安時代

田村麻呂(卷九)

天ジンサマ(卷二)

菅原道真(卷九)

三才女(卷九)

紫式部と清少納言(卷十)

ミギトヒダリ(卷三)

ひよどりごえのさかおとし(卷五)

齋藤實盛(卷十)

鎌倉時代

松下禪尼(卷八)

松の下露(卷十)

鎌倉(卷十)

吉野朝廷時代

楠木正行(卷七)

吉野山(卷一)

室町時代

上杉謙信(卷六)

織豊時代

山内一豊の妻(卷六)

江戸時代

第二章 教材の選擇及び排列

第三節 歴史教材と他學科との關係

現代

帝國議會(卷十三)

水兵の母(卷十)

廣瀬中佐(卷七)

橘中佐(卷七)

水師營の會見(卷八)

日本海々戰(卷十二)

明治天皇の御製(卷十二)

國民の至情(卷十二)

第四項 地理科及唱歌科との關係

地理科と密邇なる關係を有することは世人の汎く知る所にして、泰西にては所謂結合體なる教授形式を用ひて、地理と歴史とを相交錯して教授することさへあり。教授細目の編成に際しては、よく兩者の時間配當を始め、敷衍附加事項の分配

調和、教具の融通等につきて周到なる考慮を費すを要す。

唱歌科との關係は多く歌詞の資料に史實を提供するにあり。吾人の見聞を以てするに會て或校に於て、元寇の歌を教授せらるゝことなくして義務教育を終れる者すらありて、吾人の意外とし遺憾としたる所なり。國民的性情に合致し氣宇を高大にし、信念を堅うせしむる如き史實は成るべく多く歌詞となして、盛に歌唱せしむべき也。

これ等の材料は、歴史科教授細目作製の際、調査考察の上、布置配合して、連絡上些の遺憾なく、學習上重複又は、缺漏の失なきやう、注意するを要す。

第三章 教授の方法

第一節 教授の目的

第一項 總說

日本歴史科教授の目的に直接目的と間接目的とあり。第一章に於て論述した

る教授の要旨の二方面は直ちに移して直接目的の二方面となす事を得べし。則ち

七〇

直接目的

- (1) 國體の大要を知らしむる方面(形式的實質的目的)
- (2) 歴史的理法を授け國民的志操を養ふ方面(内容的抽象的方面)

これなり。これ等兩方面の解説とそれに對する教授者の態度とは第一章に於て論じたるを以て今之を贅せず。

間接目的とは歴史教授に際し、觀察力、判斷力、想像力、推究力、記憶力等の心力の養成と耐忍努力、専心整理等の諸徳の提撕涵養とを指す。此の目的のうち、諸徳養成に關する方面は豫め細目編成に際して場合、順序、範圍、程度等の大綱を討究議定し置くを得べく、心力の養成は主として巧妙なる教術と精緻なる教法とによりてその目的を到達せしむるを得べし。

但、之等の目的を達する手段に關して尙言ふべき所あるを以て以下少しく論ぜん。

第二項 歴史教授と記憶

從來の學校教育より見るに一般に歴史科といへば暗記を強要し、暗記といへば歴史科を聯想するを常となして恠します。之が爲に歴史科の學習法は一に暗記あるのみと思惟し、教授者必ずしも之を強ひすとも生徒は必死になりて丸呑込に憂身を寢すを常とせり。これ果して歴史科の目的を達すべき最良唯一の方法なるべきか。歴史科が記憶に待つこと頗る大なるは吾れ人共に之を知る。其の年代に於て固有名詞に於て事件の因果影響等の諸關係に於て、記憶の力によらざるべからざること頗る多し。然れども私に考ふるに暗記又暗記、殆ど何等の推考なく比較なく判斷なく全く機械的の暗記を事として能事了れりとなすものあらば、彼等が歴史學習の努力辛勞は頗る大なりと雖も、その効果はその辛勞に比して到底一致の歩調を保つ能はざるなり。思ふにこれ記憶が歴史科學習の上に肝要缺くべからざる故を以て直ちに歴史科學習方法の全權を之に委せんとする者といふべく、その始め誤解より出でたることを俟たず。

翻つて思ふにこれ學習者の罪にあらず、恐らくは教授者の罪なるなからんや。教授者が歴史教授に二目的あるを知らず、歴史は單に形式的に時代を追ひて起伏

興亡し行く史實を傳ふれば足れりとなして、眼中他に至要なる内容的直接目的及び間接目的あるを認めざる結果にあらずして何ぞ。實質的直接目的は歴史の形體なり、外貌なり。何の故の形體か何の爲の外貌かは之を見ることなくして、唯單に斯かる形體なりと、さる外貌なりと、授くるが、從來の歴史教授なりき。これ龍を描いて晴を點せざるものに比して一層不徹底のものといふべし。形體ある所精神を明かにし、外貌ある所内情を究めて、内外並び進まずんば其の真相を知り難し。又形體外貌はそのものに個別的に固定し居るものにして内情精神は進化の理法に支配せらると雖も尙普汎的に古今東西に具通す。具通するものは激潮として生命を保ち固定するものは瀾久枯死す。今、枯れたるものを追ふに急しくして、其の底に潛める生けるものを見ることを知らざるは、千萬の形骸を誥じて一半の活用を辨へざる謗を免れざるべし、甚しき誤ならずんばあらず。然り而して學童萬苦して形骸の暗記に日もこれ足らずして、彼の生ける精神を求むることを知らざらんとす。吾人が兩目的の存在並馳を絶叫する要愈々緊急なるを覺えずんばあらざるなり。

第三項 兩目的の合和

然りと雖も曩に述べたる如く吾人は徒に内容的直接目的のみを偏重して形式的直接目的を無價値視するものにあらず。形體なくして精神を求めんこと能はず。見得る形體を棄てて見得ざる精神のみを逐ふべからず。形體まづ明瞭となりて精神現れ、精神現れて形體茲に活躍す。形體に發し、形體に歸りて始めて、完き教授となるものにして、精神は、形體の内、に、包、容、せ、ら、る、る、な、り。故に形式的直接目的のみを以てしても學習の價値あること勿論なり。悽愴や痛烈や華麗や醜穢や變化極りなき人生の行路に立ちて盛衰興亡隆替起倒極りなき波瀾重疊の跡を願望すれば哀傷も隨喜も高嘯も低語も間斷なき想感の微妙を喚び來りて本能的に興湧き心躍るを禁ぜざるなり。過去數千載を通じて内不臣の革命なく外敵國の侵害なく皇統連綿たる事實燦として碧光閃く建國の神勅、外國の文化を吞吐同化したる實蹟等は唯形式的事實を知るのみにても國民的志操涵養に多大の効果を收むるものにあらずして何ぞ。よりて思ふに形式的直接目的と内容的直接目的と別つて二となせども歸一する所は一なり。要は歴史をして學童の腦裡に生かし

むるにあり。而して之を達する手段は當然間接目的を到達するに適するものならざるを得ず。即ち間接目的は直接目的を完全に到達し得ば、自然に伴隨して到達し得るものなり。故に如何にせば間接目的を十分に到達し得べきかの問題は當然如何にせば直接目的を十分に到達せしめ得べきかの問題中に包含せらるゝを常とす。斯かる意味に於て、手段の方面より見る時は、歴史教授の目的は直接的に收約せられ、直接目的は形式的直接目的に收約せらるゝ結果となる。たゞ内容的直接目的は形式的直接目的の裡に充滿し、間接目的は直接目的の蔭に活躍しつゝあるなり。即ち形貌を授けて直ちに學童の胸裡に生ける知識ならば、それは既に冥々の裡に精神をも注入したるものなり。それ故に兩目的は微妙なる連關を保ちて相對立すること、恰も人身に於ける肉體精神及び兩者の活用の連關の如し、常に一方に偏せざらんことを要す。之れ歴史が一に人間の思想感情より湧き出でたる結果、當然踏むべき道にして、毫も恠しむ所にあらず。但し形體は認め易く授け易く、精神は究め難く知らしめ難し。心理學が生理學に比して常に研究の課程に一籌否數籌を輸するが如く、内容的目的は形式的目的に比して到達の過程に

於て尙劣れること遠し。これ寧ろ當然の事に屬すと雖も、單に形式的目的のみを追ひ行くは頗る當を得ざる所、教授者は宜しく活眼を開いて、今後に處する所を定むべきなり。

第四項 歴史教授と推究

又特に間接目的に連關して考察すべき事項あり。第一に曩に論述したる記憶は、歴史教授の最後の仕事たるを忘るべからず。記憶に先んづるものに事實の綜合的及び分解的理解あり。理解に基づきて比較推考判断あり。理解にして十分ならずんば根柢ある比較推考判断をなす能はず。而も比較し推考し判断するは理解をして一層徹底的ならしむるものなり。即ち記憶に先だちて徹底的理解を必要とす。比較は、或は現時の世態人情と對照せしむべく、或は自己の境遇と對照せしむべく、或は過去の他の事實と對照せしむべく、或は自己の理想、個人的並に國民的と對照せしむべし。推考は、或は動機を或は變移の過程を或は結果を、或は之等と相反する事實の假想的影響と其の實際的背馳等について行はしむべし。判断は、結果より見たる成敗得失、今日の國民道德より見たる是非曲直等を斷ぜし

むべし。斯くの如くにして徹底したる理解を得ば更に國民的志操より其の事實全部の批判を試ましめて對國家的價値を判定せしめ、何れの點を學び、何れの點に賛すべきか、何れの點を惡み、何れの點を斥くべきかを明瞭ならしむるを要す。斯かる理解全からば必要に應じて記憶を強ふるに何の妨かあらん。然るを從來の歴史教授は理解を顧みずして始終暗記に頼らんとす。誤れりと謂ふべし。

第二に間接目的を達せん爲に教師が常に何故に何の爲にの追求を怠るべからざることを勿論なり。たとへば原因を求むるに近因あり遠因あり直接因あり間接因あり、簡單なるあり複雑なるあり、原因の如くに見えて實は唯時間の前後の關係に過ぎざることあり。意外の邊に原因のひそめることあり。皆一々追究探明して眞の理解を與へざるべからず。此の意味に於て歴史科は猶算術科の如く實證的なる理解の學科と見做すべきなり。従つて學習課程中理法の釋明と練磨とは忽にすべからざるものなり。但し其或る範圍に於ては殆ど何故にの語句を用ふる要なき事既に第一章第二節に述べたるが如し。何故にの追究によりて事實は何處までも表裏を抉剔して分明に理解せしむると共に、國民的志操は純粹無垢の

情緒を涵養し刺激し練磨し陶冶して渾然圓滿の發達を遂げしむべきなり。以上歴史教授の兩目的は兒童の理性に訴へつゝ、情操の向上を圖るものにして、教授の困難なる所以、茲に存し、責任の重大なる所以、亦茲に存す。

第二節 歴史教授の基礎並に歴史科に入る

時の實際的取扱

第一項 歴史教授の基礎に關する從來の主張

第一目 總說

現行の法令によりて尋常科第五學年に於て初めて日本歴史科を學ぶ前に養ひ置くべき基礎については從來種々の要求あり。或者は極めて嚴重細緻なる基礎を要すといひ、或者は極めて些少なる基礎にて可なりといふ。見様によりては桃太郎や松山鏡や羅城門や五條橋や所謂お伽噺昔噺の荒唐無稽に近きものにて、そが人生的經過人情的事相を展開し想像せしむる點より廣き意味に於て歴史教授の基礎と見做すを得べし。故に單に之等を以て足れりとなすものもあり。然

れども斯かるものは茲には姑く措きて言はず。正しき史實に依りて養ふべき基礎に二種あり。一は郷土科によるものにして、一は尋常科第四學年迄の修身科國語科中の史的資料によるものなり。

第二目 郷土科による場合

歴史的材料として採るべきものには名所可なり、舊跡可なり、古墳可なり、舊家可なり、城墟可なり、社寺可なり、平蕪荒涼たる古戰場、芳烈孝貞の傳説、古香掬すべき遺物亦更に可なり。春旦秋晚、或は若葉の蔭に豊榮昇る朝日子を浴びつゝ、或は末枯の梢上落日に啼く鳥をききつゝ、由緒深き遺跡に立ちて古色蒼然たる遺物を見る時、地の走狗天の行雲、一として無意義に看過するを許さざるを覺ゆ。されど斯かる遺跡、遺物、口碑傳説を郷土科中に加ふるに際して、其の取扱ひ上に注意すべきものあり。例へば教師兒童を引率して郷土の城墟に立ちたりとせよ。その説明に於て「本城は紀元何千何百年人皇第何十代何天皇の何々の何年何々の長官何の某が構へ、何年の後何々の頃斯様云々の戦に敗れて何某の有となり、何某何某に與へて……」など説かば吾人は歴史の基礎を餘りに重く見たるを難せんと欲す。此

處に青空を摩する大櫓立てりき。彼處に鐵扉重き裏門ありき。其の裏門こそ何々の戦に敵軍亂入して何某の首を刎ねたる處なれ。何某この地を領して善政多く、吾等の祖先よく之に服し居たるに、賊軍俄に四方より押し寄せてわが軍遂に勝たず。今皆の立てる邊は血河流れ屍山築かれたる所、吹く風醒きことは無きか。彼の時より何百年、今仰いで天守なく俯して塹壘なし。矢叫び雄喚び、阿鼻呼號、聞くも恐ろしき修羅の巷と化したる事も今は夢往事、只茫茫變遷瞬時を争ふと説かば兒童の腦髓に如何に深き印象と感興とを與ふるを得ん。然り吾人は郷土科に於て養ふ歴史の基礎は唯兒童に有爲轉變の攸忽と往年追憶の感興と正典邪仆の真相とを臚げながらに注入せば可なるを信ず。彼の徒に年代的調査を云爲して大局を忘れ、重箱の隅を小楊杖的の穿鑿に小鼻うごめかすが如きは愚の至りと謂ふべし。

然り而して郷土科中の歴史を以て從來の一般の經驗より推して何等の効果もなく反應もなきものと早合點して之を無用とするものも愚を看破し得ざる愚たるを免るべからず。年代的コセコセ穿鑿は不可なり。されど實地を踏ませて其

の地の變遷轉移の經過を顧念せしめ以て一般史的感興を熾盛なしらむるは頗る大切なるものにして吾人が採つて以て郷土科中の歴史の必ずしも無用ならざるを説く所以の一なり。

第三目 郷土科なき場合

修身科國語科の教科書中にある史的材料にありても其の取扱ひ方に就いて吾人と意見の一致せざるものあり。年代的證議を全然蔑如して顧みざるは不可なれども餘りに深く年代的穿鑿に耽り中には細々しき年代圖を作りてこの事件は紀元何千何百年何年彼の何件を去る何百何十年彼の何件に先だつ何百何年。次の事件は紀元何千何百何年次の事件は何々年と一々年代圖に記代しての教授振は吾人の取らざる所なり。吾人は既授の史實と時の前後を考へしめ今日を去る大凡何年位なる事を略述して年代的證議を濟ませ史實そのものの理解即ち時と處と周圍とに基づきて思想感情の力とその働く方向との推知及び理解に伴ふ盛衰興亡の興味曲滅直存の道理を樂しむ心情の養成とを大眼目とすべきを信ず。

第四目 結論

之を要するに兒童は日本歴史科に入るに先だちて史實に對する興味——一般的に言へば史的感興を發動する能力を養ひ置かれざるべからず。史的感興は主として時と處と周圍とによる人生専ら國家社會の複雑多様な諸事相と人情信仰思想感情等の微妙幽玄なる發作とを知解する所に發す。この史的感興こそ歴史教授の唯一にして最も有力なる基礎たるべし。或は徒に基礎觀念の養成を主張して困難なる道に據り或は困難なる道を避けんと欲する結果基礎觀念の養成を全く排斥する共に不可なり。これ觀念の語に力を入れ過ぎて正中を辿り得ざるものと謂ふべし。

第二項 歴史科基礎觀念に關する吾人の主張

第一目 日本歴史科の要求する知解の範圍及び程度

然らば吾人が要求する日本歴史科の基礎觀念の種類及び程度は如何。之を知らんと欲せばまづ日本歴史科に於て養成すべき知解の種類程度を穿鑿限定せざるべからず。

(1) 史學研究の方法を授けず。

古文書遺物等を使用する場合にても研究の對象物となすにあらず、何處迄も時代理解の方便として用ひらる。

(2) 事實の理解を主とす。

(イ) 各事件の個別的な理解をなさしむること。

(ロ) 年代の觀念を養成すること。

(ハ) 社會的變遷の觀念を授くること。

(ニ) 政治を中心として國家の發生生存發達等を理解せしむること。

(3) 心力長養の方面あり。

(イ) 常に因果の關係に左右せられ居ることを知らしむること。

(ロ) 一貫せる國民性と一時代の思潮とあることを知らしむること。

(ハ) 時代思潮と文化とは互に大關係あることを知らしむること。

(ニ) 各事件各行為は正邪曲直の批判をなし得べきこと。

等に大別することを得ん。而して之等のうち多くは本來の歴史教授によるにあらずんば十分に養成し得ざるものなり。

第二目 基礎觀念上準備可能の程度

右に述べたる諸項中準備的に養成し得らるべきものは

い、史料に對する懐古的情味の涵養。

ろ、一事件の因果的理解。

は、各人物各行動に對する道德的批判。

に、國民的自覺の助成。

等に過ぎざるべし。尤も歴史はその記述方法上所謂「歴史文學」を分派し居る程にその語法句調等特殊の色彩あり。彼の修辭法上、現在法の如きは國語讀本中にもその例に乏しからず。この方面の習熟玩味も亦歴史科に對する有力なる準備たるを失はず。

第三目 歴史教授開始の基礎教授

次に尋常科第五學年に於て始めて歴史を正科として授くるに際し、特に基礎教授を要するや否やの問題あり。或は歴史の特質を解説する要ありとなし、或は歴史學習の覺悟と方法とを講ずべしとなし、或は全く基礎教授の必要を見ず、直に歴

史教科書の第一課を授くべしと主張するあり、或は極端に從來の史的知識を悉く復習整理せざるべからずと強説するあり、皆一理ありて遽かに一定する能はず。兒童の境遇學力に應じ、他教科との關係、時間配當の都合等を參酌して、而る後に、最良の方法を定むべきなり。

然れども一般的に吾人の所見を述べれば、歴史科は地理科と異なり、此の種の基礎教授は餘りに必要なきが如し。その理由を考ふるに種々あり。

(イ) 史譚は兒童の嗜好に適すること。(然れども一般に歴史は地理より兒童に喜ばれざるものなり。これ一見不思議の現象にして、教授上に何等かの缺陷ある爲なるべきか。)

(ロ) 建國の體制は既に各兒童に豫備知識あること。

(ハ) 讀圖の如き、特殊の知能を要せずして、入り得ること。

(ニ) 郷土的色彩によりて特に濃淡を附する必要殆どこれなきこと。等はその主なるものなり。

第四目 結論

之を要するに郷土に適當なる遺址、遺物、記念碑等を求め得ざる限り、強ひて歴史科の基礎としての郷土科を置く必要なく、歴史科の基礎をなすべき觀念の養成は修身科及び國語科に待ちて十分なるを信ず、郷土に關係する史實は歴史科學習中關係深き時代場所事柄等に及びたる時、稍々詳細に授けざるべからざること勿論なり。

第三項 歴史教授最初の實際的取扱程度

以下參考として、吾人が郷土史なき學校に於て、第五學年に初めて日本歴史科を授くる際に試みんと欲する實際案を開陳せん。

(1) 歴史に關する序説

(イ) 人の世に歴史なきものなし。我が身の歴史はわが身が生れいで、今日の有様となりし迄の出來事の回顧記録なり。家の歴史、町の歴史、學問の歴史、手工の歴史など種々雑多の歴史あり。尋常小學日本歴史は日本の國の歴史を調ぶる書物なり。日本の國は如何にして出來たるか、何時できたるか、誰が作りたるか、日本の國の初めより今日迄如何様に變りしかを知るべき書物なり。

(ロ) 伽嘶と歴史の話との違ひは何か。そは人の名、場所の名、年月の明不明にありと思ひ置くべし。歴史は必ずこの三つを忘るゝこと能はず。人と場所と時との外になほ注意すべきは事件と理由となり。即ち

いつ、だれが、どこで、どんなことをした、どんな風に、なぜか。

といふが歴史を學ぶに大切のことなり。

(2) 歴史の効果と學習の覺悟

(ハ) ある事柄を知るに今のまゝを調ぶるのみにては十分ならず。日本臣民は日本國の今の有様を知るのみならず、昔より今に至る迄の歴史を知る必要あり。日本の臣民は日本の歴史を學ばざる前と學びたる後とに於て國を好愛する念に大差あるを常とす。眞の忠義は歴史を知らずしては行ひ難しと知るべし。併し歴史は必要といふのみならず極めて面白きものなり。神主の冠はいつ頃出來しか、鎧兜はいつ頃出來しかを知りても愉快ならずや。

(ニ) 歴史を學ぶには辛抱が第一なり。書物もむづかしく、事柄も込入り居り、且、五學年の始めより六學年の終まで、すつと一貫して、どこを區限りとなすべきも

のにあらず。但し、立派なる日本人となる爲には是非この辛抱を續けざるべからず、等。

右は一般的例話なること勿論にして、兒童の學力境遇等に顧みて之に多少の改刪補綴を加ふるは誠に望ましき事に屬す。

第三節 歴史教授の一般形式

第一項 教授段階

第一目 總説

教授段階のこと一度唱へ出されてより幾十年をか經たらん。或は五段を擧ぐるあり、或は四段を稱ふるあり、或は心理的に、或は論理的に、各々欲する所に區分を定め名稱を附し、其の特長を論じて甲論乙駁決定する所を見ず。されど實地教授上の經驗に基づきて、その臨機應變の餘裕よりするも、その繁簡の度よりするも、吾人は三段階を適切と認む。その名稱は暫く東京女子高等師範學校所定の豫備提示整理知識科を採るべし。日本歴史教授に際してこれ等各段階が如何なる事項

を取扱ふべきか。今左に之等の總論を記述し、次に特に歴史科の仕事の要綱を示さん。

第二目 豫備段總論

豫備段の任務は教授事項が成るべく明瞭に愉快に而も簡決に容易に受取らるべき手段にして、謂はば教授の間接的事項に屬し、直接の目的にはあらず。之が爲に時に誤られて比較的周到なる豫備を要する場合に極めて粗略に取扱はれ左程の豫備を要せざる場合に七面倒の取扱をなされて豫備本來の立脚地も價值も正當に解せらるること稀なり。豫備は被教授者に教授を受くべき氣分を喚起し、旺盛ならしめ、提示段の新知識に對する類化の作用を容易ならしめば足れり。換言すれば提示事項の豫望を大ならしめ、興味と注意とを十分に勃發せしめば足れり。故に學科により場合によりては單に

(1) 目的指示のみを以て豫備の任務を果すに十分なること無からず。教師は教案を立つる前に、まづ豫備は目的指示のみにて足るや、若し不足せば如何ほどの加補を要すべきかについて考慮する要あり。この考慮は一見甚だ愚にして無益

なるが如けれども其の實は然らず、これ實に教案作製の第一歩にして、實地教授の巧拙能否結果の優劣の岐るる所たるは勿論、全教授に對する苦心も之を措いては出發點なし。目的指示は成るべく簡決、明解の語を以て、概括的なるを要す。豫備段の任務が目的指示にて十分なる時は則ち止む。然らざる時の方法數項あり。皆各種教授法書中に掲げられあるものなれど以下略述すべし。

(2) 復習的問答。單に前時間の復習をなす場合あり。本日の新教授に關係ある既授の事項のみを復習する場合あり。前者も時に必要なれども後者は殆ど常に必要なり。普通の場合に於ける豫備は殆ど後者のみと見らるゝ程なり。尙後者の意味を廣めて。

(3) 既有知識の整理。となす事あり。前時間と言はず、その教科といはず、全教科否、兒童の全生活より得たる既有知識中、新教授に關聯せるものを推問討尋して整理、接排し、巧に新教授事項と連絡せしめ、行く方法なり。斯く整理せられたるものと新教授事項との連絡について有力なる方法二あり。則ち

(4) 投疑。は其の一なり。投疑とは俄造りの熟語なれば意味不明なるべけれど、

要するに兒童自ら既有の知識が整理せられてホツと一息安心の折柄、新教授の要點を掲げて、然らば更にそれ等と相似たる此の問題は如何に解すべきかと疑問を放ちて兒童の注意を集め、進んで解決の事に當らんとする勇氣を鼓舞する方法なり。この方法は目的指示に次いで用ひられ、之よりして既有知識の整理に移りても興と益とあるものなり。更に

(5) 演繹的原據發見。は其の二なり。則ち整理せられたる知識に基づきて一般的推理の根據となるべき原則を發見せしめ、これを發見せしむるには教師の巧みなる指導を要す、その原則が果して真か否か、新教授事項を捉へてその眞偽を確かめんと告げ、或は發見したる原則は誠によし、その原則だに知らば他の諸難問何かあらんと導きて新教授事項を提げてその解決に當らしむる方法なり。こは一見あまりに高尚に過ぎ、幼少の兒童には至難の要求の如き感あれども、教師の指導に巧みならば左迄困難とも覺えず、所謂大なる教授をなし得るものなり。

(6) 準備的蒐集。こも亦豫備に於て忽にすべからざる一任務なり。蒐集の語或は弊あらん。兒童をして單に教授の對象物を蒐集せしめ、觀察實驗に便利なる状態に置かしむるのみならず、或意味に於てはその實驗觀察も亦本項に入るべきものと信ず。書き方に於ける磨墨も之に入るべし。提示事項の必要よりして豫め命ずる地圖の描寫、年代圖の記入等亦之に屬す。算術科に於て距離の步測を命ずることがやがて本項に屬することもあるべし。

以上は豫備段の任務中主なるものを略述したるに止まるものにして、之等は數者伴ひ豫備の全部をなすとあり、單に一者のみにて果すことあり。場合により教科により教材により、實地に當りては千差萬別なるべきこと勿論なり。但茲に注意すべきは豫備段に於ては、時間を徒消すべからざる、ことなり。否徒消は教授の各段階共禁物なり、さらば贅費せざる工夫如何。この要求を充たさん爲には巧妙適切なる問答法を修得せざるべからず。簡潔なる問によりて明瞭に要點を答へしめ、その答を直ちに活かして第二問に移り、教師と兒童との間に寸分の間隙咄唔なきやう常に熱心練習すべきこと肝要なり。即ち問答法は豫備の骨髓とも言ふべく、その巧拙適否は直ちに豫備の死活となるものなり。然れども場合によりては假令豫備なりとも全然教師のみ働きて兒童を受身に立たしめて可なること

あり。如何なる時も一樣と心得べからず。

第三目 歴史教授の豫備段

以上の如く豫備は各教科に於て必要なれども歴史科に於ては特にその要を見る。凡そ歴史は常に時代の系列を追ひて新事實を學習し行くものにして、新授の事實は偶然に發生したるものにあらず、時代的に前事實が或は遠因をなし或は近因をなし、久しく伏線たりしもの急に發して一大渦亂の中心となれるあり、積弊支ふべからずして擾亂頽敗の悲運を醸し出せるあり、前事實を明瞭に思ひ出さずしては新事實は眞に理解すべからず。これ、豫備を大切なりとなす所以の一なり。日本歴史科に於ける史實の取扱は系統的なるを特色とす。國語科修身科中にあるものの如く断片的ならず。新授の事實人物が如何なる時代に演出せられ輩出したるかまづ既授の知識によりて瞭然知解すべきを要す。その之を爲す亦豫備段に在り。これ、豫備を大切なりとなす所以の二なり。又兒童にとりて歴史科程抽象的概念的なる教科は尠し。兒童は教授せらるる際、能ふ限りの想像を廻らし推考を遂げざるべからず。教授終りし後は又有る限りの能力を以て記憶し行か

ざるべからず。一は以て誤解し易く一は以て忘却し易し。是を以て既授の項目は、機會ある毎に、問答し、復習して、反復練習、眞の理解と強き記憶とを助け、行かざるべからず。新事實と關係あるものは勿論、關係極めて薄くとも日本歴史科を通覽して大切なる事項と思惟する事項の如きは絶えず反復せしめんことを要す。約言すれば既授事項の復習極めて大切なり。その之をなす亦豫備段に於てなすを最も便利とす。これ、豫備を大切となす所以の三なり。

日本歴史科教授に於ける豫備の任務斯くの如くに大なり。教師は巧妙なる問答法によりて既授既知の事項中急所々々を摘出説明せしめて一は以て復習を兼ね、一は以て新教授の準備となし、新學習の努力を鼓舞せざるべからず。而して多くは書物を離れて空に記憶のままとを辿らしむるが最も普通にして有効なりと雖も、直ちに教科書によりて既授の部を或は讀ませ、或は問答を行ひ、前述の任務を果すが、くどくどしき弊なく簡潔に目的を遂げ得る場合亦少しとせず。兎も角も豫備十分に行はれ而る後に提示に進まば、教師も兒童も意氣揚々の裡に新學習に與るを得ん。

●●●●●●
 目的指示は簡單にして明瞭に且よく新教授の内容を表はせる概念的のものなるべきは一般の教育學に説く所今茲に呶々を要せじ。然れども歴史教授に於けるこの種の目的指示は頗る困難なるものあり。寧ろ修身科の如く「誰某の忠義」誰某の働き「何天皇の御仁慈等國民性涵養に資し易き題を選ぶも亦一方策たり。これ以後これがどうなるかを調べんと疑問の形を以てするも決して不都合にあらざ。但斯くする時は目的指示の名稱には添ひ難き憾あり。然り而して目的指示は第一登壇して開口一番直ちに「本日は何々の件は斯うなつて云々に結着する有様を調べんと告げて而る後新授事項と關聯ある既知事項の問答をなすことあり。第二豫備の他の作業を了へて後徐に「然らば其の後斯様云々になりし有様を調べん又は其の後果してどうなつたかを調べんと告ぐることもあり。又稀には「第三始め殆ど無意義に唯前時間に授けたる事項なるが故に復習問答を行ひ而して本日目的指示を行ひ更にその目的に達する爲に豫備的問答を行ふ場合もあり。或は單に目的指示のみを以て全豫備となす場合もあり。これ等の中歴史科に於ては第二の形式を最も普通に用ひて可し。而して之等は一々兒童に明瞭の意識を

與へて行はしむるを可とするが故に前時間の所を尋ね見ん其の場合にかかるとあらば如何等之は復習之は啓發と一々明かなる態度を以て對すべし。これ兒童に漠然たる間による餘分の努力と疲勞とを避けしめ心中摸索の範圍を狭めて應答に易からしめ且時間の浪費を防ぐに適當なればなり。

日本歴史科に於て豫備段の仕事に資すべき既有知識は

(イ)郷土的資料。

(ロ)他教材中の材料。

(ハ)前時間迄に授けたる史料。

(ニ)以上の外に兒童各自の見聞せる事項。

の四項に分つことを得。豫備は之等の諸項を適當なる範圍に復習整理し目的指示によりて提示段の作業に連結するが主要なる任務なれども教授の實際上之等以外の事項を取扱ふ場合少からず。よつて尙詳しく豫備段の任務を説かん。

(1)前時間の復習。敢へて前時間とのみは言はず今最も多く用ひらるるものを項目に掲げて既授事項の復習を含ませたり。この事は歴史科に於て極めて大

切にして毎時間反復演せしめたく思ふ。これ地理科等と稍々其の趣を異にせるものにして地理科等に於ては復習の爲の復習をなし得れども歴史科に於てはこの事難し。地理科の如きは附圖ありて復習の本據となるを以て數時間の既授事項をまとめて復習するに易く且價值あれども歴史科には數時間分を地理科の如くに價值ある復習をなし難し。且如何なる事實も前後の關係と因果の關係を無視しては史的取扱を許さず必ずや牽引連絡する所ありこの連絡を原ねずして突如一事實を拈出せんには斷片的知識としては可なれども歴史科の取扱としては面白からず。常に時代の系列を追ひ事實の因果を明かならしむるを心掛けざるべからず。斯くの如くなれば數時間分の復習は却つて効果あるやうなれども之を効果あらしむる取扱は容易にあらず多くはお役目的に教科書の復讀に終るものなり。よつて一時代を授け終れる時の復習は年代の長短大事件の項目等の調査を主となし細密の點は毎時間の豫備段に於て直ちに前時間の分を復習する習慣となすべし。然れどもこれ一の復習方便なるを以てこの事が直ちに豫備の任務となると思惟するは誤なり。教師はこの復習事項より新教授事項と關聯

せる節を抽出して或は變遷推移の中軸を明かにし或は活躍奔走の人物を捉へて以て次の時代次の事件が如何に發展變遷し行くかの解決に對する懷疑的興味を深からしめざるべからず。

吾人は常に思ふ歴史は猶演劇の如し。歴史科に於て一教授案の作製は一幕物の脚本を編むに異ならず。まづ舞臺面の體裁時代と場所と登場人物とを物色し置くを要す。その中豫備に於て既授事項中より抽出し得る舞臺面の要素と人物とは如何を考量して豫備の任務を明かにし提示に於ては豫備に於て爲し得ざりし舞臺面の他の要素と他の人物とを何時提示して一幕の活躍を全からしむべきかに腐心すべからずやと。これ地理科等の豫備とは教師の着眼に於て甚だしき逕庭ある所地理は地圖を指して區域を示すは以て舞臺面を取出すが如く教師は兒童と共にその時間にその舞臺を裝飾整頓し行くがやがて教授の任務となるなり。(地理學本來の主旨に於ては所謂舞臺面の裝飾を主とするものにあらずれども小學校の地理科の如きは舞臺裝飾を以て甘んぜざるべからざる點少しとせず。これ復習の價值が兩科多少のけじめを生ずる所以たり。

(2) 既、有、知、識、の、整、理、。修身科、國語科、其他の教科との連絡を主とするものにして、この連絡は獨り豫備段のみに止らざること勿論なりと雖も、人物の記憶を強からしむるが如きは豫備段の問答與つて力あるべし。この點に於ても歴史科は地理科に比してなすべき任務を多く有す。

(3) 年、代、圖、地、圖、系、圖、等、の、筆、寫、。豫備段に於て斯かることをなすは多く複式教授にあり。然れども場合によりては單式に於て強制的にまづ殆ど無意味に鉛筆を走らさしむること不可ならず。

(4) 遺、物、模、型、寫、眞、繪、畫、等、の、觀、察、。その本來の性質よりせば提示段中のものなること勿論なれども時間の利用上斯かる事柄を豫備の任務とすることあり。共同教授に於ては豫備としても差支なきものにあらず。否、屢、深、き、印、象、を、與、ふ、點、に、於、て、有、効、な、る、こ、と、あ、り、。

(5) 難、字、句、の、解、說、。教科書の六ヶしき爲の一便法たり。これとて複式教授は勿論單式に於ても豫備の任務としてまづ取扱ひて不可なかるべし。されど吾人は未だ教科書が斯ほど迄に困難なりとは感ぜず。従つて自らは行ひたることなし。

(6) 社、會、的、理、法、の、追、究、。社會的理法など言ひても六ヶしきことにはあらず。簡單にして而も應用多きものを追究するなり。例へば個人と言はず團體と言はず競争に善惡二種あり。我利私慾に基づけるものは惡なり、公利國福に基づけるものは善なり、善競争は社會の進歩發達に大利あれども惡競争は一世を擾亂し、害毒を後世に貽すを常とす。獨り勝ち榮えて威權を専らにし得るに至る時は多くは自ら壞滅破砕を招くものなるが如き、物表あれば裏あり、文物燦然たる盛世は同時に暗愴迷亂の兆を表はし來るが如き、盛世去り濁世來り、奸惡出て忠良現はれ、一高一低一治一亂波瀾絶えざる中に世界は一步一步開明進歩しつつある真相は適當なる機會ある毎に追究推考せしめ、その知識によりて一事實を明瞭に了解せしむるは興味と實効と共に多きことなり。

第四目 提示段總論

提示段は教授の本段なり。教授直接の目的は専らこの段に於て達せらるべし。教師は教材の選擇排列等に能ふだけ考慮をめぐらし力を致さざるべからず、譬へば豫備段は表門より玄關に達する徑路にして提示段は實に主屋整理段は裏木

戸なり。如何に表門を飾り玄關をつくらふとも主屋が掘立の間に合せ普請や荒壁荒削りのまゝにては所謂お座が冷むべく、斯くては裏木戸などはや見るも證なき心地するなり。提示段の任務に輕重はなけれども、擧げ來れば主なるもの數項あり。

(1) 知識の傳達。兒童が會て有せざりし知識を傳ふる事にして提示段中最も主なる部分を占むるものなり。之を兒童より見れば傳授せられたる新知識は盛に類化せられて確實なる獲得とならざるべからず。故に單に郵便脚夫が爲す電報の傳達の如き易々たるものにあらず、電報の傳達ならば電文の意が理解せらるる与否とは問ふ所にあらざるべし。又教師を以て蓄音機に比する輩あれども亦傳達の眞意を知らざる言なり。類化に對する準備は豫備段に於てなさるべく且興味と注意の喚起も相當に取扱はれ居る筈なれども準備が如何に全くとも以て直ちに全き類化をなし得べきものにあらず。提示段に於ては更に正しくして全き類化を行はしむべき直接の手段方法を講ぜざるべからざるなり。或は教材の程度範圍を稽へ或は提出の順序を慮り、或は問ひ或は説き直觀に訴へ思考を求め、或

は比較せしめて異同を明かにし或は筆記せしめて理解を強ふる等種々なる苦心を要す。今直觀思考比較につきて尙細叙せん。

(イ) 直觀。直觀の知識傳達に大なる利益あるは今喋々を要せず。ペスタロツチ氏が大きい之を鼓吹し唱導したる爛眼は蓋し永久碧光を斯界に投ぐるものなるべし。然れども其の取扱ひには多少の手心ある事を要す。ベ氏すら少しく極端に走れり。餘他その程度と範圍とについて考慮すべきなり。蚯蚓の如きは比較的得るに易く従つて直觀に訴へ易し。されど曾て或る女兒學級の理科教授に際し百二百の蚯蚓を用意し、太きもの細きもの紅きもの青きものとりんを各兒の机上に振りまき呉れて觀察せしめたりといふ話をききては少からず胸悪く感ぜられたりき。數多ければそれでよしといふべからず。得易き材料たりとも一教室の兒童が數團となりて觀察し得ば足れり。或は道德上動物ならば慈悲とか美感とかいふ方面あるべし。經濟上及び兒童の境遇學校の事情等を十分に斟酌して然る後に直觀物の種類數量を適當ならしむべし。然り而して直觀に一層必要なるは直觀せしむる方法なり。如何なる個所を如

何なる順序により如何に直観せしむべきかについて豫め深き考慮を要す。曾て一教生あり尋常科第五學年の地理科の中國地方の總論を授け産業の條に至り、廣口の罅中に盛れる砂鐵を案上に出して、之が砂鐵でございますと告げしままにて平然たりき。危險物か或は甚だしく貴重なるものならばいざ知らず、砂鐵の如きは罅の口をあげ、或は白紙上に盛り、或は掌上に移して十分に目睹せしめ如何にして採掘したるか如何にして實用に供せらるるか等をも説明せざるべからざるにあらざるや。日吉丸の話をなすに當りて衣冠したる老太閤の繪畫を掲げて、そこでこの人はなどと話し居るが如きは度々瞥見する滑稽なり。皆方法順序程度場合等に就いて考慮の足らざるのなり。又直観物には實物標本、寫眞、繪畫、模型等あり。實物に如くものなしとはいへ、小使二人三人を驅使して十三段の梯子を漸うと而も長々と教室に昇ぎこますは愚の極なり。種類によりて取扱に異なるる注意を要すること勿論なれども今通じたるものを舉ぐれば大凡左の如し。

i 實物ならばまづ自然の所在について明かにすべく、標本、模型等は實物との關係を明かにし、繪畫、寫眞等は想像に訴ふる部分を多からしむべし。

ii 特徴を明かにすべし。挿畫を指してこれは何々の戰の繪でございます「これは何々の有様です」と畫題の棒讀みのみにて済ますが如き「これは何々」これは何々と標本を示せしませまの如き皆不可なり。

iii 兒童の好奇心、求知心を巧みに利用、善導すべし。

直観に關しては尙、何時之を爲さしむべきかについて考慮するを要す。時間のみを徒費して効果無きこと稀ならず。講演の中程に直観せしむるが利なることあり。講演の前又は後に行はしむるが得策なることあり。教材の質と量とによりて區別すべし。感情に訴ふることを主にするが如き個所は中程に行ふべからず。理解を主とする個所は中程に行ふを可とす。復習を兼ねて直観物を提供するに利あることあり。又直観後の取扱ひについても考ふべきことあり、或は之を筆記せしめ、或は之を自ら作らしむる等永遠の効果を計らざるべからず。

(ロ) 思考。兒童の知識發達の徑路を植物に比すれば直観は日光の如く思考は毛根の作用の如し。教師が努力して傳達せんとする知識は土中に與ふる養分と水分となり。之等のものが毛根を刺激し、植物そのものに自發的作用を生ぜしめ盛

ならしめて幹を出し枝を分ち葉をつけ花を咲かしめ實を結ばしむるにあらずんば養分を如何程與ふるとも日光に如何程あつるとも植物は自發生成の功を積む能はず。思考は實に知識の獲得に當りて根本的要素を占むるものにして、教授者は絶えず兒童に思考の餘裕を與へて十分なる思考を遂げしめざるべからず。教ふるは半ば考へ出さしむることなりとまで心得て可なり。現今思考のこと未だ一般に重要視せられざる傾向あるが如しと雖も今後教授法の改革は多くこの根本に向つて行はるべきなり。然れども夫の推理と比較と判斷とを含める思考こそ我が教授法研究の一大眼目なれとて、兒童の程度も學科教材等の性質も時も場所も顧みずして行ふは百害ありて一利なき結果に終らん。心すべき事なり。

(ハ)比較。比較はその心理作用として思考の一部分を占むるものなれども教授の手段として無形的にも有形的にも必要なるものなるを以て茲に特に抽出したる所以なり。比較せしむるには亦種々方法上に考慮をめぐらさざるべからず。小學校に於ては實物を基礎として視覺に訴へ兩々對比せしむるが最も多き場合にして且最も佳し。聽覺之に次ぎ觸覺之に次ぐ。理科にては嗅覺や味覺による

場合も少からざるべし。若し教科書中既習の個所と比較せしむる必要ありと認めば教師は直ちにその頁を示して確實なる比較を命ぜよ。たとへば後樂園の話より日本三公園を語らんと欲せば直ちに兼六園の挿畫を開かしむるが如し。吾人は常に思ふ知識を以て荷物とすれば比較は實に之を運搬して兒童の腦庫へ積入るべき車輛の如きかと。適當なる比較の價値是に於てか明瞭なり。

(ニ)練熟。知識の傳達に次いで提示段の重要任務をなせるものは知識又は技能の練熟なり。兒童は好奇心盛なれども忍耐力乏しく忽ち倦怠を來して一所に定在すること難し。この通有性は以て知識の傳達を比較的困難少からしむるも以て練熟の課程に成功し難からしむる短所を有す。教師自身にありても今度は復習か今日は練習かと未だ教壇に立たざる以前半以上骨休みの積りとなるを常とす。何ぞ知らん餅を作るに知識の傳達は猶ほ糯を蒸籠に入れ火を送りて蒸したる迄の如く之を練り且搗かすんば未だ餅となす能はざるなり。然り練熟なき知識は搗かざる餅也。之を以て教師は苦心して斯事に従ふべき也。

(三)自發精神作用。名目或は妥當ならざるべきか。兒童は新に傳達されたる知

識の類化と練熟とにつとめしめらるべきことは前述の如し。されどたゞ之のみを以て満足すべきにあらず。練熟されたる知識を活用して更に新なる方面に向つて發明發見の效を積ましめらるべき也。即ち提示段の一任務は獨創力養成にあり。其の之れ無くば或は詰込みとなり或は知識の持腐れとなり遂に世に裨益する所なきに終らんも知るべからず。

(4) 訓育的方面。今日訓育を以て修身の教授時間に局限せしめんと思惟する者はあらず。訓育の事たる寔に二六時中瞬間の猶豫懈怠を許さず運動場に在る間教室に坐せる間常に思念して實踐を事とすべき也。然れども斯く行住坐臥に訓育を伴ふ時は動もすれば訓育無きに若かざるが如き放漫の結果を醸し易し。否今日の學校訓育は餘りにに重きを要求したる結果却つて虻蜂取らずの結果を來しつゝあらざるなきかを疑ふ。訓育の妙は人格と相觸れ相磨して石火飛び電光渡る機微に存す。教師は足一度教壇に立たんか何等の虚飾淹蔽を許さず直に真情を暴露して兒童の心性に投げかくべきなり。此の意味に於てする訓育は寧ろ無意識的のものなり。本項に謂ふ所の訓育は意識的に計畫的に系統的に教授

の間に行はんとするものにして、この點については從來より一層留意せんことを希望して止まざる也。

提示段について尙考ふべきものあり。其の一は講演體をとるべきか問答體によるべきか。指示體を主とすべきかの考量なり。されどこは通常の教授法書に載せある所なれば今詳言せず。更に如何にせば提示段をして生命ある活躍せるものたらしめ得べきかについて述べんと欲す。之を論ずるに當りては少くとも

(イ)準備 (ロ)氣 (ハ)術

の三方面よりせざるべからず。

(イ)準備

準備に三方面あり。教材に關するもの方法に關するもの、教具に關するもの之なり。(一)教材は單に一單元の研究に遺漏なしとて満足する能はず。教科書尋常科高等科共全體について十分なる研鑽を遂げざるべからず。否一步を進めて、一教科の教材全般に涉りて研究し、その見地よりして一單元の教材の主旨内容等を研究するを要す。(二)方法に關しては、熟慮すべきものに或は教材の取捨選擇の程

度、或は新教材と既有知識との連絡關係、或は教法の種類を決定して教案の作製に當る等あり。(三)教便物に對する準備亦怠るべからず。時に自ら製作せざるべからざるものあり、時に貸物借入の手續を運ぶべきものあり、その提出方法について掛釘掛竿の末に至る迄準備に遺漏あるべからず。

(ロ)氣

氣の解釋は至難なり。されど以心傳心的には何人も得心し居る所なるべし。強ひて愚見を述べれば氣とは心情の緊張状態か。氣は活躍の根本にして人格の主要素なり。而して氣力は極めて旺盛に氣轉は極めて明敏ならざれば活ける教授を行ふ能はざる也。

氣の修養は容易にあらず、道德書哲學書によりて紙上の知見を得るとも役に立つこと少し。靜坐坐禪武道等によりて工夫し勞苦して自然に體得し蘊蓄するを要す。

(ハ)術

練磨によりて成されたる方法上の熟練巧妙を指していふ。人動もすれば教授

法の全部を以て術の一語と同視し、術即教授法、教授法即術と解せんとす。誤れるの甚しきものと謂ふべし。術なくしては教壇上に立つこと難く、術によると否とは一般教育上に損益すること大なれども、術は教授法の全部にあらず、寧ろ一小部分なり。極言すれば一些末事と見るべきものなり。教育的美學の研究は緊急の事に屬すと雖も、術は遂に術たるに止り、單獨に地歩を占め得るものにあらず。さはれ巧妙なる教授には術を要すること多く、適切の術を工夫案出するは提示段中大いに注意すべき事に屬す。

第五目 歴史教授の提示段

特に歴史科の提示段に於てなすべき任務の大要を擧ぐれば左の如し。

(1) 新授史實の有機的解説。史實は教科書によるを本體とし、之に考慮を経たる敷衍と附加とを交ふべし。歴史科に於ては斯かる史實を左思右考正しき脈絡牽引を尋ねて有機的に解説すること最も肝要也。或は年表の如くに史實を列擧する教授、或は時代を忘れ前後を思はず、因果を究めずして物語的に史實を扱ふ教授、或は一も二もなく教科書をその順序も程度も一切そのまゝの盲從的教授等は皆

歴史科の主眼を缺如したるものなり。過去に於ては歴史科を暗記學科と看做し、暗記だに全からば歴史科は滿々點なりと思惟せられたり。これ有機的解説の價値を辨へざる間の事也既に有機的解説によりて教授する以上歴史科は單なる暗記學科にあらず、大いに思考し熟慮すべき學科とならざるべからず。

(2) 直觀物の觀察。年代圖あり系圖あり、歴史地圖あり肖像其の他の繪畫寫眞あり、遺物あり、模型あり、時に應じ場合を考へて適切なる觀察を行はしめ、説話によりて想像し難き部分の補ひたらしむることを要す。されど觀察には觀察の方策あり、漫然兒童の眼前に提出するは宜しからず、宜しく觀察の要點を指示し、或は物によりて觀察要點を一々分り易く記載せる附箋を附し、其の特徴と價値とを十分に會得せしむべし。

(3) 筆記。敷衍附加の要領、年代表、系圖、地圖等は筆記せしむるを要す。復習を主とする提示段にては殊に筆記を多からしむるがよし。(復習といへば多くは隨問隨答、口唇を振はしむるに止るが通常なれど斯くては史實と伴ひて記憶せしむべき文字の記憶に何等の効果を與ふることなく、史實そのもの、記憶も確實明瞭を

缺くこと多し。成るべく鉛筆を持たしむるは歴史教授革新の一法たり。又筆記は之を豫備段にも整理段にも移し得るものなれど、提示段を以て本體となすべきものなり。

(4) 心情の練磨。こは寧ろ整理段に於て取扱ふを本體とすべきか。されど提示段に於て取扱ひて都合よき場合も少からず。教授に變化を與へ注意を促し活力を添ふるに効あるものなり。練磨といひても思考中最も多き部分を占むるものは判斷なり。成るべく深き思慮の下に根據ある判斷を行はしむるが大切なり。尋常小學校には斯かることは如何なるものかの疑問なきにあらざれども余の狭き經驗に徴すれば彼の有機的解説に伴ふ必然的任務にして兒童も意表外に活躍するもの也。

(5) 教科書の讀解。教科書につきては文字文章の理解、説話事項と教科書内容との連絡及び挿畫の三項に注意することを要す。教科書は兒童にとりて何よりの伴侶たり。粗略の取扱をなすが如きことありては教育の徹底上遺憾少からず。是非とも提示段中に相當の時間を割きて注意深き取扱をなすべきなり。殊に余

の愚見を以てすれば教科書の文字文章が困難なれば困難なるほど提示段に於て教科書の讀解に努力するを要す。之を時間の終り其の他に任せんとする論も多かれど余は賛成する能はず。

第六目 整理段總論

整理段の効果は、單に提示したる知識の整理に止らず、訓練上事物の整理整頓の氣風を養成するにつきて極めて重要にして、學習上刻苦耐忍等の習慣を築くにも亦大切なり。

整理段は教授の最後の任務なれば、兒童の頭腦の最も疲勞したる場合に行ふものなり。故に實地教授に於ては常に兒童を過勞せしめざるやう注意し、臨機に整理段を加除變更して以て適切なる教授をなすの要あり。

一般教授上整理段に於て取扱ふべき事項大凡左の如し。

イ提示事項の復習。教科書の復讀、教授事項の復演等之なり。復讀には教師の範讀あり、兒童の齊讀あり、默讀あり、個讀あり。復演には口頭を以てするあり、筆答せしむることあり、共同作業の一として板上になすことあり。その多くの場合

は、提示事項をそのまま復習せしむるものにして、分類比較應用等は第二になすべきことなり。

②分類。提示事項を彙類して分類をなすは、整理段中重要な任務なり。之をなすには勢ひ統括と比較と判別とを伴はざるべからず。まづ提示事項を比較し、或は該科の既授知識を以て、或は他教科の既習知識を以て、或は常識を以て等異同を判別し、而る後に之と統括彙類すべし。分類の成れる者は或は之を表に作り、或は之を評價批判せしむること多し。

③筆記。備忘録的に教科書になくして必要な事項を筆記せしむることあり。分類し表記したるものを筆記せしむることあり。筆記は兒童によりて遅速の差甚だ大にして、之を提示段中行ふ時は徒に時間を空費して收拾すべからざる失態に陥ること少からず。故に之を整理段に於て行はしめ、速きものには復習を命じ推考を課する等遅速の調節を圖るが可なり。

④批判。一事件の終了、一人物の終焉等の場合には、或は國民道德上より、或は吾人の理想上より、或は日常生活との關係上より、是非善惡を批判評價せしめ、處世上

の教訓を得しめ、人格の養成に資し、國民の志操を堅むるを要す。

(5) 應用。提示事項を丸呑込にしたればとて之を消化し同化して、自由に活世界に應用し得ずば教育は遂に辭書の編纂にも劣るべし。されば整理段に於ては努めて、既習知識の活用法につきて習練する機會を與へざるべからず。否、數分乃至數十分の應用は到底十分なる効果を擧げ難し、時に或は一日を費して實地應用を試みしむる場合あるべし。

(6) 練熟。應用の一種と見るもよく、廣義の復習と見るもよし。提示事項と同種同質なる多數の諸事項諸問題につきて、十分なる練熟を行はしむるをいふ。これは兒童自身にて單獨に行はしめ得べけれど、教師の指導監督の下に於て之をなすとは其の效果の差雲壤も甚ならず。且練熟は耐忍努力等の心性陶冶にも大效あるものなれば、決して忽にすべからざるなり。

7) 洞察。一種の批判と見るを得べし。提示事項の學習によりて得たる根據を以て、該事項の將來の發展、終局の結末等につきて考量し推測せしむるをいふ。これ次の時間の教授に對して強き期待心を惹起せしめ、家庭に於ける復習豫習に

氣勢を添へ、好學心を鼓舞するの效果あるものなり。殊に歴史科の如く、綿々として連續する教材につきては缺くべからざる一任務なり。

(8) 標本等の觀察。主として提示段に於て提出したる標本、模型、寫真、繪畫等につきて、或は回覽せしめ、或は幾組かの團體をなして觀察せしめ、或は教授者が机間をもち歩き観察せしむることあり。

以上は整理段の任務中兒童を主たる活動者として見たるものなるが、教授者自身にありては、この間に板書の整理、机間巡視、教具の整頓等につきて、なさざるべからざること少からず。

第七目 歴史教授の整理段

整理段に於ては、新教授事項が正しく明かに兒童の腦裡に攝取せられ、理解せられ、類化せられしや否やを檢するを以て、主要の用務となすべし。今その用務を簡條的に示さん。

(1) 提示の事項を問答す。略答―簡條的に擧げしむるが如き、概括的に何々に ついてと答へしむるが如き―を求むることあり。密答を求むることあり。

比較的枝葉に涉ると思惟する事項を省き重要な事項につきて細密の問答をなすことあり。この場合に於て提示の順序を追ひてなすことあり、逆進することあり。挿畫を以てすることあり、圖幅遺物等を以てすることあり。

- (2) 時代の横的關係を觀察せしむ。例へば和氣清麻呂の事蹟を授けたりとせんに宇佐の神官を透して當時の世人が如何に義魄滅びて慾念増長し浮世的快樂に眩惑して永生的信念無きを知り、道鏡の出世は佛教の盛大——寧ろ形式に囚はれたる迷信の世たるを知り、八幡宮の尊信の厚きを知り、清麻呂の行爲によりて當時尙一部に志士慨人あり、道鏡を惡み時世を慨きつゝありしを知るべし。然れども志士は少く俗人は多し。當時の世態漸く萎靡墮落、桓武天皇の一大改新を要せる所以を闡明せしむるが如き其の一例なり。即ち一事實を明かにしたる後それを透して斯くの如く横的關係を或は推考せしめ或は啓發せしむること亦必要なり。
- (3) 道德的判斷をなさしむ。一人物の行動に關して國家的見地より得失に就きて確固たる評價を與ふるは極めて大切なることに屬すと雖も、道德心の發達未だ著しからず經驗乏しき兒童に對して強ひて之が是非を判斷せしむるは至難の業なり。否普通一般の教師にとりても公明無私の判斷に至りては殆ど不可能の觀あり。よつて道德的判斷は極めて大切なるものなれども之をなさんと欲せば自ら明確なる批判を爲し得るか如何を顧み、一は當時の時勢と常人の境遇とより之を觀察して是非得失を定め、一は今日の進歩せる道德思想より見たる批判を下すべし。彼の漫然と之を爲すが如きは所謂生兵法は大怪我の基の悔を見ること往々にして之あり。注意すべきなり。

- (4) 時代の前後を瞥見せしむべし。一課を終へたる後は必ず其の課に含まれる幾つかの事實をして時の前後を明瞭ならしむべし。小學校用日本歴史教科書は主として列傳體紀事本末體の編纂なるを以て各事實は必ずしも時の前後に記述しあらず。時の前後を知らしめんと欲せば宜しく整理段に於て特別に問答し解説せしめざるべからず。之れと同様に一時代を

終へばその時代を顧みて幾多の波瀾を追憶し、前時代と比較してその特色を見出さしめ、更に來るべき新時代の傾向を豫想せしむると甚だ大切なり。

(5) 筆記。板書事項系圖、地圖表解、年表、その他を筆記せしむ。

(6) 直觀物の觀察。總論に於てのべたるに同じ。

整理段に於て爲すべき大要は以上の如し。時にこの中の一を行ひ時に數項を併せ行ふ。毎時間前各項を行ふが如きは到底不可能事たるを免れず。若し總べてを行ふと爲さばそれは誤解の甚だしきものなり。

以上を以て教授の三段階に於てなすべき作業の大要を述べたり。右三段階は通常一時限の教授に於ける區分なれども史實の性質兒童の境遇其の他の事情によりては之を數時間に延長するとも差支なきこともあるを知らざるべからず。又、各段階に於て取扱事項の重複せるもの多きは種々組合に都合よきことを示す一助なり。各段階毎に同じ事柄をなせといふにはあらず。教授は活事業中の活事業なり。兒童は生々潑潑、瞬時も沈滞逡巡を好まず。之が故に數時間の工夫を凝せる教案が兒童の一問によりて全然破壊し去らるゝことあり。十をなさんと

欲して僅に三をなし得ることあり。教師は臨機の處置を取るを心掛け、重箱的教案保守主義に偏らざる修養を要す。然りと雖も教案の大切なること亦甚だ明かなり。教案にして會心の工夫によりて成らば壇に登るの時成案自ら滿身の自信と踊躍とを奮ひ起して生氣あり精彩ある教授を行ひ得る素地十分なり。誠に、教案作製は教師の修養上、缺くべからざる一方、便にして教授の明快、巧妙の係る所極めて慎重に極めて熟慮せる方案を作すべきなり。

以上の外實地教授にありては、採光換氣、清潔整頓等より、兒童出入の規律、正坐應答の姿勢等までも周到なる注意を要すること勿論なりとす。

第二項 歴史教授の諸形式及教案例

近時日本歴史科の教授を概見するにその形式に於て其の主義とする所大凡三種に別つを得べし。曰く講演體、曰く教科書讀講體、曰く折衷體之なり。

第一目 講演體

講演體は從來汎く行はれ來れる形式にして教師が教授せんとする史實に首尾を立て因果を明かにし、小節に分ちつつ専ら講演説話をなして教授を進行せしむ

るものなり。こは歴史教授上最も普通なるものにして其の史實を活躍せしめ、印象を強からしむる點より考ふるも頗る自然にして有力なり。勿論實證的に歴史を教授する方法としては疑問なれども普通教育に於ては推究を要すれども畢竟するに印象的なるを可となすを以て講演體は永く歴史教授の根幹たる位置を失ふことなかるべし。然れどもこの法は屢々復演の時間を與へて記憶を強ひざる時は兒童は教音の耳朶を打つ間のみ感興を味ひ居れど一兩日を経過せば單に面白かりきの一語を止めて餘燼空に歸する悲しむべき滑稽に終り易し。加之動もすれば興に乗じ情に誘はれて教授事項の範圍を脱失し、或は徒に綿密詳細なる事項に立入り、或は言うて甲斐なき否却つて害ある史實を得々と説述する等の愚に陥るものなきを保せず。即ちこの法は教師の全眞を曝露し去るを以て有力なる教授をなし得ると同時に缺點弊所を繕ひ難し。而して兒童は説話の暗記に全力を注がしめらると同時に教科書の讀解は簡略に授けらるる結果教科書讀解の力を缺きこれに親しむべき勇氣を失ひさては説話の暗記も空に流れて結局、蛇蜂とらずの状態に陥る例少からず。これ講演體の甚だ陥り易き短所なり。近頃其

の弊を見て之を矯めんと欲し教科書讀講體を唱導するもの多く出づるに至れり。講演體は前述の如く専ら講演を以て教授し行かんとするもの、教師壇上に立ちて一揚一抑目を張り首を擡げて説話續述すれば、兒童は危坐正面息を吞み心を沈めて之を聴き以て目的を達すべきなり。依つて思ふに此の方法にありては分節上に注意し、一分節を終る毎に問答し講演せしめ理解の確否を試みては次の分節に移らざるべからず。教師が説話術に長け居るべきは各教科を通じて切要なれどもこの體の教授にありては特にその著しきを見る。巧みなる説話は適當なる敷衍と熱誠なる教授振と相待つて、兒童に深く強き印象を與へ高く清き感情を起さしむるには頗る有力なり。然れども前三者相待たざるに於ては、氣のなき強意見を聴くが如く、史實に對して明確なる理解をなす能はず、感銘の何等興奮せしむべきなきと同時に教科書の取扱上時間の不足のため止むを得ずして粗雑亂脈の弊を招き易し。然れども歴史教授の提示段に於ては教科書讀講主義にまれ折衷主義にまれ新教授事項の傳達、國民的性情の涵養等皆主として講演に依らざるべからざるを以て教師は常に巧妙なる講演の方法を習得するに努め、簡明にして

印象の深き教授を爲さんことを希ふべきなり。

教案例の一講演體

- 一、題目。源頼朝。
- 二、時間。一時間。
- 三、目的。源義仲の反及び誅と平氏滅亡の大略とを知らしむ。
- 四、教材。尋歴卷一、五八頁九行より六十一頁一行まで。
- 五、教具。近畿地方圖、中國・四國兩地方圖、宇治川先陣の繪畫福原戰陣圖。

一 豫備○印は教師の發問×印は兒童の答の豫想

(1) 復習的問答。

- (イ) 前時間には平氏の都落まで濟ませました。○その時の平氏の總大將は×平宗盛(板書)：板書の場所は本書第四章板書についての節を参照のこと。○その他名高き大將は？×知盛・教盛・經盛・盛盛・教盛・忠度等。
- (ロ) ○平氏を都から逐ひ落したのは×源義仲(板書)。○義仲はといふ經歷の人か？(兒童に略答せしむ)。

- (ハ) ○源氏で義仲より前に旗あげをした人があつた。誰か。×源頼朝(板書)。○その人の經歷は(略答せしむ)。○義仲が京都へ入つた頃頼朝は何處に居たか×鎌倉(板書)。○頼朝の下には名高い弟があつた。×義經・範頼(板書)。○武士には×北條時政・梶原景時・同景季・佐々木高綱・畠山重忠・熊谷直實・土肥實平等。
- (ニ) ○當時の天皇は。×安德天皇(板書)。○何代×第八十一代。○何處にいらしたか。×平氏と共に西國に。○京都の朝廷には。×後白河法皇がいらつしやいました。

(2) 目的指示。

今日はこの三つの勢力(板書事項)——鎌倉の頼朝・京都の義仲・西國の平氏——を指しつゝ、(が) どう變化し興亡するかを調べる。

- (3) 用意をせよ。(教科書地理附圖・筆記帳等を机上に出す)。

二 提 示

- (1) 平氏は何處へ行つて居たかといふと、掛圖を指しつゝ始め福原(板書)へ、次に屋島へ、次に彦島へ、次に太宰府まで落ちのびた。

(2) 義仲の反。

(イ) 京都へ入つた義仲は、直ぐに平氏を逐ひ掛けて西國へ行くかと思ふと、さうはせず、京都にぐづくしてゐた。

(ロ) 義仲は山育ちで、戦には強いが、禮儀作法は薩張り知つてゐない。法皇の御機嫌伺に御所へ出ても公卿に馬鹿にされる。自分から旭將軍などと名乗つて得意である所であるから、大に癢にさはる。腹が立つ。

(ハ) 義仲の部下は、いゝ氣になつて、市内到る處、亂暴して廻る。遠慮は無い。人を逐ひ出して厩に當る。兵糧は徵發する。京都市民から見ると、平氏といふ古狐を逐ひ出して、木曾殿といふ餓狼を迎へたやうなものである。従つて誰も彼も怨む。悪口をいふ。上下悉く不評判だ。そこで愈々癢にさはる。腹が立つ。

(ニ) それもこれも、つまり、公卿共が馬鹿にするからの事だ、と義仲は思ひつめた。とうとう眼が眩んで、公家退治だといつて、亂暴にも後白河法皇の御所へ押寄せ、火をかけるといふ始末。かうなつては最早や平氏と選ばざる罪人であ

る。逆賊である。

(3) 義仲の誅。

(イ) 後白河法皇も堪へ兼ね給ひて、義仲追付の院宣を賜つた。○誰に×源頼朝に。
(ロ) 頼朝は大に喜んだ。——頼朝と義仲とは従兄弟同士、共に父祖の怨讎にして天下の逆臣たる平氏を追討しようとしてゐる。○それだけに、頼朝が喜ぶとは不思議ではないか。

×(i) 義仲の成功を羨む心があつたから。

×(ii) たとひ従弟でも、今は逆賊であるから、之を討てば忠義を立てることが出来るから。

×(iii) 後白河法皇が自分を一番お力にせられていらつしやることを知つたので。

×(iv) 始めによく公家のいふことを聞いて置いて置いてやれば、あとで自分の思ふ通りにさせることが出来るから。

(ハ) 頼朝は直に義經・範頼を總大將として京都へ攻め登らした。義經は南から京

都へ入らうとして宇治(圖指示)へ向ふ。範頼は東から京都へ入らうとして勢多(圖を指示)へ向ふ。——この陣法は昔から京都を攻める時によく用ひられたものである。

(三)義仲も種々謀をめぐらした。○どんな謀があるだらう。

×(i)宇治勢多の橋をおとす。(——成程)

×(ii)どつちでも、まづ一方へ全力を注いで打ち破り次に他の一方と戦ふ。

(——これは面白さうだな)

×(iii)一旦京都を去つて敵の氣勢の衰を待つ。(——これは至極面白い。が、

どこへ避けるかが問題だ。○何處へ避けるが一番よからう。

×(a)根據地即ち北國木曾は勿論(然うだ、始めからさうすれば、よかつたかも知れぬが、道は既に範頼の爲に塞がれてしまつたを奈何せんだ。)

×(b)紀伊方面又は四國方面へ。(義仲は實際そつちの方の様子を探らせたが、京都で亂暴した不評判から、誰も味方になつて呉れなかつ

た。)

結局何處へも行けぬことになる。

×(iv)平氏と仲直りをして頼朝に對抗する。(——これは随分窮策だ。が、義仲は實際これを行つたが平氏には、ねつけられた。)

×(v)法皇に心からお詫して罪を宥して頂く。(——これは素直な考ではあるが、青公家共の顔を見るのも顔が立つ位の義仲にはとても出来ぬことだ。又、お詫したとて今更お許はあるまい。)

×(vi)頼朝の方に降参する。——頼朝に降参しても命は助からぬ。それに義仲には、たとひ亂暴は働いても、従兄弟の間柄だ、共同の敵——平氏——もあることだ、院宣を受けたとて見ぬ振をして呉れても濟む事だ、鎌倉殿の仕打は如何にも無情だ、従兄弟同士だから尙怨めしい、それに自分の父は頼朝の兄(義平)に殺されたのだ、いはゞ親の仇も同然だ、死んでも降参など出来るものかといふ心がある。)

(ホ)結局宇治川、勢多川で敵を防ぐことに決した。が、宇治川の方が、まづ敗れた。

有名な梶原景季と佐々木高綱の先陣争はこの時だ。(宇治川先陣圖提出) 皆がよく知つてゐる話だから省く。

(ハ)義經の軍が、一時にド、ヤ、と京都にはいる。義仲も止むを得ず逃げ出した。逃げるとなれば矢張り北國へ向ふより外はない。京都を東へ逢坂山を越えれば近江だ。琵琶湖畔に出る。義經軍は後を逐ふ。範頼軍は前から攻めかゝる。絶體絶命、義仲はトある小山の松の木を見つけて、その下で自害しよう。と馬を田に進めた。すると、ずぶりと馬の足が深く田の中に突込んで動けなくなつた。氣があせる。敵は？と振返る途端、一の矢がウ、ナリも高く飛び來つて、ブツリ、義仲の眉間を貫いた。——快男兒、惜しい哉、順逆を誤つて誅せられてしまつた。——場所は八景の一たる粟津。今、義仲寺があつて墓もある。

(ト)義經、範頼は意氣揚々と京都に入り、頼朝の下知を待つことになつた。

(4)平氏追討。

(イ)平氏は源氏の内訌に乗じて福原まで引返し、城門を高くし、兵船を運んで、金城湯池となして、或は京都までも攻め上らうといふ勢となつてゐた。義經、範頼

の二將は法皇の命によつて福原を攻めることとなつた。

(ロ)福原略圖提示。福原は東の門が生田、西の門が一ノ谷、前(南)は海、後(北)は山、その山には鴨越と言つて、何十丈かの急崖がある。まづ範頼軍は生田に、義經軍は丹波路を通つて迂曲して一ノ谷に出で、東西同時に攻め寄せた。が、容易に城門を突破することは出来なかつた。

義經には始めから奇策があつた。それは誰も知つてゐる、鴨越の逆落としといふのである。丹波路で、少し許りの精兵をすくつて、山路を鴨越の上に出た。下は源平兩軍の戦ひ真最中であつた。平氏はこの峻崖に天兵が降らうとは思つても居ないので、全く後方を守つてゐなかつた。義經は試しに赤毛の馬と白の馬とを逐ひ落して見た。赤馬は足を挫いて仆れたが、白馬は無事に平地に下り立つた。平氏は赤旗、源氏は白旗、それ源氏が勝つたぞと、義經自ら先登に命知らずの一軍物の美事に峻崖を駆け下りてしまつた。下りるより早くそこら一面へ火をかける。火の間から、おめき叫んで攻めかゝる。平氏は忽ち守を失つて、一同船によつて逃れ去つた。○何處へ行くであらう。x

屋島。

この戦で忠度、敦盛など平氏の大將は大分討たれた。

(ハ)教科書に繪がある。開いて見よ。(繪について略述せしむ。)

この頃の戦は一騎打である。まづ敵味方一人一人先祖のことから我が身の
上の名乗りを上げて名乗の真似をなす。馬上ながらに斬り結ぶ。勝負がつかぬと、刀を捨てて、「いざ組まん」と取組み合ひ、地上に轉げ落ち組伏せて小刀で首を掻き落すのである。(雜兵共は大將を討たすなとて駆け寄る。)

(ニ)一ノ谷の戦後、範頼は頼朝の命を受けて、陸路九州に入り豊前地方を従へてゐた。義経は京都を守つてゐた。

(ホ)一ノ谷の戦の後一年を経て、義経は屋島を討ちに立つた。平氏も今度こそ敗けるものかと意氣込んでゐた。義経が大阪から船を出さうとすると暴風が起つた。平氏は此の風では、とても來られまいと油斷してゐた。源氏の若き大將は短氣であつた。どうしても出かけるといつてきかぬ。船頭が、それでも……と逡巡すると、首を斬つてしまふと迫られる。出かければ難破して死

ぬ。出かけなければ首を斬られる。仕方がなしに舟を出した。舟は矢よりも早く南を指して走る。波は山よりも高い。が、武運めでたく阿波の國へついた。いつもならば二日は、タッ、ブッ、かゝる所を僅か二タ時(今の四時間)で吹きつけられたのであつた。直ぐ上陸して屋島へ向ひ行く。味方を増した。が、平家の軍勢に比べれば物の數でもなかつた。高松へ火をかける迄平氏は知らずに居た。烈風に黒煙が濛々と立ち上つて屋島へなびく。平氏は驚いたの何の、敵兵の數をも究めずして、周章して船に上つた。義経は一兵を損せずして屋島を占領し、行宮を始め、城樓を悉く焚いた。船と陸とで戦が始まつた。數日續いたが、平氏は遂に上陸出來なかつた。義経の弓流し、那須與市の扇の的もこゝであつた事である。

(ハ)平氏はあきらめて九州を指して船を操つた。彦島へ行き、太宰府へ行かうとした。が、來て見ると、關門海峡の南北悉く陸上には白旗が翻つて居るではないか。○誰か。×範頼軍。平氏は兎も角もと船を旋すことにした。義経は船を徵發して、直ぐ平氏の後を逐つた。あゝ平氏は全く窮地に陥つた。たゞ、

平氏は船戦になれてゐる。源氏は多く關東平野を馳驅した騎馬武者であつて水軍には馴れて居らぬ。平氏はそれを恃みに長門の壇ノ浦板書で義經の軍と戦ふこととなつた。が平家方に内應者があつた爲に平氏は又も散々に打敗された。今は何處と指して遁れ寄るべき宛もない。

(ト)流石は平氏も立派な武士の血統である。櫻の花が散るやうに知盛・教經等を始めとして或は戦死し或は海に沈んで一門悉く立派に死んでしまつた。この時、日本臣民として千古遺憾に堪へぬことがある。○何か。×安徳天皇の崩御。(入水の話省略)資算僅に御八歳、下關に御陵がある。世は後鳥羽天皇の御代となつた。又、總大將宗盛は一旦海に入りながら遂におめおめと生捕られてしまつた—後で首を斬られた。

(チ)義經は大得意で京都へ引返した。

三 整理

(1) 復演

(イ)前課(五十六頁)におぐる平家は久しからずといふのがあつた。○どういふ譯

であらう。(略答せしむ。)

(ロ)○どこで滅びたか。○その前はどこで戦つたか。○その前はどこで戦つたか。○どうして都を落ちたか。

(ハ)○義仲はどうなつたか。

(3) 推究

(イ)平家がこんなに早く滅びたについては種々理由がある筈である。○分るか。

×(i)後白河法皇に對し奉り不臣を行つた爲。

×(ii)武士の癖に公家の眞似をして武備を怠つた爲。

×(iii)頼朝を助けた爲。

×(iv)頼朝を關東へ流した爲。

×(v)義經が勇略絶倫の人であつた爲。

×(vi)平氏に非ずんば人にあらずなど、我儘をふるまひ人望を失つた爲。

×(vii)重盛が清盛より先に薨じた爲。

×(viii)清盛が亂戦中に薨じた爲。

×(ix)宗盛が愚味卑怯であつた爲。等。

(ロ)平氏が琵琶にもうたはれてゐる理由は？

×(i)あまりに急に滅びて、人々に、盛者必滅無常迅速の感を深く與へたこと。

×(ii)父子夫婦兄弟叔姪主従よく友愛をつくし、美しい人情と、めざましい最

後とを以て、人々を感動せしめたこと。

×(iii)昔の人々は單に源平の争として之を見順逆の觀念を以て平氏を見な

かつた爲。等。

(ハ)安德天皇の崩御は一は平氏の罪と院政の弊とが相まつはつた結果である。

(ニ)頼朝は平氏を除いても尙大いなる心配が三つあつた。

×(i)法皇の周圍に侍して政權にあこがる、公家。

×(ii)奥州に蟠踞せる藤原氏。

×(iii)戦功により威勢隆々たる義經。

次の時間には、頼朝がこの三つをどう處置するかを調べる。

(3)教科書を読む。

(4)福原國の筆記を命ず。(晝休利用)

備考。推究は時間の都合上、次の復習の時に譲ることあるべし。

第二目 教科書讀講體

この形式は講演體の弊を矯めんと欲する結果なれどもその有力なる原因は現制國定日本歴史教科書が兒童の學力の程度に比して史實も字句も稍々難解なりとの定評に對して工夫し出せるものなり。この主義は成るべく教師の講演説話を省略して殆ど徹頭徹尾教科書の讀講によりて史實を了解せしめ歴史の知識を與へんと欲するものなり。斯かれば歴史教科書に對する讀解力の増進には前の講演體に比して多大の利便を得べし。然れども翻りて考ふるに此の形式は全く一時の機宜に出でたるものにして、謂はば無趣味なる國語教授とも見るべく、歴史科の要旨を致却すること尠しとせず。複雑多岐の史實を極めて簡明に抽象的に書かれたる教科書を讀講して果して兒童に幾何の興趣を覚えしめ得べき。而も磨すべからざる史的印象と眞に價値ある内容的推察と奪ふべからざる國民的情操涵養の如きこの方法によりては到底満足なる効果を望み得べからざるなり。

況んや社會的理法の推究、一時代の趨勢洞見の如きに於てをや。是に於てかこの法一度唱道せられてより未だ若干ならずして早く既に四方の非難を受くるに至れり。然りと雖も以て著しき長所あるを忘るべからず。英國のジェー・エス・ミル氏が「歴史は教へらるべきものにあらず。自ら學ぶべきものなり」と絶叫したる真意よりするも、歴史科の真味は自ら讀誦し思考して真相を會得する點に存すべく、彼の講演體の如く殆ど全く此の方面を忽諸に附して、單に受働的に興味を呼び、印象を作さしむるに比して、讀講體が兒童の自奮努勉を勵まし自ら讀み自ら解しゆく習慣を強ふるは兒童の後來に鑑みて利益少からざるべし。されば兩者共各々其の長所に偏せざること肝要なり。依つて吾人は二者を調和したる折衷體を主張して止まざるなり。

教科書讀講體にありては専ら教科書の讀解説明に當らんとするものなり。「何々の件は書中に何とあるか」「何々の句は何の意味なり、何々の人のなしたる事は何か」書物より數へ出すべし、等力を新教授事項の傳達に注ぎ教科書によりて始終せんとするものなり。されば説話の事項は極めて少く、或は僅かに抽象的、字句に

具體的説明を與へ、或は混雜の行文に分解的指導をなすに止まるのみ。志操の養成には殆ど直接の效果なく、況んや既知事項との比較判断の如き内容的方面に觸るゝこと極めて微少となるを免れず。この主義にありても特殊の單元をなす教材を除くの外、多くは數節に分割して一節毎に讀講しゆくを要す。

教案例の二(教科書讀講體)

- 一、題目 徳川吉宗。
- 二、時間 一時間。
- 三、目的 徳川吉宗及びその政治につきて大略を知らしめんとす。
- 四、教材 尋歴卷二、四五頁三行より四七頁八行まで。
- 五、教具 徳川吉宗肖像。

一 豫備(○印は教師の發問、×印は兒童の答の豫想)

(1) 復習。

(イ) 前時間には新井白石の事業を調べました。○主なる事蹟が幾つ。×四つ。
○何々か。(略答せしむ。)

(ロ)○白石を用ひた將軍は。×家宣。○何代。×六代。○その次は。×家繼。
○家繼の薨じたのは。×年十一。○その次の將軍は。×吉宗。
(2) 目的指示。

今日は吉宗(板書)について調べる。(肖像提出)
(3) 支度をせよ。

二 提 示

(1) 吉宗將軍。

(イ)吉宗將軍の項を讀む。

(ロ)○吉宗は家康(板書)からいふと。×曾孫。○家康の子は。×頼宣。○どうして分る。×紀伊家とあるから。(左の板書をなす。)

家康—頼宣—○—吉宗。

(ハ)吉宗は始め三男に生れ、家臣の子弟と同じやうに質素剛健に育つた。若い時に小さい大名(越前鯖江)になつたが、紀伊の二兄が亡くなつたので遂に紀伊侯となり、更に將軍となつた。

(ニ)「中興の英主」といふのはどういふ意味か。×(解説せしむ)「享保の治(板書)」と言はれるやうな立派な政治をした。

(2) 吉宗の政治。

(イ)政治上主なることを數へ立てると凡そ七つばかりある。教科書を讀まう。

(政治の項を讀む。)

(ロ)難字句解釋。

「政治の要」虚飾、華奢、餘弊、人才、剛直、大綱、標準、等。

(ハ)今細かく書いて見ると、左の如く板書)

享保の治



― 人才登用

― 法律制定

(三) 右板書の説明。

(i) 吉宗が將軍として始めて江戸城に入る時に、諸大名は出来るだけ贅澤の服装をして登城した。すると將軍は極めて質素な麻上下であつた。大名は皆恥ぢて誰一人顔を擧げなかつたといふ。そして翌日は一同麻上下で登城したさうだ。

又、奥女中もすつと減らし、毎日の食物もすつと粗末にし、廊下のやうな狭い所に控へて、どうしても立派に裝飾のしてある室を使はず、十二年間辛抱してゐたといふ。

又、儉約令(板書)を出して、嚴しく人民に儉約を行はしめた。

○かゝる儉約は何の爲であらう。×元祿時代に奢侈になつたのを直す爲、(ii) 吉宗は自ら武事に熟達してゐた。元祿の江戸武士は白粉を塗り、藤紫の羽織を着、細身の太刀を喜ぶといふ風であつたから、から意氣地が無くなつた。

そこで盛に擊劍をやらせる、馬に騎らせる、弓を射らせる。そして大規模の狩獵をして腕試しをさせ、夏には隅田川で將軍上覧の水練をやらせて、専ら士氣を鼓舞した。

(iii) 綱吉の放縱のために幕府は非常に貧乏して、貨幣を悪くする、盛に借金をする、士には定つた俸給が拂へぬ。世の中の物價は騰貴する。白石が苦心しても、まだ整理しきれずに居た。それを吉宗が十年かゝつて遂に整理し了せた。この十年間貨幣許も八百萬兩改鑄したさうだ。

(iv) 風俗を改善する爲に町々の寄合や組合(向ふ三軒兩隣といふ風に)を作つてお互に助け合ひ戒め合はせた。罪人が出ると組合全體で叱られるやうにした。田舎には今もその遺風がのこつてゐる。

(v) 家光の鎖國から、洋書は一切讀むを許さなかつたが、それを緩めて、切支丹に關係ないものは自由に讀ませた。これから西洋流の醫學、兵學等が起つて來た。

(vi) 人才中大岡忠相が出てゐる。○町奉行といふのは。×略答せしむ天一坊

村井長庵、越後傳吉等を始め名裁判が非常に多い。(大岡政談中或は兒童に例話をなさしむ)。この頃は身分の上下といふことが非常にやかましく、祿高の少ないものは高い役につけなかつた。それを吉宗は便法を設け、役によつて臨時の増祿を行つて人才を登用した。

(vii) 〇吉宗の定めた法律は。(×御定書百箇條)百箇條といつても百三條ばかりある。竊盜をすればどういふ罰、強盜はどう、と一々罪科を定めた。今迄は奉行の思つた通りに裁判したので、軽い罪に重い罰を受けて泣寝入りをしたことも多かつた。この法律でさういふことが無くなつて安心した。

(vi) この外江戸にいろは四十八組の火消しの制度を立てたり、瓦葺にさせるために幕府から金を貸したり、將軍自身で閲覽する目安箱を作つて人民に訴へさせたりした。

(ix) 等は皆實用質素といふことを第一の眼目とし、虚飾華奢を何よりの惡とし、元祿時代の餘弊を一掃することに意を注いだ。そして立派に之を成しとげた。

(3) 産業獎勵

(イ) 時代の弊風を一掃した吉宗は、國を富まし財を殖すことに心を用ひた。(産業に心を用ふ)の項を讀む。

(ロ) 桐生地方の織物、紀州の蜜柑、土佐の紙會津の塗物、讃岐の砂糖、阿波の鹽等、今日尙有名な諸國の産物は多く吉宗の産業獎勵の結果盛になつたものである。殊に甘藷栽培は人命救助に大功があつた。

(ハ) 大名中名高きものには、上杉鷹山等がある。

三 整理

(1) 教科書復讀。字句問答。

(2) 復演問答。

(イ) 吉宗の政治の要は？

(ロ) 儉約の例は？ 風俗を厚くすといふは？ 御定書百箇條といふは？ 産業獎勵と有名な大名は？

(ハ) 中興の英主といふ理由は？

(3) 推究。

(イ)吉宗の施政中には一時的の利益あるものと、後世永く利益したものとある。如何なることが然るか。

× 永久的のもの。

學問の奨励。 風俗の改善。 法律の制定。 産業の奨励等。

(ロ)吉宗の施政中特に能くやつたと思ふ事項は何か？

× (i) 儉約の示範。

× (ii) 人才の登用。

× (iii) 洋書を読むの禁を緩めたること。 等。

(ハ)吉宗が爲政者として優れたる點は？

× (i) よく下情に通じ居たること。

× (ii) よく時弊を洞察して之が救済を志したること。

× (iii) 終始倦まざりしこと。(綱吉とは大に異なる。) 等。

(終)

第三目 折衷體

これ前二者を打つて一團となし、餘りに講演に馳せず、ざりとして又餘りに讀講に偏せず、教科書の讀解に於て一進歩を來すと同時に歴史的印象と推考と興趣とを傷けざらんと努力するものなり。勿論教材により兒童の状態によりて講演體を主にし或は讀講體を主とすることあり。教授は活事業なり、一主義を固執し、機に應じて處するなく、長短、相補ふことを知らざるが如きは頑冥の譏を免る能はざるべし。前項「教授の段階」に於て、教案例に於て、本體を力説する所以は、一に教授方法の大綱を述べんと欲するものにして、用意は常に頑冥の徒とならざることを期せずんばあらざる也。

折衷主義が教授階段上の中心たる提示段に於て取るべき作業を箇條的に擧ぐれば次の如し。

1. 講演の出發點となるべき人物名、事件名、史的熟語、單なる語句等を書物中に發見せしむる爲に一回讀む。

2. 兒童の發見したる事項を基本として講演をなす。圖幅、地圖、遺物等の視察、問答、推考及び説明、挿畫の解説等をこの間に於て行ふ。(1)に於て教科書を一

讀したる爲、兒童に直ちに發見し回答し得べき事項は講演中隨時質問を放ちて答解を求むべき事勿論なり。

3. 比較、推考判斷等も講演中隨時に行ふを普通とす。場合によりては後の整理段に譲るも可ならん。

4. 講演終らば講演に關する疑問を尋求し、疑問盡きなば再三教科書を復讀して書中の文字文章の疑義を問答す。

5. 次に教科書中の難解の語句、抽象的語句が講演の如何なる部分(具體的説明)に相當りしやを問答す。

6. 筆記事項あらば筆記せしむ。但し(4)所に於て講演の疑義問答の後直ちに筆記に移らしむる場合も少からず。筆記は兒童によりて遅速あり。速きものは遅きものを持ち兼ねていたづらを始め易し。よつて教師は壇上に立ちて之を監視し筆記し了へたりと見ゆる兒童には時を移さず筆記の事項を讀ませ過誤遺漏の有無を質し誤あらば補正せしむべし。

以上は最も普通の形式なるを以て機に臨み變に應じては隨時變更せざるべか

らざるは勿論、豫め案を立つる前に於ても相前後すること少からず。たとへば開卷一番兒童の趣味に適合する挿畫ありとせんか、教師はまづ挿畫によりて大體の説明をなし、詳しくは書中に委せんとなすも面白く、挿畫の説明は全然之を省き整理の段に於て兒童の説明を求むることも多し。其の他教材によりては之を數節に分ちて教授するが便なり。

要するに提示段に於て爲すべきこと頗る多し。前述の六項は皆知的方面即ち形式の理解にあれどこの間に於て教師の説話の態度意氣、語句等によりて自然に心情即内容的陶冶をも爲さざるべからず。舉げ來れば事愈々多く、時の之に伴はざるなきを患へんのみ。然り、教師が少しにても油斷をして或は冗舌を弄し或は繰返さずともよきを繰返し、或は拙劣なる問答を續け或は敷衍事項の選擇を誤るが如きことあらば時間必ず不足すべし。蓋し時間の足否は一に教師の技能如何によりて定まるものにして、提示段の作業の多寡に關係することは極めて稀薄なるを知らざるべからず。

教案例の三(折衷體)

一、題目 聖徳太子。

二、時間 一時間。

三、國の 聖徳太子の功業及推古天皇時代の文物の大要を知らしむ。

四、教材 尋歴卷一、十七頁八行より廿頁一行まで。

五、教具 聖徳太子肖像圖。法隆寺繪畫、欽明天皇より孝徳天皇に至る帝室御系圖。

(用明天皇、推古天皇、聖徳太子の關係を示すもの)。近畿地方圖、憲法掛圖。

一 豫備(○印は教師の發問、×印は兒童の答の豫想)

(1)復習(皇室系圖を掲げて)。

(イ)○佛教の來た當時の天皇は。×欽明天皇。○紀元年教は。×一二二二年。

(ロ)○佛教傳來について起つた争は。(×略答せしむ)。

(2)推究(省略するも可)

(イ)佛教を日本に弘めることは宜いことであらうか、どうか。(物には凡て一得一失あり、得失何れが大なるかを考ふべきことを知らしむ)。

(ロ)當時の日本に佛教は必要なるべきか否か。(文明の促進と人心の開發とに對

して當時は日本にはむしろ大に必要なりしなるべし)。

(ハ)佛教が當時の日本に直ぐ弘まるであらうか否か。(困難なりしなるべし。されど弘布の可能性は大なりしならん)。

(ニ)佛教を弘めるにはどうしたら宜からうか。(佛教界に偉人―地位あり人望あり、勢力あらば一層妙―出づれば直に弘まる)。

(3)目的指示。

今日は佛教の隆盛とその利とを學び、佛教と關係深き聖徳太子の御事蹟を學ば

二 提 示

(1)推古天皇。

(イ)馬子が守屋を殺した時の天皇は?―附録の御歴代表で調べよ。×用明天皇。三十一代。

(系圖を指しつゝ)○三十二代が。×崇峻天皇。○三十三代が。×推古天皇。皆御兄弟を以て御即位遊ばされた。

(ロ)推古天皇(板書)は日本歴史上特に名高い天皇であつて、今日のお話は主として推古天皇時代の事である。

(ハ)推古天皇は我國で初めての女帝であらせられる。

(ニ)で、聖德太子(板書)と仰る方を皇太子にお立てになつた。○系圖によつて御柄を考へて見よ。×御叔母甥。

(ホ)聖德太子は天皇に代つて政治を遊ばされた。——さういふ風に、天皇が御幼少の場合や永い御故臨(御重忠御旅行等)の爲に政治を御覽遊ばし兼ねる時、天皇に代つて政治をすることを攝政(板書)といふ。

(ヘ)明治以後には決して女帝はお立ち遊ばさないやうに明治天皇がお定め遊ばされたが、過去の御歴代中には女帝がお立ち遊ばされた例はある。しかし、之は一時止むを得ない場合のことであつて、決して日本固有の規定ではない。——女帝の時代には大抵攝政をお立てになつた。

(2)憲法十七條

(イ)御歴代表推古天皇の條に大切なことが二項ある。×憲法の御制定。×支那

との交通。

(ロ)憲法といふのは、極めて重い規則といふことである。十七條共漢文(略説を要すべし)で書いてある。その内分り易いものを假字交りにて書いて見れば斯うである。(左の内容を認めたる掛圖を提出す)。

一、和を貴しとなす。決して争ふことなかれ。

二、厚く佛法僧を敬へ。

三、詔を承けては必ず謹め。

六、人の善きことをかくすなかれ、悪しきことは必ず匡(た)せ。

八、群臣百寮早く朝し、おそく退け。

十、人の遠ふことを怒るなかれ。

十五、私に背きて公に向ふは臣の道なり。

十七、事は獨りぎめにせず、衆と相談すべし。

(ハ)右の略解をなす。——今日の憲法とは餘程違つて居り、主として役人に對して、日常に心得方を定められたものであることが分らう。

(二)〇これは今から何年前のことか。(中表及び年代圖を参照せしむ)×凡そ一千三百十三年前、そんな大昔に立派な規則をお立て遊ばしたのは誰、驚くことである。

(3)冠位制その他

(イ)驚くべきことは、ひとり憲法ばかりではない。まだ澤山ある。その一つは冠位(板書)。冠位といふのは冠の色と材料によつて位を定めたものである。勿論服装も變つた。十八頁を見よ。(聖德太子肖像掲出)これが新しい服装である。之を従來の服装(四頁九頁十一頁十四頁等参照)と比較し見よ。

挿畫の解説。(參考)

御肖像は百濟の阿佐太子が聖德太子を目のあたり拜しつゝ寫し奉りしものとして傳へられたる法隆寺の御物を模したり(御物は左右に山背大兄皇子、殖栗皇子の侍立せるものなり)其偽は兎も角として肖像畫としては我國最古のものと信ぜらる。服装亦支那のものに酷似せり。支那服に模せるを證すべく、支那の文物の影響盛なるを知るべし。冠は

絹製の、袋の如きものに縁をとり紐にて結べるものなり。後に卷きたれたるは冠の上より髻ウヰを結べる紐のあまりを裝飾的に附しあるなり。衣は寛き筒袖にて袍といふ。下部は前後に分れたり。原圖は朱色なり。手にもてるは笏なり。革帶をしめて劔を佩ぶ。直刀なり。劔に裝飾多くなりしを注意せしめよ。(笏を持つ風習、朱袍を皇族服とせる制度等は推古天皇より後に始まりしものなればとて此の畫が當時のものにあらざるべしと疑ふもの多し)——拙著「細目體小學日本歴史解説」(拔萃)

この服装は大分外國の眞似をしてゐる。〇何國のか。×支那。×朝鮮。今日の人が洋服を着るのと同じやうなものであらうか。

(ロ)どうして支那朝鮮の眞似をするのであらうか。×支那朝鮮が日本より開けてゐたから。〇開けてゐるといふのはどういふ事か。×學問が進んでゐる。×種々立派なものが澤山ある。等。

(ハ)學問で思ひ出すことは、太子、また曆を諸國に頒布して人民の便利を圖られた。

(4) 支那との交際。

(イ) 従来日本は朝鮮とは盛に交際したが、支那とは交際しなかつた。勿論、船乗など一人で支那の沿岸へ出かけたものは有らう。が、國家と國家とが交際したことは無かつた。

(ロ) 聖徳太子が之等の新しい政治をなされたのは多く支那朝鮮の長所を採用されたのであるが、それ等は皆朝鮮から輸入された。しかし當時文明の本宗は支那であつて、朝鮮は謂はゞ支那の受賣りである。聖徳太子はそれが頗る御不満足であつた。是非とも直接に支那の文明を移植したいとの御熱望があつた。そこで問題が二つ起る。

(ハ) (一) 國と國とが始めて交際するにはどうしたものであらうかといふ問題、(二) は外國の文明を移入するに最も適宜なる方法如何といふことである。前問題は如何。(兒童に使節派遣のことを推考せしむ) 後問題は如何。それは教科書を読んで見より。

(ニ) 教科書十八頁四行より十八頁五行まで讀む。○分つたか。×留學生を送る。

さうだ、今日も我が國から毎年諸外國へ澤山學者が留學するし、支那からは我が國に留學してゐる。

留學生派遣の外。

a. 交通を頻繁にすること。

b. 先方の學者工人等を招致して優遇すること。

等も有力なる方法である。

それなら使節及留學生派遣等は困難でないかといふと大違ひ、困難も困難、殆ど想像以上の大困難であつた。東支那海の嶮浪はこの後幾度か使節の船を呑み留學生の船を呑んだ。即ち決死的大事業であつた。

(ホ) 支那との交際のうち、特に聖徳太子の識見について感心することは、支那と對等の交際を求められたことである。

(5) 聖徳太子及び佛教の隆盛

(イ) 以上の事蹟を以てするも、聖徳太子の功績を知るに難くなければ、尙一層太子の名を高からしめたは、本時間の初に一言したやうに太子と佛教、佛教と文物

との關係である。それを調べる前に聖徳太子の御事を調べよう。

(ロ)太子が如何に御願悟であらせられたかの證據がある。書物で探さう。(教科書十七頁九行より十八頁三行迄讀む。)○分つたか。×一時に十人の訴を聞分け給うたといふ。(教師尙略説すべし。)

(ハ)書物に深く學問を修め給へり」とあるが、この頃學問を深く學ぶに唯一適切な方法は如何。×漢人の子孫について學ぶ。×朝鮮から來た僧侶に學ぶ。然り聖徳太子は外國の僧侶について學問をした。お經も深く修めた。そして釋迦牟尼佛の生れ變りかと思はれる釋佛教が好きで信じられた。

(ニ)御自身でお經の講義や説教をもなさつた。憲法中にも思ひ當ることがあらう。×第二條。その揚句どうなさつたかといふと、それは書物にある。(教科書十九頁七行より二十頁一行まで讀む。)○どんなことをなさつたか。×建寺造佛

(ホ)法隆寺の繪を提出す。これは法隆寺の金堂である。(近畿地方圖指示)法隆寺は奈良市の西南此處にある。世界最古の木造建築物である。四天王寺は大

阪にある。度々焼けて、今のはさう古くは無い。この外にも澤山建てた。佛像は特に太子自身でも彫刻されたと言はれてゐる程の熱心であつた。

(ヘ)かうなると貴族も之をまねて寺を建てると僧侶になるものも出來て來る。支那、朝鮮から大工、畫工、佛師等が來朝する。僧侶も澤山來る。そして學問が盛になり、美術が發達し、趣味が向上し、生活が享樂的となつて來て、世の中が急に進歩する。それが主として佛教の力によるといふことになる。

(ト)宗教は一旦信仰すれば、所謂、鰯の頭も信心がらの譬の如く夢中になるべき素質がある。物質的文明の進歩は目に見えて著しく、それが佛教の力であり功德である上に、人心の開發、陶冶にも一大効果を與へることとなつて、佛教は忽ち一般上流社會の間に大勢力を占めることとなつた。

(チ)聖徳太子は斯くして一國崇拜敬愛の中心となつたが、不幸未だ天位に登らずして薨じ給ふや、國民皆父母を失へるよりも哀悼したといふ。(攝政二十九年間、御齡四十九。)

(6)話を終る。教科書復讀。難句問答。○話又は書物中、より分らぬ處はないか。

(1) 筆記

(イ) 憲法を筆記せしむ。

(ロ) 筆記早く終りし者には教科書を黙讀せしむ。

(2) 復演

(イ) 攝政の意義如何。

(ロ) 聖德太子が深く佛教を信じ給ひ、その弘布に盡瘁せられたる證據(例話)如何。

(ハ) 推古天皇時代の國史上の二大事項は何。その内聖德太子の憲法について語れ。支那との交際について語れ。

(ニ) 聖德太子の御事業として、この外有名なるものは。

(3) 推究

(イ) 今日、大工左官等が、太子講を組織し聖德太子を尊崇するは何故なるべきか。

(ロ) 聖德太子の薨去に際し、國民一同深く哀悼したるは何の故か。

(ハ) 聖德太子が佛教の弘布に御熱心なりしは何の爲なるべきか。

(ニ) 明治天皇は何故に明治以後女帝を廢せられたるか。

(ホ) 總て新しき宗教が入り來る時は、社會的に混亂争鬭が起るを常とするものなり、これ何の故ぞ。

(ヘ) 開國進取の政策を實行するは國家の元氣と隆運とによる。殊に外國の文明を輸入して、我國の文化を助長するは比の時に於てす。故に爾後文明の進度を測らんと欲せば開國進取政策の實行の程度如何を知るを捷徑とすべし。備考 時間の都合によりて、復演の項は次の復習時に譲り、筆記は晝食後の少時を割く。

第四目 問答體

以上の三教法は歴史教授の主要なるものなれども、之を以て教法を悉すものにあらず。この他尙或は問答體あり、或は筆記體あり、或は自修體あり、以下少しく説明せん。

問答體は從來復習の場合を除きて之を歴史教授に試みたる者極めて少し。或は歴史の新教授に問答體を用ひるは不能なるべしと思惟する者もあるべきか。

吾人が曾て盛に此の方法を研究し實施したる際に、一教生が目を張りて「斯かる歴史教授もあるものよ」と長歎したる事あり。

歴史は單に過去の事實を暗記する學科にあらずとは世の一般に認むる所なりと雖も、然らば如何なる教授によりて之を實現すべきかについては、未だ良案無きが如し。吾人は窃に思ふ。この問題に對する疑問は我が問答體によりて始めて答解を得たるものなりと。

極端なる問答體を行ひ得る機會は、歴史教授上極めて稀なりと雖も、毎時間之を加味することは容易なり。今左に有力なる問答法を用ひ得べき場合を考ふるに

(イ)復習の場合、

(ロ)十分に練習を命じたる場合、

(ハ)複式教授に於ける自修期の後、

(ニ)自修體を用ひたる場合、

(ホ)既知事項と極めて類似の史實を取扱ふ場合、

(ヘ)容易に的確に諸般の批判洞察をなし得べき教材、

(ト)高等科の教授(一種の復習として)、
等之なり。

復習的問答體にありては主として史實の形式的問答を行ひ、變遷經過の跡を明にするが常なれども、新教授の場合にありては多くは大前提となるべき内容的命題を問答によりて發見せしめ、次に小前提となるべき既授事項を問答して、斷案となるべき事蹟の發生について模索せしめ、史的事實を以て物的心的に或る範圍内に於て必然到來の運命の如くに思惟せしむるを要す。斯くの如くして新事實を取扱ふ時は、兒童の腦裡に點々指呼し得る程明瞭に印刻せらるゝを疑はず。而して大前提を發見せしむるには

1. 既授事實よりする場合、

2. 人間の通性社會的理法等よりする場合、

3. 類例を與へて行はしむる場合、

等種々の場合あり。最も注意すべきは兒童の境遇學力に比して無理なる詮索を命ずべからざるにあり。

教案例の四(問答體)

- 一、題目 征韓論。
- 二、時間 一時間。
- 三、目的 征韓論の顛末について大要を授け、佐賀熊本萩等の亂を附説す。
- 四、教材 尋歴卷二、七一頁末行より七三頁末行まで。
- 五、教具 中國地方九州地方圖。岩倉具視西郷隆盛木戸孝允大久保利通等の肖像
エハガキ。

一 豫備

(1) 復習問答。

- (イ) ○明治政府の外交方針は。 ×開國進取。 ○その實行方法は。
×(i)公使の赴任駐劄。
- ×(ii)大使の派遣漫遊。(a)政體變改の告知、(b)條約改正の下話、(c)文物の視察
- ×(iii)米締約國との條約の締結。等。
- (ロ) ○幕末の勤王黨の考は。 ×尊王攘夷。 ○幕府黨は。 ×開國佐幕。 ○さうす

ると頑固の勤王黨は明治政府の外交方針をどう思ふであらうか。 ×(i)不服に思ふ。 ×(ii)安心できぬ。

(ハ) 明治新政府は構はずに諸種の改革を斷行した。 ○どんな事を。 ×(i)廢藩置縣。 ×(ii)散髮廢刀。 ×(iii)徵兵令の發布等。 ○昔氣質の士達はそれをどう思ふ。 ×(i)いやに思ふ。 ×(ii)不平に思ふ。

(ニ) 之等の不平が高じるとどうなる。 ×(i)しまひには暴動を起す。 ×(ii)政府に反對する。 ×(iii)政府を仆す。 ×(iv)謀叛を起す。

(ホ) さういふ反對はどんな時に起る。 ×(i)改革が甚しくなつた時。 ×(ii)政府の力が弱くなつた時。 ×(iii)改革後數年経つて、人心が少し倦怠て來た頃。 ○その頃起る騒動を何といつたか。 ×反動。

(ヘ) 反對運動中新政府から見て最も心配なのはどういふ場合か。 ×(i)政府の有力者中に大野心家ある場合。 ×(ii)政府部内の有力者間に不平黨が起つて、二派に分れた時。 「さうだ、例へば建武の中興で、尊氏のやうな大野心家があり、朝臣と武士とが調和し得なかつたやうなもの。」

(2) 目的指示。

さういふ場合が、そろ／＼明治政府にも起つて來た。その第一が「征韓論」(板書)の大騒動である。讀んで字の通り、朝鮮を征すべし、征すべからずの大議論である。

(3) 日韓の關係。

- (イ) 征韓論を調べるには第一に日本と朝鮮との關係を調べるのが大切である。
- (ロ) ○今迄に朝鮮征伐といふことがあつたが。(×)(i) 神功皇后の三韓征伐。(×)(ii) 豊臣秀吉の朝鮮征伐。○神功皇后はどういふ譯で三韓を征伐されたか。×新羅が熊襲をおだてて叛せしめたから。○豊臣秀吉は。×支那を討たうとしたのについて朝鮮が日本のいふことをきかず、却て支那のいふことをきいたから。
- (ハ) 日本では之まで外國征討といへば、いつも朝鮮だけであるのはどういふ譯であらう。

×(i) 朝鮮が一番近い外國であるから。

×(ii) 日本と朝鮮とは仲が良くなければならぬのに朝鮮で仲悪るをするから。

×(iii) 日本は小さい島國、支那は大陸の大國。朝鮮はその間にあつて、支那について日本を馬鹿にするから。

(ニ) 日本は朝鮮を分家のやうに思つてゐる。神代の頃既に本家分家の親しみがあつた位である。それから考へて、又々、征韓論の起つて來たのは何の爲か分るであらう。×朝鮮が日本を馬鹿にしたから。

(ホ) それなら徳川時代にはどんな交際をして居たであらう。×將軍の代替り毎に慶賀の使者を送つてゐた。×仲がよかつた。

(ヘ) それであるのに明治政府になつてから、馬鹿にされるといふは變ではないか。

二 提 示

(1) 朝鮮の侮辱。

(イ) 明治政府が朝鮮から馬鹿にされる理由は如何。(兒童に或は答へ得ざるべし。)

(ロ) それなら支那とは新に條約を結んだのに、朝鮮とはまだ結ばずに居る。日本

では朝鮮と條約を結ぶ必要はないのであらうか。

×(i)必要あり。

×(ii)密接の關係があるから最初最固の條約を結ぶ必要あり。

(ハ)日本では早速朝鮮に條約を結ばうではないかと、わざ／＼使をやつて勧めた。すると、朝鮮では日本の頑固な攘夷論者と同じやうな連中が一ぱい居て、汚れた明治政府——日本政府と交際するのは眞平だと、随分思ひきつて馬鹿にした挨拶をした。

(ニ)〇何を「汚れた」などといったのであらうか。

×(i)日本は白人(即ち白色の蠻人)の國と交際を開いたから。

×(ii)從來の風習を棄てて、白人の風習にならひ出したから。

(2) 征韓論起る。

イ 明治五年から六年にかけて、朝鮮討つべしとの聲が國內で非常に盛になつた。
ロ 政府部内でも、征韓論の主張が盛になつて來た。時の政府の頭太政大臣の三條實美は、あの人達の歸るまでは事を大きくしたくないと思つた。〇あの人

達とは誰か。×岩倉具視・木戸孝允・大久保利通等。

(ハ) 政府に居るものはそれを待つ必要は無いと叫ぶ。〇誰か。×西郷隆盛。

その外に後藤象二郎・板垣退助(現存)・江藤新平(以上板書)等がある。

征韓論者のうちにも二派ある。第一は直に兵を發せよといふ、第二はもう一度朝鮮に勸めて見て、それでも聽かないならば討てといふ。西郷隆盛は自分でその使者となつて、朝鮮へ行つて談判しようといふ意氣込であつた。

(ニ) かうなると、種々征韓論に都合のよいやうにそれ／＼立派な理由がついて來る。

第一、維新の改革に對する不平を無くなすによいといふ。〇何故であらうか。×政府に對する無念を外國に向つて晴してしまふ。

第二、佐幕尊王の二派を一つにまとめるに都合がよい。〇何故か。×國と國との對抗となつて、國內人心を一にする。

第三、西洋諸國が日本を馬鹿にしなくなる。〇何故か。×日本の武威を知るから。

第四、朝鮮の無禮は懲らすだけの値がある。

第五、開國政策は士氣を柔弱ならしめる。このまゝでは日本魂がすたれてしまふ。

斯うなつて來ると、三條實美一人の力では壓へきれぬ。そこで、愈々朝鮮を討たうと、政府の決心がほゞついた。

(3) 非征韓論者の主張。

(イ)そこへ六年九月、岩倉木戸、大久保等が歸つて來た。政府の方針をきいて、ビツクリして大反對を唱へ出した。

(ロ)反對には反對の理由が無くてはならない。○どんな理由があらうか。

×(i)西洋の進歩に比べると、日本はまだく、非常に遅れてゐる。一日も早く進歩させねばならぬ。(内治の急)。

×(ii)國內の外交問題(主として條約改正問題)が解決されないのに、更に外國と事を構ふるは不得策である。

×(iii)朝鮮の後背には支那がある、露國がある。朝鮮ばかりが相手では無い。

×(iv)外征には多額の費用がかかる。政府はそんな大金を得られない。

×(v)朝鮮の頑固は之を怒るよりも憐むべきである。之を討つよりも、寧ろ之を導くべきである。

×(vi)更に今一度使者を遣はして、その結果、征討しようとするのは理由が薄弱である。且、我慢すれば我慢できるでは無いか。

(ハ)かうなると、双方、理屈より感情に走つてしまふ。征韓論者はかういふ。

「何だ彼等は少し西洋をうろついて來てもうすつかり、日本魂を磨らしてしまつた。あきれたものだ。」

と。○非征韓論者はどういふか。

×「彼等は何と頑固で分らずであらう。世界の大事も國家の急務も分らない。(4) 征韓論敗る。」

(イ)問題は明治天皇の御宸斷を仰ぐこととなり、その結果征韓論が敗れた。六年十月のことである。

(ロ)と同時に西郷を始め同論者は悉く袂を連ねて職を辭し、國へ歸つてしまつた。

これが又大問題である。

(5) 不平黨の暴亂。

(イ)〇何故それが問題だ。

×(i)それ等の人は、ドー、セそのまゝには居るまい。

×(ii)民間には不平黨が多いから、それと一所になる。

×(iii)岩倉大久保木戸等は意氣地なし「西洋かぶれ」といはれて、政治がよく行はれなくなる。

(ロ)第一に起つた騒動は江藤新平が佐賀(板書)で起したものである。七年二月に起して、三月には平げられた。

(ハ)小さい騒動(百姓一揆、無頼漢の徒黨、浪士の亂暴等にして所謂「ブチ、コワ、シ」と稱するもの)は、その後引續き、國內諸所に起つた。

(ニ)九年には熊本に亂が起り、萩にも起つた。軍人や知事などが殺されたが、すぐに平げられた。

(ホ)最後に西南戦争となるのであるが、それは此の次にする。

三 整理

(1)教科書讀講。(七一頁末行より、七三頁末行迄)

(2)推究。

(イ)〇江藤新平が亂を起した心情と足利尊氏が叛した心持とどこが違ふか。(江藤は熱烈なる尊王家にして、毫も天皇に叛く意思は無かつた。)

(ロ)〇征韓論者と非征韓論者と何れに味方したいか。(いづれも國家を思ふ誠心より發したるもので、その間に區別は無い。但し、不平を起して騒亂を起すは大に不可である。)

(ハ)〇兩論の得失果して如何。(兩論共に自己の主張に忠なる爲に他を輕視した嫌がある。非征韓論者が唱へた程「征韓」は困難でもなく、利得(少くとも精神的)にする所があつたであらう。且全く問題を放擲せず、温和で有効な方法がありさうなものであつた。又、征韓論者もさう一概に「ムキ」にならずとも、少し時機を見て居たら、(直ぐ翌年は臺灣征伐をしたやうに)「征韓」の機會が立派に而も堂々とあつたであらう。斯う考へると結局日本はこの問題によつて、何れ

より見るも大損をしたのであつた。

第五目 筆記體

筆記體を筆記の程度によりて細別する時は尙數種となすことを得べし。

I. 極端なる筆記體。

今日専門學校に於て一般に採用せらるゝ所にして生徒が教授者の一語一語をノートに記載し行く方法なり。小學校に於ては時に高等科の上級に之を交ふることを得べきか。

II. 板書を伴ふ筆記體。

教師が説話しつゝ要點を板書し生徒は説話をききつゝ板書に倣ひて筆記し行く教法なり。高等科に於ては或る程度迄教科書の量が餘りに多く質が六かしき爲に必要なる教法なるべし。

III. まづ一段落づゝ要點を筆記せしめ(多くは教科書により)筆記し終れる後にその筆記要項について説明し行く方法。

複式教授等にはよく用ひらるゝものなれども教科書を解剖して理解を強

ふる上に有力なるを以て時に尋常科の單式に用ひてもよし。高等科に於ては特に屢々行ふを要す。

IV. 前者と反對に一段落を説話したる後に、その要項を筆記せしむる方法。

之また屢々用ひらるゝ方法にして複式を始め單式にても可なり。

吾人の見る所を以てすれば後に述ぶる如く筆記は主として附加事項復習事項等について行はしめんとするものなるが故に、大體に於て筆記體を用ふるは喜ばしからず。さればとて筆記そのものを排斥する意にあらざることとは勿論なり。或る學校にては兒童に絶えず鉛筆を持たしめ置き、史中の人物名その他の事項について説話に出づる際必ず筆記帳に記入せしめ(板書又は教科書を見ながら)教授の確實と効果の増進とを計畫しつゝあるを見たり。これ亦一種の筆記體なるべく、歴史を學ぶに單に耳又は眼のみならず筋肉に訴ふることは重要なることなり。「大隈」と書すべきを「大隅」「大隈」「大偶」或は「大隈」「大隅」と書す例頗る多きを見ても、歴史教授に筆記の重要なこと明かなり。たゞ吾人は之を復習として課せんことを欲するのみ。尤も高等科に於ては或は時間の節減を計り或は筆記力養成の爲に

筆記體を用ふることも少からざるは蓋し止むを得ざる也。

第六目 自修體

複式教授には是非とも交へざるべからざる教法なり。高等科の教授にも實際上の必要少からず、尋常科單式にても時に讀解力自發力等の養成上施すべき教法なり。

自修體は初めの二三回が最も困難なり。讀解力極めて少き上に、歴史はヂツとして居てお話を聽くべきものと觀じ居る兒童に、自學自修を強ひたりとて、效果を得難きこと明かなるべし。之が故に最初數回は

イ、自修の目的及び範圍。

ロ、自修の方法。

ハ、自修の結果の處置。

について懇なる指導をなさざるべからず。

(二)自修の目的にも數種あり。

(イ)難字句の發見、筆記等(即ち主として讀解の練磨に資するもの)

(ロ)事實の解説(主として教科書の解説的方面)

(ハ)事實の解剖(例へば戰役につきて原因・經過・結末等に分けて教科書より抽出分類する如き、或は白地圖に進軍の徑路を記入し行くが如き、或は年表作製の如き主として表解的方面)

(ニ)類似の事實との異同比較等。

(ホ)直觀物の觀察寫生等。

之等のうち範圍としては或は教科書の頁數行數にて區劃することあるべく事實によりて區劃することあるべし。例へば「原因」のみ摘出せしむるが如し。而して、一期限内に於て數度自修せしむる場合もあり、唯一度の自修を命ずる場合あり。

(二)方法についても考量すべきこと少からず。

(イ)各教授段階に於てなさしむべき自修の區別。

(ロ)自修に用ひる形式の區別。

例へば a. 難字句摘書解釋の場合の形式(小塗板使用又は字引を編纂して教室に備

付け置き児童の随覧を許すこと、又は優等生の利用等。

b. 事實の解説の場合の形式(解説事項の諸記等)

c. 事實の解剖に際し、戦亂ならば原因・経過・結末に分つこと、年表ならば御歴代・紀元年・數年・號事項に分つこと、等の形式。

d. 總括的表解の形式。

之等は初め児童と確き約束をなし、爾後常にその約束に従ひて學習せしめ行かざるべからず。

(三)自修の結果の處置については

(イ)各自に記帳せしむる場合。

(ロ)或児童に板書せしむる場合。

(ハ)或児童に讀方又は解説を試みしむる場合。

(ニ)各自に諸記・諸誦を命ずる場合。

(ホ)單に眼を通さしむる程度に止むる場合。

(ヘ)互に批判討論せしむる場合。

等によりて異なるべく、又、豫備段に於ける自修の處理、提示段に於ける自修の處理、整理段に於ける自修の處理について大なる差異あり。即ち自修には

(イ)自修によりて教授の出發點を得る場合。

(ロ)自修によりて教授の歸着點を求め、教授の結末を得しむる場合。

(ハ)主として讀解力の養成、自學力の増進に資する場合。

(ニ)児童の學力・心力等の試験に供する場合。

(ホ)複式教授等止むを得ずして行ふ場合。

等種々の動機あり、一々適應する處理をなさざるべからず。

自修體に於て児童の自修と教授者の解説講演とを如何に調節すべきかも極めて重要にして困難なる問題なり。吾人は曾て事の意外に自ら驚きたる經驗を有す。或時、一児童に向ひて

「自修は苦しきか、面白きか。」

と問ひたるに、児童は些の躊躇もなく

「自修は忌なれど、あとで先生の面白きお話が聴きたきためになすなり。」

と答へたり。この一小話を如何に解釋すべきか。或人は講演は自修を奨励する武器なりと解すべく、或人は講演は自修を害する障礙なりと解すべし。自修を命じながらその結果の處理を忽にして滔々と講演したり、兒童をして、自修は單にお役目のみ、先生の都合上の時間潰しのみと思ひ込まするは頗る不可なり。さればとて自修にのみ任せて講演に力を致さざるは不深切なり。兒童の學力氣風等に應じて適當に自修の程度と講演の程度とを鹽梅調節することは教授者として隠れたる苦心を要する所なり。

第四章 歴史教授上の重要問題

第一節 國體と立憲思想の根本義

教師が熾烈なる國家的觀念を抱藏すべきは言を俟たざれども、日本歴史科の教授に當りては一層その必要を見る。歴史は過去の事蹟を語りて變遷の跡を知らしめつゝ、愛國の心情を養ひ、國民的志操を成すべきものなり。變遷の跡を知らし

むるは何人にも可なるべし、これによりて冥々の裡に斯かる心情を作興せしむるは尋常の人の尋常の用意にては不可なり。教師たるもの自ら修養を怠らず、直ちに我が人格を兒童の心中に注ぎ込むべく深き誠意と遠き工夫とを以て、悅樂の世を説かば眉開け氣寛に微笑の頬邊に浮ぶを禁ずる能はざらしむべく、憤慨の事を述べば皆揚り息急に、思はず切齒扼腕せしめて、知的習得と同時に純乎たる情的修練を施し得るを要す。如何なる史話も、皇室を尊崇する精神の輝きと、國體を歎美する情緒の閃きとによりて進められざるべからず。而してわが國民をして國民的觀念を強からしむべき最も具體的方法は、常にわが建國の基を想起せしむるにあり。吾人が國家の現在及び將來を思ふ時、まづ金箭の如くに吾人の思想を射るものは遠き神代のいと嚴かなる神器授受の宣誓式ならざらばならず。彼の事ありて國體の基礎磐石の如く、神武帝の功業始めて大意義を示すと謂ふべし。神代史は實に國民的志操を作るべき根柢にして、わが國民は行住坐臥常に之を思ひて國家的觀念と國民的氣魄とを堅うすべきなり。

普通教育に於ける歴史科が古を簡略にし今を細密にすべきは各國の通論にし

て、我國に在りても此の原則に據るべきこと勿論なりと雖も、わが建國の遠くして美なる、その國民に及ぼす感化の遍くして強き、共に世界に冠絶する所、直ちに彼の原則のまゝに略述し去る能はざるものあり。教師は宜しく兒童の學力を稽へて敷衍説話し國民的志操の根柢養成に遺憾なからしめざるべからず。

然り而して『國家とは何ぞや』の問題は遠く希臘の哲學者の研究に始まり、今尙盛に縦論横議せらるゝ所人により國によりて所説百出殆ど眞理を辨別し難きの狀あり。小學校に於ては國家そのものゝ本質については觸るゝ所なく、單に國家の分子たる國民が、其の全部たる國家に對して如何に盡瘁すべきかについて教育するに止ると雖も、その根柢に於ては國家の本質論に根據して、我が國體の尊嚴なる所以を闡明せんことを心掛けざるを得ず。

國家は法人なりや否や、有機體なりや否や等の論は姑く措きて問はず、國家が人類の一の組織團體たることは何人も之を否む能はず、而してその要素としては、普通に通に、主權と人民と領土との三者を擧ぐ。之等の要素の單なる總和は國家にあらず、之等が一の系統によりて組織せられ有機的に結合せられたる團體が始めて國

家となるなり。國家組織の強弱純雜はその組織の系統によりて定まる。これ即ち曩に第二章に於て述べたる建國の體制なり。わが神代史によりて我國建國の體制を見るに

- (1) 組織の形式が自然なること。(征服篡奪等にあらざること。)(主權の發生がこの領土に對して自然にして純粹なること。)
 - (2) 君臣の分嚴として定まれること。(主權の所在がこの人民に對して確實に限定せられあること。)
 - (3) 皇室は臣民の總本家なること。(主權と領土と人民とが渾一體をなし『天皇即ち國家なり』の眞なること。)
- 等は何人も容易に知り得る所なり。

日本歴史科の要旨を、稍々奇矯なる言を以て表せば、『天皇即ち國家なり。』の眞意を明確に知らしむるにありといふを得べし。我が國にありては天皇に忠なる所以は國家に忠なる所以なり。畏くも我等臣民は天皇の御分身なり、御延長なり(血統的の方面は第二章に於て既にのべたり。)(天皇は我等臣民全體を包擁し給ひ、我

等臣民は悉く衰衣の御袖の下に在りて唯一體を形り、常に天皇の御光を浴び大御心によりて生く。而して今上天皇陛下は天祖天照大神の神靈の宿り給ふ御軀御歴代天皇の御威靈の輝き給ふ御體なり。否、今後の千萬年の御子孫の威嚴の集り給ふ御體なり。「朕と宣はせ給ふ一語には、天祖を始め奉り御歴代天皇の威靈を具へ給ひ更に畏くも萬古を通じ幾億兆の我等臣民(祖先及子孫)の悉くが包まれあり。日本國家は唯一の『我』なり、大我なり。畏くもわれ等が小軀は之を擴充すれば天皇を通じて國家と一致し、我即ち國家なり。」この意味に於て我即ち個體の發展向上は國家の發展なり、國家の向ふなり。個體は十分にその特色を發揮することに努力すべし。我が國家的信仰は個人の發展を基礎とするものなり。而も君臣の分は天地の如くに嚴定せられ、天祖天照大神が豊葦原を治し給ひたる瞬間に於て主權の所在は何等動搖なく混雜なし。天皇は常に絶對に自由にして最高なり。而して我等臣民は天皇の御延長として天皇を翼成し奉り、いと畏くも天皇は我等臣民に對し、我等臣民の爲に、我等臣民を以て、統治の大權を行ひ給ふなり。斯くの如き深遠なる帝國の理想は赫灼として神代史に明徴せられ、現代に於ける最も進歩

せる國家本質論も到底此の範圍を出づる能はざるなり。

主權と領土との關係に於ても、我國は自然にして純粹無雜の關係を有す。主權はまづ豊葦原に發生し、豊葦原は主權の發生によりて形成せられたり。豊葦原の形成と主權の發生とは前後なく、而も常に豊葦原はわが主權の光の中に於てのみ主權の光によりてのみ存在し發達し得るものにして、恰も我等臣民が建國の當初より、天皇によりて統一せられ一體となり、天皇の御光の中に於て、御光によりて生存し忠勤(翼成)し擴充することし來れると毫も異ならず。これ主權と臣民との關係が世界無比なるが如くに、主權と領土との關係も世界無比なり。この關係も神代史に炳乎たり。明治天皇深く宇内の大勢に察して憲法を欽定し給ひ、立憲の政體を立てて、國民參政の方途を明定し給ひしかど、その國家組織の精神は古今を通じて一貫し、毫も變改なきのみならず、之によりて一層確實となれり。

凡そ立憲政治には形式と精神とあり。形式に違反するを違憲をいひ、精神に違反するを非立憲といふ。而して立憲政治の形式は政治の組(即ち政體)を立法、行政、司法に分ち、各々天皇によつて統括せらるゝ獨特の機關を具ふるにあり。そ